

刑事施設の運営業務

(美祢社会復帰促進センター運営事業)

民間競争入札実施要項

(変更案)

令和 6 年 月

法務省

－目次－

1	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2	実施期間に関する事項	4
3	入札参加資格に関する事項	4
4	入札に参加する者の募集に関する事項	5
5	対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	6
6	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	14
7	民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	14
8	民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項	15
9	民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適切かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	15
10	民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任に関する事項	20
11	対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	20
12	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	20

刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業） 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国は、公共サービス改革基本方針（令和 4 年 7 月 5 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された美祢社会復帰促進センター（以下「美祢センター」という。）運営事業に係る業務委託（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

（1）対象公共サービスの詳細な内容

ア 対象施設の概要

対象施設は、美祢センターである（別紙 1 参照）。

イ 収容定員の概要

収容定員は 1,296 名とする。詳細は、別冊「美祢社会復帰促進センター運営業務に係る業務委託要求水準書」（以下「別冊要求水準書」という。）を参照のこと。

ウ 業務の対象及び内容

「総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務、分類事務支援業務」を対象とし、その内容は別冊要求水準書を参照のこと。

（2）対象公共サービスの質の設定

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、信義誠実をもって履行するものとする。

本業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、民間事業者は、別冊要求水準書を遵守すること。ただし、本要求水準は、国が要求する最低限の水準であり、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではない。

その他、別紙 2 「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について（通達）」（平成 18 年 5 月 23 日付け矯成第 3375 号矯正局長通達）別添アンケート用紙における食事、作業、職業訓練、就労支援、教育及び医療の各項目に係るアンケート結果、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項に定める刑事施設視察委員会の意見のうち食事、作業、職業訓練、就労支援、教育及び医療に関する意見に配慮し、業務を実施すること。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本事業の実施に当たっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

ア 法改正に伴う新たな課題の解決に資する提案

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、従来の懲役刑及び禁錮刑に代わり拘禁刑が創設されたところであり、受刑者には、改善更生を図るために必要な作業や指導を行うこととされ、これまで以上に個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇や社会復帰を見据えた社会により近い環境での処遇が求められる中、DX等を活用した多種多様なプログラムの実施が求められている。

また、同法により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に社会復帰支援の実施が掲げられ、被収容者が健全な社会生活を営むために必要な援助策や、満期釈放となった場合でも地域の支援につなげる仕組みが求められている。

そこで、こうした法改正に伴う新たな課題の解決に資する提案を行うこととする。

イ 地域との共生に関する提案

対象施設が所在する美祢市は、同施設を誘致した経緯があり、令和2年2月に策定した「第2期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「共生がつなぐ仕事づくり」として、「美祢社会復帰促進センターとの事業連携によるセンター生の社会復帰への支援」を掲げるなど、対象施設を地域の強みとして捉え、地方創生と再犯防止に資する取組を推進している。

こうした状況を踏まえ、対象施設では、これまで、受刑者の改善更生のための各種プログラムに地域課題の解決に資する取組を実施してきた経緯があり、本業務においても、こうした再犯防止と地方創生の双方に資する取組に係る提案、地域住民や多様なプレーヤーに開かれ、多様な個人や組織が対象施設に集まり、交流・対話が促進され、愛着を持って利用される施設とするための提案を行うこととする。また、本業務を通じて各主体がネットワーク化されるなど、地域共生に結びつく工夫についても提案を求めるものとする。

ウ 刑事施設に求められる新たな役割に関する提案

平成19年、我が国初めての官民協働刑務所として対象施設が運営を開始し、約18年の運営期間の中で、再犯防止に対する社会的要請の高まりなど、刑事施設に求められる役割は変化してきている。また、社会においては、SDGsの観点から脱炭素や環境保全などの社会課題の解決に資する取組が重視されるなど、刑事施設もこうした取組への貢献が求められている。

こうした刑事施設に求められる役割の変化に対応できるよう、これまでにない新たな発想で刑事施設の民間委託を考える必要がある。そのため、本事業においては、全国の刑事施設の先頭に立つ運営を実現するための先進的な取組に係る提案を行うこととする。

(4) 委託費の支払方法

国は、事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準（提案書に事業者提案があった事項を含む。）が満たされているか確認した上で、委託費を支払う。確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、民間事業者は、速やかに改善計画書を国に提出することとし、遂行後の確認ができない限り、対価の支払は行わないものとする。検査・監督の結果、質が確保されていない場合は、委託費の減額を行う。

委託費の支払に当たっては、民間事業者は四半期分の業務の完了後、国との間であらかじめ定める書面により四半期分の支払請求を行い、国は、これを受領した日から30日以内に質の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。なお、契約の締結から業務の開始までの間については、委託費の支払を行わない。

支払に関する詳細を以下に示す。

ア 民間事業者は、本業務において、公共サービスを民間事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は、提供される公共サービスを一体のものとして購入し、その対価を一体のものとして本業務の実施期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

イ 国は、令和15年4月を最終回として、四半期ごと、全32回に分けて委託費を支払う。

ウ 委託費のうち、食料費及び健康診断費については四半期ごとの実績に応じ、精算払いで支払う。この場合の食料費は、当該四半期における美祢センター被収容者の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とし、健康診断費は、当該四半期に医療業務に定める健康診断検査等を実施した人員又は回数に契約書に定める金額を乗じた額とする。

エ 国は、実施期間中、9(2)に定める調査及び12(2)に定める監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。調査・監督の結果、質が確保されていない場合には、別紙3に定める基準に従い委託費の減額措置を講じるほか、9(3)に定める指示を行うことができるものとする。

オ 国は、消費税相当額を委託費と併せて支払う。

(5) 費用負担等に関するその他の留意事項

ア 消耗品等

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品等については、全額民間事業者の負担とする。ただし、別添注記事項に記載している消耗品については、国が整備する。

イ 光熱水費

民間事業者が本業務を実施するのに直接必要となる光熱水に係る費用については、国が負担する。

ウ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和15年3月31日までとする。

3 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 法第33条の3第2項各号に該当する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (4) 予決令第71条の規定する次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年間を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。
 - ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後3年間経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」のA又はB等級に格付されている者であること若しくはC等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること。
- (6) 5（1）の事業者選定委員会の構成員本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。その証明として、納税証明書（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。その証明として、社会保険料納入確認書等（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。
- (9) 入札参加グループの入札について
 - ア 単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、施設維持管理業務のみを受託する企

業以外から代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、同一の入札単位において、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 代表企業及びグループ企業の全てが上記（1）から（8）の条件を満たすこと。

4 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

（1）入札に係るスケジュール（予定）

入札公告	令和6年3月上旬頃
入札公告後の質問受付	令和6年3月上旬頃
質問回答	令和6年3月中旬頃
入札参加資格審査書類の提出期限	令和6年3月中旬頃
入札参加資格の確認結果の通知	令和6年3月中旬頃
※ 入札参加資格を確認できた者に対し、対象施設の設計図面など施設の保安に関する情報が記載された文書の貸与又は閲覧を実施する。	
提案書の提出期限	令和6年3月中旬頃
入札書提出期限・開札及び落札予定者の決定	令和6年3月下旬頃
暴力団排除条項該当性に関する照会	令和6年3月下旬頃
契約の締結	令和6年3月下旬頃
運営開始準備業務の開始	契約締結後
業務の開始	令和7年4月 1日

（2）入札実施手続

本件は、電子調達システムで応札及び入札までの手続を行うこととし、その詳細については、別途配布する入札説明書に定める。

ア 提出書類

本業務の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格審査書類、入札価格を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための本業務実施の具体的な方法、公共サービスの質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）を提出すること。

イ 入札参加資格審査書類

入札参加資格審査書類には、入札参加希望者に係る次の資料を添付する。

（ア）入札参加者の概要に関する資料（会社概要、定款等）

（イ）法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類

（ウ）令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」のA又はB等級に格付されている者であること

若しくはC等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であることを証する書類

ウ 提案書

提案書には、5の「対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」に示した各審査項目に対する提案を具体的に記載すること。また、提案書には、提案書の記載内容を証する資料を添付すること。

エ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者又は入札参加者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

オ 入札の延期

入札参加者が連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

カ 代理人による入札

- (ア) 代理人が入札及び開札に参加する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印するとともに、入札時までに別途定める様式による委任状を提出しなければならない。
- (イ) 入札参加者及びその代理人は、本入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

キ 開札に当たっての留意事項

- (ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (イ) 入札参加者及びその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (ウ) 入札参加者及びその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札担当職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (エ) 入札参加者及びその代理人は、入札中は、入札執行責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5 対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下5において「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

(1) 落札者の決定に当たっての質の評価項目の設定

審査は入札参加者の入札参加資格の有無を判断する「第1次審査」と提案内容等を審査する「第2次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、審査に当たっては、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会

を設置するものとし、事業者選定委員会は、入札参加者からの提案内容を審査し、その結果を国に報告する。国はこれを受けて、落札者を決定する。

ア 第1次審査

入札参加者が、本業務の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものであり、具体的には、「3 入札参加資格」に定める資格の有無について審査を行う。なお、3(2)に該当するか否かについては、イ(ア)aの必須項目審査で確認する。

イ 第2次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容を審査するものである。第2次審査の手順は次のとおりである。

(ア) 提案審査

提案書の内容を審査する。ただし、提案書に要求範囲外の提案が記載されている場合には、その部分は採点の対象としない。

a 必須項目審査

提案内容が要求水準の全てを満たす内容となっているのか審査を行う。

具体的には、c 審査項目【必須項目】の各項目に係る提案内容で要求水準を満たすことができるか否かを審査する。

審査結果において提案内容が全ての要求水準を満たしている場合には適格とし、一項目でも満たしていない場合には不合格とする。適格者には、基礎点(40点)を付与する。

b 加点項目審査

提案のうち、国が特に重視する項目(加点項目)について、提案内容が優れているか否か審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づき判断し、その程度に応じて加点を付与する。

具体的には、評価のポイントごとに2つの評価の観点を設け、提案書の内容がそれぞれの観点を満たしているか否かに応じ、おおむね次のとおり加点を付与する。なお、加点を付与する際の評価方法については、事業者選定委員会において定めるものとする。

評価	配点が10点 満点の項目	配点が5点 満点の項目
とても優れている。	10	5
優れている。	5	3
優れているとは認められない。	0	0

加点は、260点満点とし、審査項目についてはc 審査項目【加点項目①②】を参照のこと。

c 審査項目

【必須項目】

審査項目	評価のポイント
1. 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総括マネジメント業務及び各運営業務の責任者について、本業務の趣旨を十分に理解し、本業務を適切に管理運営できる者を選定している。 ・本事業に対し、事業者が提案した体制等を業務開始時までに確実に準備を整え、また提案した内容等を事業期間中に履行が可能な計画となっている。 ・食材の調達について、事業期間にわたり、3食を365日安定的に給与するほか、天災等有事の際であっても安定的な運営かつ平常時に準じた食事の提供が可能となるような調達計画となっている。 ・本業務の特殊性を踏まえた高いコンプライアンス・セキュリティ管理体制（秘密の保持及び個人情報の保護に関するものを含む。）が構築されている。 ・本業務の実施に関わるリスクが緻密に分析され、リスクを最小化するための効果的かつ具体的な対応策が講じられている。 ・民間事業者によるセルフモニタリングが徹底される体制・手法が提案されており、業務遂行の安定性・継続性の確保に向けた適切かつ効果的なモニタリング手法が採られている。 ・モニタリングの結果、業務上何らかの問題が発生することが予測される場合における状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。 ・モニタリングの結果、業務実施上何らかの問題が発生したことが判明した場合に効果的に機能するバックアップ体制の整備等の状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。
2. 人的体制	
人的体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するための業務ごとの民間職員数及び実施体制がそれぞれの業務を適正かつ確実に遂行できるものとなっている。 ・業務区分をまたぐ業務にも迅速に対応し、また各職員が他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、実施期間にわたり円滑に施設運営ができるための方策が講じられている。
3. 研修体制	
研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・民間職員が業務を適正かつ確実に遂行できるよう、実効性のある研修の実施体制及び研修内容となっている。

【加点項目①】

審査項目	評価のポイント	配点
1. 基本コンセプト		55
官民協働による運営	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の枠組みにとらわれない多様な分野の企業や団体、機関などの多様な連携により、受刑者の再犯防止に資する取組を実施できるような基本的な考え方や具体的な実施体制について、優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。 	10
人材の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・受刑者の収容の確保を図りつつ、拘禁刑の導入を踏まえ、これまで以上に個々の受刑者の特性などに応じた柔軟な処遇を実施するための基本的な考え方や具体的な指導等の内容について、優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・被収容者が健全な社会生活を営むために必要な社会復帰支援を矯正処遇と有機的に連携しながら実施可能とするための、基本的な考え方や具体的な実施体制・方法について優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。 	5

	・地域資源を活用しつつ、地方自治体など地域の社会課題解決に取り組む者との連携を通じて実施する、再犯防止及び地域の社会課題解決に資する矯正処遇について、具体的かつ優れた提案がなされている。	10
地域との共生	・事業期間にわたり、社会情勢の変化を踏まえた地域ぐるみの再犯防止やSDGs実現のための地域課題解決に、地元企業・団体や関係機関などと共に取り組む「コミュニティハブ」として対象施設を機能させる基本的な考え方や方策について、具体的かつ優れた提案がなされている。	10
新たなテクノロジーを活用した一般社会に近い環境を実現する工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の業務だけでなく、施設運営の全体を通して、VRやメタバース等のデジタル空間を活用することで、収容期間を通して、デジタル空間ならではの利点を生かした質の高い効果的な矯正処遇等を提供するための優れた提案がなされている。 ・VRやメタバース等を活用したデジタル空間での矯正処遇等について、高度なリアリティを実現し、双方面でのコミュニケーションや、多様な想定での訓練ができるよう優れた提案がなされている。 ・VRやメタバース等を活用したデジタル空間での矯正処遇等について、受刑者のニーズや課題及び技術革新等の社会情勢の変化に応じた多様なプログラム及び柔軟な見直しが提案されている。 	5 5 5
2. 総括マネジメント業務		20
共通	・非常事態発生時や緊急時であっても業務を円滑に遂行するために必要な権限を総括業務責任者に付与しているなど、迅速な意思決定、業務継続を可能とする優れた提案がなされている。	5
人的体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施期間にわたり業務を適確に遂行できる能力を有する職員の安定的な雇用を確保するための待遇や、職務環境整備、各業務部署・担当者間の円滑な情報共有を促し、効率的・効果的な業務遂行について優れた提案がなされている。 ・受刑者の出所後の就労、社会復帰を見据え、職業訓練業務、教育業務など、業務間のシームレスな連携を図るための優れた提案がなされている。 	5 5
事業計画	・技術の進展や社会情勢の変化、刑事政策の動向、運営業務の実施状況など、運営開始後の諸条件の変化に柔軟に対応とともに、運営開始後においても再犯防止や地方創生等の社会課題解決に資する取組を積極的に企画・試行・導入可能とする、優れた事業計画についての提案がなされている。	5
3. 施設維持管理業務		10
施設維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設の特殊性を踏まえた、非常時・緊急時の対応方策について優れた提案がなされている。 ・光熱水費、修繕費等のコスト低減について優れた提案がなされている。 	5 5
4. 総務業務		15
参観・広報支援	・多種・多様な媒体の活用や創意工夫を凝らしたコンテンツ作りなど、国民の理解を深める魅力的な広報を実施するための優れた提案がなされている。	5
情報システム管理	・システムの安定的な運営が確保されるよう、常時、セキュリティ対策を実施・アップデートするとともに、障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧するための対応策について優れた提案	5

	がなされている。 ・職員が利用しやすいよう、システムの分かりやすさについて工夫がなされている。	
	・職員が利用しやすいよう、システムの分かりやすさについて工夫がなされている。	5
5. 収容関連サービス業務		25
給食業務	・食中毒の発生や異物混入を防止するための有効かつ効果的な方策について優れた提案がなされている。	5
	・食材の地元調達など、事業期間にわたり安定して食材調達を可能とするような優れた提案がなされている。	10
衣類・寝具類の提供	・施設の管理運営に支障を来たすことなく、かつ、被収容者が快適な生活を送れるよう、良質な衣類・寝具類を提供し、衛生的に管理、保管する体制について優れた提案がなされている。	5
職員食堂等運営業務 <独立採算業務>	・職員食堂及び自動販売機の運営に関し、職員食堂の営業が義務づけられていない時間帯を含め、円滑かつ満足度の高い飲食サービス等を提供する優れた提案がなされている。	5
6. 警備業務		20
警備システム	・対象施設の特徴を踏まえ、異状の発生場所、状況を迅速かつ確実に検知・追跡できるなど、優れた提案がなされている。	5
位置情報把握システム	・位置情報を確実に把握するための方策について、最新の技術を取り入れるなど、既存のシステムよりも優れた提案がなされている。	5
	・オペレーションの容易さについて、既存のシステムよりも優れた提案がなされている。	5
	・システムの安定的な運営が確保されるよう、常時、セキュリティ対策を実施・アップデートするとともに、障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧するための対応策について優れた提案がなされている。	5
7. 作業業務		30
科目設定・実施体制・効果検証体制	・社会の労働需要を踏まえ、かつ受刑者の能力・資質に応じた多様で質の高い作業（職業訓練を含む。）が実施できるような科目設定、実施体制、効果検証体制となっており、積極的に科目の見直し等を行うための優れた提案がなされている。	5
	・プロジェクトの企画立案や起業に必要な能力を身に付けさせるなど、資格取得にとどまらず、出所後の就労の選択の幅を広げることのできる職業訓練科目の設定について優れた提案がなされている。	5
有用な作業の確保	・作業提供企業によって提供する作業が生産的かつ受刑者に達成感を感じさせる内容となるような配慮がなされている。また、社会貢献作業など、多様な作業を確保するための優れた提案がなされている。	5
	・一定の製品を作る作業だけでなく、ITを活用した作業や、製品のデザインなど、受刑者の出所後の就労の選択肢の幅を広げることのできる有用な作業の提案がなされている。	5
民間ならではの創意工夫を生かした、質の高い職業訓練の実施	・実習や双方向での対話、大学等外部機関との連携など、創意工夫を凝らしたコンテンツを訓練科目に組み込むことで、受刑者が自己に必要な職業上有用な知識や技能を自ら認識し、習得するための意欲を喚起するような優れた提案がなされている。	10
8. 教育業務		30
プログラム企画・策定	・個々の受刑者のニーズやリスクアセスメントに応じた多様な一	10

	般改善指導プログラムの企画、ニーズの変化等に応じてプログラムを見直して提供する方策についての優れた提案がなされている。	
社会課題解決に取り組む意欲を喚起する教育の実施	・ S D G s の実現のための地域課題等の要因や解決策を考えさせるなど、受刑者自ら考え、社会課題の解決に関与する意欲を喚起するプログラムを実施するための提案がなされている。	10
民間ならではの創意工夫を生かした、質の高い教育の実施	・ 実習や双方向での対話、大学等外部機関との連携など、創意工夫を凝らしたコンテンツをプログラムに組み込むことで、受刑者が自己に必要な知識や生活態度を自ら認識し、習得するための意欲を喚起するような優れた提案がなされている。	5
刑執行開始時及び釈放前の指導	・ 矯正処遇を受けることの意義を受刑者に理解させ、動機付けする内容（刑執行開始時）や、個々の受刑者のニーズに応じて指導や情報提供等を積極的に行い、出所後の円滑な社会復帰を実現するための内容（釈放前）について優れた提案がなされている。	5
9. 医療業務		5
医療機器の整備・更新	・ 医療機器等の整備・更新業務について、業務実施期間にわたり業務を円滑に遂行できるよう、また、社会一般で提供される医療水準を大幅に下回らないよう、適切なタイミングで更新する計画が提案されている。	5
10. 分類事務支援業務		25
実施体制	・ 受刑生活の進度に応じた受刑者の心情把握のため、技能を有するスタッフによる実施体制及び技能を有するスタッフを確保するための方策について優れた提案がなされている。	5
就労支援	・ 受刑期間の初期の段階から、就労支援を通じて出所後の就労など生活プランを考えさせ、そのプランを実現するために必要な知識・技能を習得することができるような作業、指導を実施する具体的かつ優れた提案がなされている。	10
保護関係事務	・ 受刑者の出所後の就労や円滑な社会復帰を目的とした、保護関係機関等との連携強化、関係性の構築、受入れ先確保についての具体的な提案がなされている。	10

【加点項目②】

審査項目	評価のポイント	配点										
ワーク・ライフ・バランス等推進企業及び賃上げの実施を表明した企業等に関する評価	25											
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※ グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を合計し、その合計点をグループ企業の数で按分した点数とする。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし等認定企業） <table> <tr> <td>1 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点 4 点</td> </tr> <tr> <td>2 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点 6 点</td> </tr> <tr> <td>3 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点 8 点</td> </tr> <tr> <td>行動計画（※ 2）</td> <td>加点得点 2 点</td> </tr> <tr> <td>プラチナえるぼし（※ 3）</td> <td>加点得点 10 点</td> </tr> </table> ※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※ 2 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※ 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条に基づく認定 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定 	1 段階目（※ 1）	加点得点 4 点	2 段階目（※ 1）	加点得点 6 点	3 段階目（※ 1）	加点得点 8 点	行動計画（※ 2）	加点得点 2 点	プラチナえるぼし（※ 3）	加点得点 10 点	10
1 段階目（※ 1）	加点得点 4 点											
2 段階目（※ 1）	加点得点 6 点											
3 段階目（※ 1）	加点得点 8 点											
行動計画（※ 2）	加点得点 2 点											
プラチナえるぼし（※ 3）	加点得点 10 点											

	<p>定（くるみん等認定企業）（※4）</p> <p>トライくるみん 加点得点 6点（※5）</p> <p>くるみん（令和4年4月1日以降の基準） 加点得点 6点（※6）</p> <p>くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 加点得点 6点（※7）</p> <p>くるみん（平成29年3月31日までの基準） 加点得点 4点（※8）</p> <p>プラチナくるみん 加点得点 10点（※9）</p> <p>※4 次世代育成支援対策推進法第13条、第15条の2に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>※9 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定 ユースエール認定 加点得点 8点</p>	
賃上げの実施を表明した企業等	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】 加点得点 15点 事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】 加点得点 15点 <p>※ この項目で加点を希望する者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること（グループで入札に参加する場合は、各グループ企業による表明が必要である）。</p> <p>※ この項目で加点を受けた落札者に対しては、当該落札者の事業年度等が終了した後、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって速やかに契約担当官等が確認を行うので確認のため必要な書類は速やかに提出すること。</p> <p>※ 評価項目の確認方法は以下のとおりとする。</p> <p>①事業年度により賃上げを表明した場合 賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」</p>	15

	<p>(以下「合計額」という。) を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか</p> <p>②暦年により賃上げを表明した場合</p> <p>「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか</p> <p>※ 中小企業にあっては、上記比較をすべき金額は、①の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、②の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。</p> <p>※ 上記に規定される書類以外の書類等にて賃上げ実績についての確認をする場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとする。</p> <p>※ 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。</p> <p>なお、グループの場合に、実績確認においてグループ企業の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当グループ、未達成となったグループ企業である企業及び未達成となった企業を構成員に含むグループに対して行う。</p>	
--	---	--

（イ）開札

入札価格が予定価格の制限の範囲内かを確認する。全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合には、再度入札を行う。

（ウ）総合評価

（ア）の提案内容の審査による各提案の得点及び（イ）の予定価格の範囲内の入札価格を基に総合評価を行い、落札者を決定する。

（2）落札者の決定に当たっての評価方法

ア 落札者の決定方法

基礎点（40点）に加点項目審査で得られた加点（260点）を加えた値（技術評価点）と、入札価格から求められる値（価格評価点）の合計値（総合評価点）をもつて行う。

○総合評価点（450点）＝技術評価点（300点）＋価格評価点（150点）

価格評価点の評価方法は以下のとおりである。

○価格評価点＝価格点（150点）×（1－入札価格／予定価格）

イ 落札者の決定

上記アの評価に従い、最も高い総合評価点を得た者を落札者として決定する。

ウ 留意事項

(ア) 総合評価点の高かった者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合には、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められる場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合には、次に総合評価点が高い者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保できるか否か、本業務の従事予定者に支払われる賃金額が適正か否か、従事予定者が当該金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（総括業務責任者及び各業務責任者の配置の有無、従事職員数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- c 実施期間中における他の契約請負状況
- d 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- e 資産状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(イ) 評価の結果、落札者となるべき者が二者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによつてもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によつても落札者となるべき者が決定しない場合には、本業務開始時期を勘案の上、国が従来どおり自ら実施することなどを検討する。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施状況に関する情報は、別添のとおり。

7 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

本業務を実施するために必要な次の施設及び設備等については、これを無償で使用させる。

(1) 使用可能な施設

美祢センター

(2) 使用可能な設備、什器・備品等

別添の3「従来の実施に要した施設及び設備」のとおり。

その他、本業務の実施に当たり必要な設備、什器・備品（これらに係る消耗品を含む。）については、民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。

8 民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項（法第14条第2項第8号）

民間事業者が本業務を実施する場合には、法第33条の3の規定を適用する。

9 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

ア 業務実施要領及び業務年間計画書の作成及び提出

民間事業者は、基本計画については事業開始時までに、令和6年度の業務年間計画書（実施計画も含む。）については令和6年4月1日までに、令和7年度以降の業務実施要領及び業務年間計画書（令和7年度以降の年度実施計画も含む。）については、当該年度開始日の30日前までに、国と協議の上策定し、国の確認を受ける。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書を作成し、原則として、業務日誌は翌開庁日に、月次報告書は毎月業務終了後7開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後7開庁日以内に、年次業務報告書は業務年度終了後14開庁日以内に、国に報告する。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するのに必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は国の職員に民間事業者の事務所その他の施設に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う場合には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、民間事業者に提示する。

(3) 指示

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

ア 民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施

設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。

(ア) 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

(イ) 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本業務に従事する民間職員に対して研修を実施すること。

イ 民間事業者（その者が法人である場合にはその役員）若しくはその職員その他の本業務に従事する者（以下「民間事業者等」という。）又は民間事業者等であった者は、本業務に関して知り得た全ての情報（開示の時に公知である情報を除く。以下「秘密情報」という。）を漏えいし、又は盗用してはならない。

ウ 民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

エ 民間事業者等は、秘密情報を漏えいしない旨の誓約書を国に提出しなければならない。

オ イに該当する場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講すべき措置

ア 研修及び引継ぎの実施

(ア) 研修

民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定して、国の確認を受けなければならない。

国の確認後、業務開始までに、研修計画に基づき、従事する職員に対する研修を実施する。

なお、上記以降に業務に従事することとなった職員に対する研修については、その都度実施する。

国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

民間事業者は、実施した研修の結果を、研修実施後速やかに、国に報告しなければならない。

(イ) 引継ぎ

国は、民間事業者による対象施設の視察、現行事業者との調整機会の付与など、引継ぎに必要な措置を講じるので、民間事業者は、本業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、総括業務責任者及び各業務責任者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎは、その能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、次期民間事業者に対し、必要な業務の引継ぎを行うものとし、引継書を作成するなど円滑な業務引継ぎに協力しなければならない。

イ 業務の開始準備

民間事業者は、9(1)ア及び(4)ア(ア)に定める実施要領の策定並びに(4)ア(イ)、(5)ア(ア)及び(イ)に定める研修及び引継ぎを行うほか、7に定める本業務の実施に当たり必要となる設備、什器・備品等を業務開始の7日前までに整備し、業務開始までに、国が適当と認める方法により、整備の完了検査を行う。

また、民間事業者は、整備の完了検査の後2日以内に、当該設備、什器・備品等の取扱いを国に説明する。

ウ 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承諾を受けなければならぬ。

エ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する職員の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

キ 実施期間終了後の引継ぎ

(ア) 国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、実施期間終了日の1年前から協議を開始する。

(イ) 民間事業者は、国又は国の指定する第三者が実施期間終了後、本事業を引き続き行うことができるよう、上記の協議において合意された事項に従い、実施期間終了日の6箇月前から本業務に関して必要な事項を説明するとともに、民間事業者が本業務を遂行するために用いた書類を提供するほか、本業務の承継に必要な手続を行う。

(ウ) 上記の手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。

(エ) 民間事業者は、本契約の終了と同時に、要求水準等に従って、民間事業者が刑事施設に設置した設備、機器、備品等であって、民間事業者が所有し又はリース契約等により使用権原を有する資産を国に引き渡し、その所有権を国に移転しなければならない。なお、その詳細については、別途、契約書に定めることとする。

ク 権利の譲渡等

(ア) 民間事業者は、あらかじめ国が承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又

は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(イ) 国は、本業務に関連して作成された書類、プログラム及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻訳する権利を含む。）を有するものとする。なお、実施期間終了後の取扱いについては、別途、契約書に定めることとする。

(ウ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(エ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を得なければならない。

ケ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本事業の対象施設において、国の許可を得ることなく自ら行う事業又は国以外の者との契約（国との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

コ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の一部について、再委託をしようとする場合には、原則としてあらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他の運営管理の方法（以下「再委託範囲等」という。）について記載するものとする。

(ウ) 民間事業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託範囲等を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。

(エ) 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が国に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し、9（4）及び（5）に定める事項その他の事項について適切な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

(オ) 再委託先は、9（4）及び（5）に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ) (イ) から (オ) までに基づき、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が負うものとする。

サ 契約内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議し、法第21条に基づき、監理委員会の議を経なければならない。

ただし、国は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

国は、契約の内容を変更した場合には、合理的な範囲内の増加費用が発生する場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該費用相当額を委託費から減額する。

契約内容は、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

シ 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 法第33条の3第6項に該当するとき。

(ウ) 本実施要項に定める手続に違反したとき。ただし、軽微な違反を除く。

(エ) 次のことが明らかになったとき。

a 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること。

b 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

c 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

d 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

ス 契約解除時の取扱い

(ア) シに該当し、契約を解除した場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

(イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(ア)の委託費を控除した金額の100分の10に相応する金額を違約金として国が指定する期間内に国に納付しなければならない。

(ウ) 国は、民間事業者が、(イ)に定める金額を国の指定する期限までに納付しないときは、その支払期限の翌日から起算して納付のあった日までの日数に応じて年100分の3の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 国は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求ができる。

セ 契約の解釈

契約の解釈について疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

10 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）

(1) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。

11 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和 12 年 11 月頃予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、令和 12 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

国は、次の項目について、実施状況等の調査を行うものとする。

ア 1 (2) において業務の質として設定した項目

イ その他業務の実施状況

(3) その他

国は、実施状況の調査に当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

12 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第 14 条第 2 項第 12 号）

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

国は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国の監督体制

- ア 本業務の契約に係る監督は、契約担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、9により行うこととする。
- ウ 本業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させるとの観点から情報共有や検討を行うため、民間事業者との間で、必要に応じて隨時打合せを行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

- ア 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は法務省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ウ 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。
 - (ア) 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者
 - (イ) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者
- エ 民間事業者が法人の場合において、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して上記ウの刑が科される。

(4) 被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害

- ア 被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次のとおりとする。
 - (ア) 当該被収容者の行為によって、民間事業者の有する設備、機器、備品等が損壊又は滅失した場合
 - a 当該被収容者の行為が、当該設備、機器、備品等の通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、民間事業者の負担とする。
 - b a以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。
 - (イ) 当該被収容者の行為によって、国の職員、民間職員及び第三者に損害が発生した場合には、当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。
- イ アにかかるわらず、被収容者に係る次の事由（当該事由の発生について民間事業者に帰責性がある場合については、別紙3に定めるところによる。）に起因して発生した増加費用及び損害は、国の負担とする。

区分	増加費用又は損害の負担
警備業務	被収容者の責めに帰すべき事由による事故、被収容者の逃走の対応及び被収容者の自殺・自傷等の対応に起因する増加費用及び損害
技術指導業務	受刑者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害
職業訓練業務	受刑者の責めに帰すべき事由による職業訓練中の事故に起因する損害
教育業務、分類事務支援業務	被収容者の責めに帰すべき事由による指導及び面接中の事故に起因する損害
医療業務	被収容者の責めに帰すべき事由による健康診断の事故に起因する損害
収容関連サービス業務	被収容者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害

(5) 人権配慮

民間事業者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

美祢社会復帰促進センターの概況について

1 施設・建物関係 (令和4年4月1日現在)

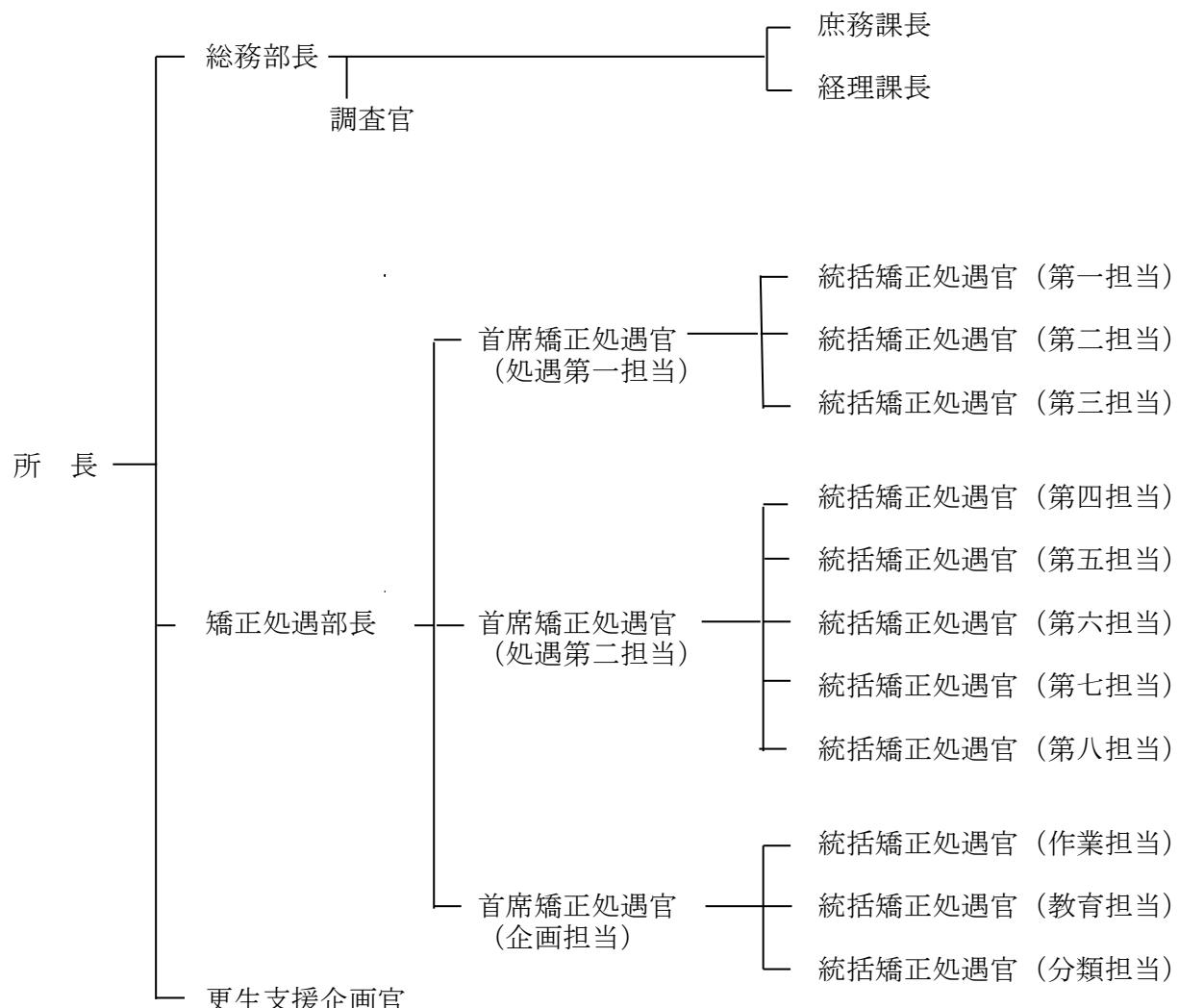
(1) 所在地等

①所在地 山口県美祢市豊田前町麻生下10
 ②敷地面積 280,622 m²
 ③建物延床面積 50,580 m² (宿舎関係を除く。)

(2) 増改築の状況

平成18年1月 新営工事着工
 平成19年4月 美祢社会復帰促進センターとして開庁
 平成22年11月 女子収容棟増設工事着工
 平成23年9月 増設工事竣工

2 組織図及び職員配置 (令和4年4月1日現在)



3 職員定員 (令和4年4月1日現在)

171名

4 収容状況及び収容対象

(1) 現在の収容状況等 (令和4年4月1日現在)

定 員	現 員	収容率 (%)	収 容 対 象
1,300 〔 男子500 女子800 ※1 〕	544 〔 男子246 女子298 〕	42%	W(女子)、YA、A YA及びAは、男子美祢社会復帰促進センター対象者に限る。 ※2、3

※1 令和4年4月、収容定員の変更により1,296名（男子500、女子796）

※2 Y（可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人）、A（犯罪傾向が進んでいない者）

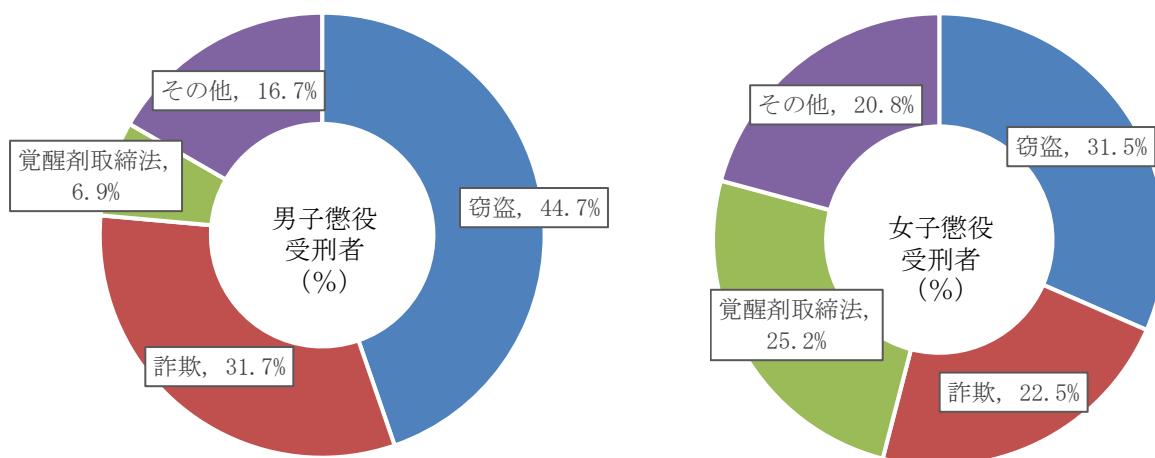
※3 男子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。

- ① 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
- ② 刑事施設への収容が初めてであること。
- ③ 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- ④ 犯罪傾向が進んでいないこと。
- ⑤ 原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじやつ起していないこと。
- ⑥ 執行すべき刑期が6年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残刑期が1年以上であること。
- ⑦ 20歳以上であること。
- ⑧ 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- ⑨ 集団生活に順応できること。
- ⑩ 心身に著しい障害がないこと。
- ⑪ 交通事犯集禁対象者ではないこと。

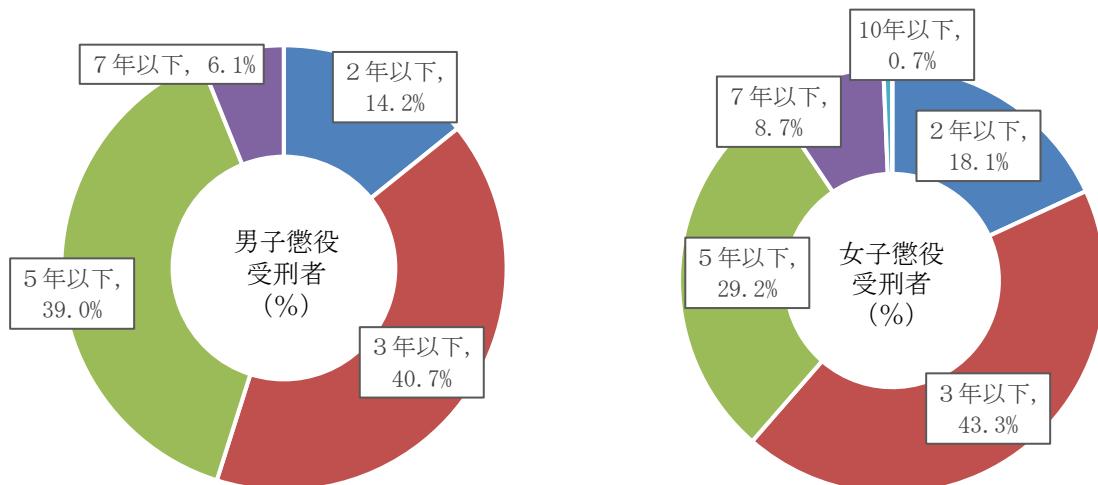
女子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次の①から⑦までのいずれにも該当する女子並びに20歳未満の者又は少年法第20条若しくは第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者で20歳以上26歳未満の者については、26歳に達するまでの間は、①から④まで、⑦及び⑧のいずれにも該当する女子とする。

- ① 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
- ② 刑事施設への収容が初めてであること。
- ③ 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- ④ 犯罪傾向が進んでいないこと。
- ⑤ 執行すべき刑期が10年未満又は執行すべき刑期が10年以上であって残刑期が5年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残刑期が1年以上であること。
- ⑥ 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- ⑦ 心身に著しい障害がないこと。
- ⑧ 執行すべき刑期が9月以上であること。

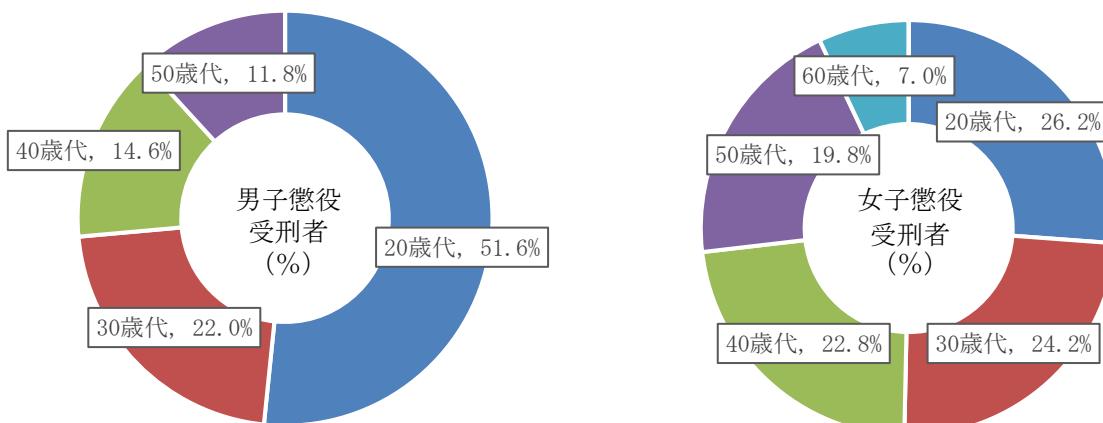
(2) 罪名別収容人員（令和4年4月1日現在）



(3) 刑期別収容人員（令和4年4月1日現在）



(4) 年齢別収容人員（令和4年4月1日現在）



法務省矯成第3375号
平成18年5月23日

改正 法務省矯総第3362号
平成19年5月30日
改正 法務省矯成第645号
平成24年3月27日
改正 法務省矯成第2185号
平成24年10月2日
改正 法務省矯成第1464号
平成28年5月25日
改正 法務省矯成第1374号
平成29年5月15日

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
少年院長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

受刑者に対する釈放時アンケートの実施について（通達）
標記について、下記のとおり定め、本年5月24日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成17年3月8日付け法務省矯教第1390号当職通達「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」及び同日付け法務省矯教第1391号当局教育課長依命通知「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」は、廃止します。

記

1 趣旨について

受刑者に対する釈放時アンケート（以下「釈放時アンケート」という。）は、受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用することである。

2 釈放時アンケートの対象者について

釈放となる受刑者（アンケートの実施を拒否する者及び傷病等のためアンケートの実施が困難な者は除く。）を対象とすること。

3 釈放時アンケートの実施方法について

(1) 実施時期

アンケートの実施時期は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第85条第1項第2号の指導を行う期間のうち適宜の時期とすること。

(2) アンケート用紙等の配布

上記2の対象者に対し、別添のアンケート用紙及び自由発言用紙（別紙様式）を配布し、適宜、回答を記入させること。

なお、対象者に対しては、所定の欄以外や余白等には何も記載しないよう指導すること。

(3) アンケート用紙等の回収

アンケート用紙等を回収する際には、回答していない項目又は回答方法が誤っている項目（例えば、選択肢を一つ選ぶべき項目について、二つ以上選択しているなど）等があっても、そのまま回収し、回答方法や回答内容に関する指導は行わないこと。

4 釈放時アンケートの整理及び提出について

(1) アンケート用紙等の整理

アンケート用紙等を回収した場合には、刑事施設（対象者が在院している少年院を含む。以下同じ。）の職員が、下記アからウまでの記載要領に従い、アンケート用紙の頭書部分の「符号」、「年」、「月」及び「追番号」の各欄に必要な事項を記入すること。

ア 符号及び追番号の欄には、当該受刑者について作成した受刑者出所調査票（平成18年5月23日付け法務省司司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第8号）の序名の符号及び追番号をそれぞれ転記すること。

イ 年の欄には、アンケートを実施した年について、西暦の下2桁を記入すること。

ウ 月の欄には、アンケートを実施した月を記入すること。

(2) アンケート用紙の提出

アンケート用紙は、各刑事施設において、毎月、その月に実施した分を取りまとめ、各年度分ごとに、別途指定する宛先に提出すること。

なお、自由発言用紙は、提出しないこと。

5 釈放時アンケートの活用について

(1) 刑事施設の適正な運営を図るための資料としての活用

矯正管区及び刑事施設においては、矯正局が取りまとめたアンケート結果を自序研修の資料等として活用すること。

なお、自由発言用紙については、アンケートを実施した刑事施設において、関係職員に回覧するなどの方法により活用すること。

- (2) 刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料としての活用

矯正管区においては管内処遇情報等を報道機関に公表する機会などを通じ、刑事施設においては参観の機会などを通じて、矯正局で取りまとめたアンケート結果の周知を図ること。

意識調査アンケート

符号	年	月	追番号
----	---	---	-----

この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営の参考とするために行うものです。

この調査票の内容は、目的以外に使われることはありませんので、ありのままを答えてください。

※ 以下の質問を読み、当てはまる番号を選んで右側の欄に記入してください。

あなたの性別

- ①男性 ②女性

あなたの年齢

- ①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代以上

1 今回の受刑における矯正処遇の目標について聞きます。

(1) 受刑生活を通じて、自分に定められた目標を達成することができましたか。一つ選んでください。

- ①達成することができた。 ②一部は達成したが不十分だった。
③達成することができなかつた。 ④自分でよくわからない。

(2) (1)で「③達成することができなかつた。」と答えた人に聞きます。
その理由として考えられるものを一つ選んでください。

- ①達成しようという自分の気持ちや努力が足りなかつた。
②受刑生活を送る中で、目標のことを忘れることが多かつた。
③目標をどうやって達成すればよいか分からなかつた。
④目標が自分に合つていなかつた。 ⑤その他

2 今回受刑することになった犯罪に被害者（その家族を含む。）がいる人に聞きます。

(1) 被害者に謝罪や被害弁償（慰謝料の支払いを含む。）等をした人に聞きます。被害者はどのように感じていると思いますか。一つ選んでください。

- ①被害者に受け入れられていると思う。
②被害者に受け入れられていないと思う。
③被害者がどう思っているかわからない。
④特に考えていない。 ⑤その他

(2) 被害者に謝罪や被害弁償等（慰謝料の支払いを含む。）をしていない人に聞きます。
謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。それ一つ選んでください。

ア 謝罪について

- ①被害者に謝罪をしたい。

- ②謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う。

- ③謝罪をするつもりはない。 ④特に考えていない。

イ 被害弁償等（慰謝料の支払いを含む。）について

- ①被害弁償等をしたい。
- ②被害弁償等をしても被害者に受け入れられないと思う。
- ③被害弁償等をするつもりはない。 ④特に考えていない。

3 職員について聞きます。

(1) 職員全体の公平さについてどのように感じましたか。二つ選んでください。

- ①公平な職員が多い。
- ②不公平な職員が多い。
- ③公平な職員も不公平な職員もいる。

(2) 職員に望むことはどれですか。二つまで選んでください。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①受刑者を信じてほしい。 | ②公平に見てほしい。 |
| ③身上相談に乗ってほしい。 | ④話を聞いてほしい。 |
| ⑤声を掛けてほしい。 | ⑥自分を分かってほしい。 |
| ⑦放っておいてほしい。 | ⑧特になし |

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) あなたを一番長く担当した職員についてどのように感じましたか。
それ一つずつ選んでください。

ア 親切さ

- ①親切
- ②不親切
- ③どちらともいえない。

ア	<input type="checkbox"/>
イ	<input type="checkbox"/>

イ 相談しやすさ

- ①しやすい。
- ②しにくい
- ③どちらともいえない。

ウ	<input type="checkbox"/>
エ	<input type="checkbox"/>

ウ 公平さ

- ①公平
- ②不公平
- ③どちらともいえない。

オ	<input type="checkbox"/>
カ	<input type="checkbox"/>

エ 信頼感

- ①ある。
- ②ない。
- ③どちらともいえない。

エ	<input type="checkbox"/>
オ	<input type="checkbox"/>

オ 考え方

- ①柔軟
- ②硬い。
- ③どちらともいえない。

カ	<input type="checkbox"/>
キ	<input type="checkbox"/>

カ 勤務姿勢

- ①良い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

キ	<input type="checkbox"/>
ク	<input type="checkbox"/>

キ 態度

- ①良い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

ク 言葉使い

- ①良い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。

4 他の受刑者に対してどのように感じましたか。二つまで選んでください。

- ①親切にしてくれた。
- ②よく相談に乗ってくれた。
- ③乱暴な者がいて困った。
- ④命令する者がいて困った。
- ⑤自分勝手な者がいて困った。
- ⑥相談できる相手がいなかった。
- ⑦かかわり合いにならないようにした。
- ⑧特にない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 食事関係について聞きます。それぞれ一つずつ選んでください。

(1) 食事の量

①丁度よい。

②多い。

③少くない。

(1)	
(2)	

(2) 食事の質

①良い。

②悪い。

③特に何も感じない。

(3)	
(4)	

(3) 主食（ごはんやパン）とおかずのバランス

①丁度よい。

②主食を減らしておかずを増やしてほしい。

③おかずを減らして主食を増やしてほしい。

(5)	
(6)	

(4) 献立の種類

①丁度よい。

②多い。

③少くない。

(5) パン食の回数

①丁度よい。

②多い。

③少くない。

(6) 夕食の時間帯

①丁度よい。

②遅い。

③早い。

6 刑務作業関係について聞きます。

(1) 作業をして良かったことは次のうちどれですか。三つまで選んでください。

①勤労の習慣・意欲を身に付けることができる。

②社会復帰後の就職に役立つ。③作業報奨金がもらえる。

④規律正しい生活習慣が身に付く。⑤忍耐力が身に付く。

⑥共同生活により協調性が身に付く。⑦気が紛れる。

⑧体を動かせる・健康によい。⑨時間が早く過ぎる。

⑩その他 ⑪特になし

(2) 作業に関して不満な点はどれですか。二つまで選んでください。

①特になし ②仕事をすること自体が嫌い。

③社会復帰に役立たない作業が多い。④社会に貢献できる作業がない。

⑤作業の業種の希望を聞いてもらえない。

⑥刑務作業以外のことを持ちたい。⑦その他

(3) 作業時間についてどう思いますか。一つ選んでください。

①丁度よい。②長い。③短い。

--

(4) 作業報奨金についてどう思いますか。一つ選んでください。

①今のままでいい。

②単価を上げてほしい。

③単価を下げてほしい。

④報奨金はいらない。

--

7 職業訓練関係について聞きます。

(1) 今回の受刑で職業訓練を受けましたか。一つ選んでください。

①受けた。

②受けていない。

--

(2) (1)で職業訓練を「受けた」と答えた人に聞きます。何の職業訓練を受けましたか。受けた訓練を三つまで選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪その他の訓練

(3) (1)で職業訓練を「受けた。」と答えた人に聞きます。
職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思いませんか。一つ選んでください。

- ①役立つ。
- ②役立たない。
- ③どちらともいえない。

(4) 今回の受刑で職業訓練を受けなかった人に聞きます。職業訓練を受けなかった理由を一つ選んでください。

- ①応募したが、選ばれなかった。
- ②受けたくなかった。
- ③受けたい職業訓練がなかった。

(5) (4)で「③受けたい職業訓練がなかった。」と答えた人に聞きます。
どのような訓練があれば、受けたいと思いましたか。一つ選んでください。

- ①金属関係(板金・機械・溶接・数値制御機械等)
- ②コンピュータ関係(情報処理技術・CAD技術等)
- ③建築・土木・測量関係(左官・土木・配管・建築・建設機械・建設工事・建築塗装等)
- ④介護・福祉関係(ホームヘルパー等)
- ⑤自動車関係(自動車整備等)
- ⑥電気通信関係(電気通信設備等)
- ⑦販売・サービス関係(クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等)
- ⑧理容・美容関係
- ⑨農業・園芸関係
- ⑩調理関係
- ⑪その他の訓練

8 出所後の就労について聞きます。
出所後に就きたい(就くつもりの)仕事はどれですか。一つ選んでください。

- ①理容・美容関係
- ②金属製造関係
- ③建設・土木関係
- ④電気工事関係
- ⑤農業・園芸関係
- ⑥調理関係
- ⑦コンピュータ関係
- ⑧自動車整備関係
- ⑨自動車運転関係
- ⑩福祉関係
- ⑪販売員(セールスマン、店員)
- ⑫その他の仕事
- ⑬考えていない。
- ⑭働く予定はない。

9 就労支援について聞きます。
 ハローワーク職員や分類の就労支援スタッフによる就労支援を受けた人に聞きます。
 受けた就労支援のうち、あなたが一番役に立ったと思ったものはどれですか。一つ選んでください。

- | | |
|--------------|------------------|
| ①ハローワーク職員の講話 | ②ハローワーク職員の職業相談面接 |
| ③求人情報の提供 | ④就労支援スタッフによる個別面接 |
| ⑤職業適性検査 | ⑥その他 |

10 教育関係について聞きます。
 (1) 各種の教育（改善指導等）のうち、あなたが受けたものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- | | | |
|---------------------------------|----------------------|------------|
| ①薬物依存離脱指導 | ②暴力団離脱指導 | ③性犯罪再犯防止指導 |
| ④被害者の視点を取り入れた教育（グループ指導） | ⑤交通安全指導 | |
| ⑥就労支援指導 | ⑦一般改善指導（犯罪被害者等による講演） | |
| ⑧一般改善指導（酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導） | | |
| ⑨教科指導（小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容） | | |
| ⑩高校卒業程度認定試験 | ⑪通信教育 | |
| ⑫篤志面接委員（篤面）の指導（面接、クラブ活動等） | | |
| ⑬宗教教誨 | ⑭その他 | |

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) (1)で「受けた」と答えた教育（改善指導等）のうち、あなたが役に立ったと思ったものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- | | | |
|---------------------------------|----------------------|------------|
| ①薬物依存離脱指導 | ②暴力団離脱指導 | ③性犯罪再犯防止指導 |
| ④被害者の視点を取り入れた教育（グループ指導） | ⑤交通安全指導 | |
| ⑥就労支援指導 | ⑦一般改善指導（犯罪被害者等による講演） | |
| ⑧一般改善指導（酒害指導、窃盗防止指導などグループによる指導） | | |
| ⑨教科指導（小学校、中学校又は高校等の教科に準じた内容） | | |
| ⑩高校卒業程度認定試験 | ⑪通信教育 | |
| ⑫篤志面接委員（篤面）の指導（面接、クラブ活動等） | | |
| ⑬宗教教誨 | ⑭その他 | |

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) 図書（官本）について、どのように感じましたか。二つまで選んでください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①十分だった。 | ②種類が不足していて読みたい本が少なかった。 |
| ③古い本が多くて読みたい本が少なかった。 | ④本を選ぶ機会が少なかった。 |
| ⑤本を選ぶ時間が短かった。 | ⑥本に興味がないので、何も思わなかった。 |

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

11 医療関係について聞きます。

施設内の医療（診察）について、どのように思いますか。一つ選んでください。

- ①希望どおりの医療（診察）が受けられた。 ②早く診察してほしい。
- ③医師から十分に説明してほしい。 ④希望どおりの治療をしてほしい。
- ⑤希望どおりに薬を出してほしい。 ⑥その他

12 制限区分について聞きます。

(1) 受刑目的を達成する見込みによって指定されていた制限区分（第〇種）について、関心を持っていましたか。一つ選んでください。

- ①関心を持っていた。 ②気にならなかった。

(2) あなたの制限区分に応じて変更となった処遇の中で一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①居室が変更になった。 ②身体等の検査が緩和された。
- ③中髪を認められた。 ④刑事施設外処遇が認められた。
- ⑤就寝時間を遅らせるなど生活時間が変更された。
- ⑥面会の立会いや場所が変更となるなど、外部交通が緩和された。
- ⑦その他 ⑧特になし

13 優遇区分について聞きます。

(1) あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分（第〇類）について、どのように感じましたか。一つ選んでください。

- ①適当であった。 ②低かった。 ③高かった。

(2) 優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①特別な物品を貸与してもらえた。
- ②自弁で購入できる物品が増えた。
- ③面会回数・時間、信書の発信申請通数が増えた。
- ④自弁でし好品や食料などを購入して食べることができた。
- ⑤テレビを見たり、集会に参加することができた。
- ⑥その他 ⑦特になし

14 施設の規則（きまり）についてどう思いましたか。一つ選んでください。

- ①厳しい。 ②もっと厳しいほうがよい。
- ③厳しくない。 ④特に何も感じない。

15 懲罰関係について聞きます。

懲罰を受けたことがある人に聞きます。

(1) 懲罰についてどう感じましたか。一つ選んでください。

- ①当然であると思った。 ②不当であると思った。
- ③当然だと感じたことも、不当だと感じたこともあった。
- ④特に何も感じなかった。

(2) (1)で「②不^ふ当^{とう}であると思^{おも}った。」又は「③當^{また}然^{とうぜん}だと感じたことも、不^ふ当^{とう}だと感じたこと^{かん}もあった。」と答^{こた}えた人に聞^ききます。

不^ふ当^{とう}だと思^{おも}っている内^{ない}容^{よう}はどれですか。當^あてはまるものをすべて選^{えら}んでください。

- ①反^{はん}則^{そく}行^{こう}為^いの調^{ちょう}査^さの方法^{ほう} ②懲^{ちょう}罰^{ばつ}の認^{にん}定^{てい}方^{ほう}法^{ほう}・理由^{りゆう}
③懲^{ちょう}罰^{ばつ}期^き間^{かん}の長^{なが}さ ④懲^{ちょう}罰^{ばつ}の内^{ない}容^{よう}

(3) 懲^{ちょう}罰^{ばつ}を受^{うけ}て、どのように考^{かんが}えましたか。一つ選^{ひとえら}んでください。

- ①反省^{はんせい}して、自^じ分^{ぶん}の生活^{せいかつ}を見直^{みなお}した。 ②不^ふ満^{まん}を感^{かん}じた。
③反省^{はんせい}して、自^じ分^{ぶん}の生活^{せいかつ}を見直^{みなお}したこと^も、不^ふ満^{まん}を感^{かん}じたこと^もあった。
④特に何^{とく}も考^{なに}えなかつた。

--

16 不^ふ服^{ふく}申^{もう}立^{した}て関^{かん}係^{けい}について聞^ききます。

不^ふ服^{ふく}申^{もう}立^{した}てをしたことがある人に聞^ききます。不^ふ服^{ふく}申^{もう}立^{した}ての結果についてどう思^ひっていますか。一つ選^{ひとえら}んでください。

- ①結果^{けっか}に満^{まん}足^{ぞく}している。 ②結果^{けっか}が不^ふ満^{まん}である。
③処理^{しょり}結果^{けっか}が分^わからないので不^ふ満^{まん}である。
④処理^{しょり}結果^{けっか}が分^わからないので何^{なん}とも言^いえない。
⑤特に何^{とく}も感^{かん}じない。

--

17 受^{じゅ}刑^{けい}生^{いせ}活^か関^{かん}係^{けい}について聞^ききます。

(1) 受^{じゅ}刑^{けい}生活^{くろ}で苦^{くろ}労^うしたと思^{おも}うことはどれですか。三^{みつ}つまで選^{えら}んでください。

- ①受^{じゅ}刑^{けい}者^{しゃ}同^{どう}士^しの関^{かん}係^{けい} ②家^か族^{ぞく}との関^{かん}係^{けい} ③職^{しょく}員^{いん}との関^{かん}係^{けい}
④作^さ業^{ぎょう} ⑤各^{かく}種^{しゅ}の教^{きょう}育^{いく} ⑥医^{いり}療^{よう}
⑦积^{しゃく}放^{ほう}後^ごの生^せ活^か設^せ計^{けい} ⑧面^{めん}会^{かい}・手^て紙^{がみ} ⑨賠^{ばい}償^{しよう}
⑩被^ひ害^{がい}者^{しゃ}や被^ひ害^{がい}者^{しゃ}家^か族^{ぞく}との関^{かん}係^{けい} ⑪仮^{かり}积^{しゃく}放^{ほう}に^{なる}ための面^{めん}接^{せつ}・手^て續^{つづ}き
⑫所^{しょ}内^{ない}での不^ふ服^{ふく}申^{もう}立^{した}て・訴^{ふく}訟^{もう} ⑬規^き律^{りつ} ⑭取^{とり}調べ^{しら}・懲^{ちょう}罰^{ばつ}
⑮自由^{じゆう}がない・好^すきなこと^ができな^{こと} ⑯其^たの他^{ほか} ⑰特^{とく}になし

(2) 受^{じゅ}刑^{けい}生活^よで良^よかったことはどれですか。三^{みつ}つまで選^{えら}んでください。

- ①刑^{けい}務^む作^さ業^{ぎょう}(職^{しょく}業^{ぎょう}訓^{くん}練^{れん}) ②各^{かく}種^{しゅ}の教^{きょう}育^{いく} ③講^{こう}演^{えん}
④面^{めん}会^{かい}・手^て紙^{がみ}・差^さ入れ ⑤俳^{はい}句^く等^{とう}の創^{そう}作^{さく}活^{かつ}動^{どう} ⑥讀^{どく}書^{しょ}
⑦食^{しょく}事^じ ⑧運^{うん}動^{どう} ⑨入^い浴^ゆ
⑩テレ^じビ・ラジ^じオ視^し聴^き ⑪映^{えい}画^が鑑^{かん}賞^{しょう} ⑫^かラブ活^{かつ}動^{どう}
⑬圍^い碁^ご・将^{じょう}棋^ぎ等^{とう}の趣^{しゅみ} ⑭演^{えん}芸^{げい}等^{とう}の慰^い問^{もん} ⑮演^{えん}芸^{げい}・^{たい}スポーツ大^{かい}会^{わい}
⑯其^たの他^{ほか} ⑰特^{とく}になし

(3) 今回の受刑生活で得られたものはどれですか。三つまで選んでください。

- ① 罪を償えた。 ② 自分の問題を見つめなおせた。
③ 被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。
④ 二度と犯罪をしない決意ができた。 ⑤ 忍耐力が付いた。
⑥ 二度と犯罪をしない方法（生活のしかた、出所後の相談先等）がわかった。
⑦ 家族のありがたさが分かった。 ⑧ 家族との関係が改善した。
⑨ 人との付き合い方を学んだ。 ⑩ 働く習慣ができた。
⑪ 免許・資格、その他職業技能が身に付いた。
⑫ 読書や勉強の習慣ができた。 ⑬ 健康になった。
⑭ 暴力団を離脱する決意ができた。 ⑮ 出所後の人生に希望が持てた。
⑯ その他 ⑰ 特になし

18 出所後の生活について不安に感じていることはありますか。二つまで選んでください。

- ① 帰住先がないこと。 ② お金（所持金や借金等）に関する事。
③ 仕事に関する事。 ④ 家族との関係に関する事。
⑤ 医療や健康に関する事。 ⑥ 頼れる相手がないこと。
⑦ 入所前の人間関係（共犯者、暴力団等）に関する事。
⑧ 被害者に対する謝罪、被害弁償等に関する事。
⑨ 二度と犯罪をしない方法（生活のしかた、出所後の相談先等）に関する事。
⑩ その他 ⑪ 特になし

19 出所後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。二つまで選んでください。

- ① 就労支援 ② 職業訓練
③ 帰住先（引受け人）の調整 ④ 福祉サービスの調整
⑤ 再犯しないための教育（改善指導等）
⑥ その他社会復帰に必要な知識・技術の教育
⑦ 工場や居室の担当職員による面接指導・相談
⑧ 分類や教育の担当職員による面接指導・相談
⑨ 就労や福祉の専門の職員による面接指導・相談
⑩ 篤志面接委員、教誨師など部外者による面接指導・相談
⑪ 自分で勉強できる時間の増加
⑫ その他 ⑬ 特になし

※ アンケートは以上で終わりです。

委託費の減額について

1 違約金

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、下表の「対象となる事実」が発生したときは、民間事業者は国に対し、発生回数1回ごとに違約金を支払う。国は、原則として当該事象が発生した四半期の委託費からこれを相殺し、減額した委託費を支払う。

なお、違約金が支払われる原因となった事実により、国に当該違約金の額を超える損害が発生した場合には、当該違約金に加えて、民間事業者は当該損害を賠償する義務を負う。

	対象となる事実	違約金の算定方法
①	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。）	3%×四半期の委託費（食料費及び健康診断費を除く。以下同様）
②	火災の発生	3%×四半期の委託費
③	被収容者の自殺事故の発生（ただし、既遂事案に限る。）	1.5%×四半期の委託費
④	被収容者による危険物、持ち込み制限物品の取得（ただし、被収容者が武器及び覚せい剤等の薬物を取得した場合に限る。）	1.5%×四半期の委託費
⑤	施設の保安に係る情報及び被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	1.5%×四半期の委託費
⑥	国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び減額ポイントの対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	3%×四半期の委託費
⑦	全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	3%×四半期の委託費
⑧	刑務作業又は職業訓練実施中における受刑者に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生	3%×四半期の委託費

⑨	契約書に定める「第三者委員会」において合意された事項に関し、不履行 ・履行遅延が生じている場合	1%×四半期の委託費
⑩	悪意により、上記①から⑤及び⑧の事実を発生させようとした場合	1%×四半期の委託費

2 減額ポイントの蓄積に基づく減額

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、（1）の事実が発生したときには、国は、減額ポイントを計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期の委託費から相殺することとし、減額した委託費を支払う。

ただし、業務開始初年度において減額ポイントの対象となる事実が発生したときには、減額はしない。

なお、減額ポイントが計上される事実により、国に委託費の減額を超える損害が発生した場合には、当該委託費の減額に加えて、民間事業者は当該損害を国に賠償する義務を負う。

（1）減額ポイントの対象となる主な事実

減額ポイントが計上される主な事実とは次の事実をいい、詳細は契約締結後に、民間事業者の提案内容等を踏まえ決定する。

【共通】

- 要求水準又は業務実施要領に従って業務を遂行するよう国から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと
- 誤った指示、指導又は指示等の懈怠による、職員、被収容者等への傷害事故の発生
- 文書の紛失
- 施設の保安に係る情報や被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損

【施設維持管理業務】

- 点検の懈怠、保守管理の不備等による、職員、被収容者等への傷害事故の発生
- センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に合理的な理由なく24時間以上施設又は設備を利用できること（24時間経過ごとに減額ポイントを10ポイント計上する。）。

【総務】

- 訴訟関係書類を適切に処理しなかったことによる、国又は被収容者等への損害の発生

【収容関連サービス業務】

- 食中毒の発生

【警備】

- 被収容者による危険物、持込制限物品の取得（ただし、被収容者が武器又は覚せい剤などの薬物を取得した場合を除く。）

【作業】

- 計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は3ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく1時間以上遅延した場合は10ポイントを計上する。）。

【教育】

- 計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は3ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく1時間以上遅延した場合は10ポイントを計上する。）。
- 各種プログラムを実施する専門スタッフが休職又は辞職した場合に、他の専門スタッフを国に紹介しないこと（専門スタッフの休職又は辞職後、他の専門スタッフを国に紹介しない期間が1週間経過するごとに減額ポイントを3ポイント計上する。ただし、その休職等が4週間前以前に予測できなかった合理的な理由がある場合には、減額ポイントの計上を4週間猶予する。また、国と協議の上、代替措置を講じた場合を除く。）。

【医療】

- 受刑者等の入所時の健康診断を実施せず、又は前回受診から1年以内の健康診断を実施しないこと（受刑者1名につき、1ポイントを計上する。ただし、1実施日における減額ポイントの計上は10ポイントを上限とする。）。

【分類事務支援】

- カウンセリング・心理検査等の結果の未報告（発生1件につき3ポイントを計上する。）

（2）減額ポイントの積算

減額ポイントは、各事実が1回発生するごとに10ポイントを上限として計上する。なお、減額ポイントの計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

（3）減額ポイントの支払額への反映

四半期ごとの減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を定める。

四半期の減額ポイントの合計（x）	委託費の減額率（y）
150 以上	2.5%以上の減額（10 ポイントにつき 0.4%の減額） $y = 0.04 \times (x - 150) + 2.5$
100～149	1.5%以上 2.5%未満の減額（10 ポイントにつき 0.2%の減額） $y = 0.02 \times (x - 100) + 1.5$
50～99	1 %以上 1.5%未満の減額（10 ポイントにつき 0.1%の減額） $y = 0.01 \times (x - 50) + 1$
0～49	0%（減額なし）

（4）減額ポイントの軽減措置

全業務運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払又は減額ポイントの蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の1回当たりの減額ポイントについて、違約金の支払又は減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。この場合において、違約金の支払が発生したとき又は減額ポイントとの合計が上記（3）に規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記（2）に規定するポイントを適用することとする。

違約金の支払又は減額がない期間	1回当たりのポイント	左記ポイントの適用期間
24 ヶ月連続	各月の合計点の 90% の点数を適用する。	25 ヶ月～48 ヶ月
48 ヶ月連続	各月の合計点の 80% の点数を適用する。	49 ヶ月～60 ヶ月
60 ヶ月以上連続	各月の合計点の 70% の点数を適用する。	61 ヶ月目以降

※ 小数点以下は切り捨てる。

また、民間事業者に本施設の運営等において、以下のような顕著な功績等があった

場合には、国は、当該功績等の内容に応じて、各事実の発生1件につき最大10ポイントの範囲内で功績ポイントを付与することができる。功績ポイントは減額ポイントと相殺することができる。

- 要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、本施設の良好な運営に寄与した場合
- 要求水準等に定める範囲を超える貢献により、本施設の良好な運営に寄与した場合
- 地域への貢献等により、本施設の良好な運営に寄与した場合
- その他の特段の事情がある場合

刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）

要求水準書

－目次－

第1編	総則	1
第2編	概要	1
第1	運営理念	1
第2	収容対象	2
第3	体制	2
第4	職員の在り方	3
第5	運営業務の準備	4
第3編	業務別要求水準	4
第1	総括マネジメント業務	4
第2	施設維持管理業務	7
第3	総務業務	20
第4	収容関連サービス業務	27
第5	警備業務	35
第6	作業業務	41
第7	教育業務	45
第8	医療業務	49
第9	分類事務支援業務	52

第1編 総則

美祢社会復帰促進センター運営事業に係る業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、法務省（以下「国」という。）が美祢社会復帰促進センター（以下「センター」という。）運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集・選定するに当たり、入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業に関して、業務の内容及び国が要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、国は要求水準書の内容を、提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

入札参加者は、要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には「入札説明書」及び参考資料等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

第2編 概要

第1 運営理念

センターは、平成19年、我が国初めての官民協働刑務所として運営を開始し、約18年の運営期間の中で、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」を基本理念として、民間のノウハウやネットワーク等を活用し、種々の先駆的な取組を実施してきた。この間の状況を見ると、地域や関係機関・団体と連携した再犯防止施策の一層の推進や、拘禁刑創設に伴う個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ多様な処遇の実施の要請の高まりなど、刑事施設に求められる役割は変化している。また、地域においては、人口減少、過疎化、高齢化といった地域課題の解決のため、地域リソースや特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生できるような取組への要請、民間企業においては、SDGsの要請やESG投資等を背景に、社会課題の解決など、従来の収益性だけでなく企業価値の向上に資する取組への要請が高まっている。

このような背景の中で、受刑者が企画・製造したパンを地元美祢市の特産品として販売したり、受刑者が製作した地元特産品等のストアサイトを道の駅のネットショッピングサイトとして活用していただくなどの取組を通じて、一般社会に近い就労体験を付与するとともに、自ら考える力を身に付けさせるなど、再犯防止に資するのみならず、地元食材の活用や地産外商など、地域振興策への貢献、地域住民の关心・理解の促進等を図ってきた。そこで本事業では、これまでの事業の運営理念である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」をさらに発展させ、センターが、その人的・物的資源をいかしつつ、地域や団体、民間企業などの多様なアクターが集まり、つながり、交流

する拠点としての「コミュニティハブ」となり、企業や地域社会とともに地域課題の解決に取り組むことで、地域ぐるみの再犯防止活動の一層の充実を目指すこととする。

第2 収容対象

収容定員は1,296名（男子500名、女子796名）とし、収容対象は、男子受刑者及び女子受刑者（男子受刑者については、犯罪傾向の進んでいない者に限る。）とする。

また、国は、センターの収容定員及び収容対象を変更しようとするときは、あらかじめ民間事業者と協議を行うことができる。

第3 体制

1 実施体制

本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、業務領域が不明確な業務にも迅速に対応するほか、再犯防止に資する矯正処遇は、入所から出所まで隔たりなくシームレスに行う必要があることから、民間事業者の職員で本事業に係る業務に従事する者（以下「従事職員」という。）が各々他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、事業期間にわたり安定的かつ円滑に施設運営ができる体制とする。

2 総括業務責任者及び業務責任者

（1）民間事業者は、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 本事業の実施に係る管理・統括
- ② 業務遂行に関して民間事業者に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

（2）民間事業者は、業務の区分ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 各業務区分の実施に係る管理・統括
- ② 民間事業者の職員で各業務区分に係る業務に従事する者に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

3 業務従事者

従事職員は、本事業の基本的理念や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実に行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

4 職員名簿の提出及び承認

従事職員のうち、施設に立ち入って業務に従事する者（以下「施設従事職員」という。）

は、事前に名簿を提出し、美祢社会復帰促進センター長（以下「センター長」という。）の承認を受けなければならない。なお、名簿には、当該職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあっては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない（ただし、臨時に立ち入る場合はこの限りでない。）。

5 資格の保有

従事職員は、法令上、本事業の各業務に必要な資格がある場合は、当該資格を保有し、又は有資格者を用意しなければならない。

なお、施設従事職員のうち警備業務に従事する者の4分の3以上は、施設警備（「警備員等の検定等に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第20号）に規定する資格「施設警備業務」をいう。）の実務経験1年以上の者でなければならない。

業務の内容	必要な資格
領置物品等検査	施設警備の実務経験1年以上
庁舎警備	施設警備の実務経験1年以上
宿日直	施設警備の実務経験1年以上

6 教育業務（その他の教育企画）、医療業務（健康診断業務）及び分類業務（考查関係事務支援業務・保護関係事務支援業務）を除き、男子の施設従事職員は、単独で女子被取容者と接触してはならない。

7 制服の着用及び身分証明書の携帯

施設従事職員には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる制服等を着用させ、各人に名札を付けさせるとともに、民間事業者の職員であることが確認できる身分証明書等を携帯しなければならない。

なお、施設従事職員の制服については、少なくとも警備業務に従事する者については同一の制服を着用するものとする。

8 資格を要する業務で免許証等の携帯が義務付けられている業務に施設従事職員が従事する場合には、必ず免許証等を携帯しなければならない。

第4 職員の在り方

民間事業者の職員による業務の遂行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 民間事業者は、本業務に関する契約書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。

- 2 民間事業者の職員は、業務上知り得た秘密について第三者に漏らしてはならないこと。
- 3 民間事業者の職員は、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならないこと。
- 4 民間事業者の職員は関係法令、通達及び指示事項等を遵守し、誠実に業務を履行しなければならないこと。
- 5 民間事業者の職員の責任において生じた施設等の損害については、民間事業者が賠償するものとすること。

第5 運営業務の準備

- 1 民間事業者は、国の職員に対し、運営開始予定日までに民間事業者が実施する事業内容及び整備する設備及び備品の取扱いを十分に説明するとともに、維持管理業務を遂行するに必要なセンターの設備を把握しなければならない。
- 2 民間事業者は、情報システムを管理又は操作する従事職員に対し、運営開始予定日までにシステムの管理又は運営に必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する基礎知識、操作方法並びに障害及び情報セキュリティインシデント発生時の一次対応等について十分な教育及び訓練を行わなければならない。
- 3 民間事業者は、従事職員を、運営開始予定日までに必要に応じて国が実施する各種研修及び訓練に参加させなければならない。
- 4 民間事業者は、前項の各種研修及び訓練について、国に必要な協力をしなければならない。

第3編 業務別要求水準

本事業では、業務の適正な実施を確保するため、個別の業務ごとにセンター長が運用基準を定める予定であり、民間事業者は、当該基準に従って業務を遂行する。なお、運用基準は、事業契約及び本要求水準に基づき、センター長と民間事業者が協議の上、策定する。

※ 官民間の業務分担の概要については、別添「従来の実施状況に関する情報の開示」の別紙（1）業務分担表を参照してください。

なお、要求水準の詳細については、本書を確認願います。

第1 総括マネジメント業務

包括委託及び長期契約といった本事業の特徴を踏まえ、今後の矯正施設に求められる社会のニーズや変化への対応に留意しながら、総括マネジメント業務を行うものとする。

1 業務内容

- ・民間事業者は、総括マネジメント業務を適切に実施することにより、国と本事業の運営理念を共有し、事業契約に定められた全ての業務を、自ら又は国からの承諾を得た適切な企業等に委託し、本要求水準にのっとり責任と誠意を持って実施する。
- ・本事業の基盤である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」の実現に国が専念できる環境をつくる。
- ・本事業の実施に関して、国が民間事業者に対して求める事項を適切に把握し迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業等を取りまとめ、円滑に事業を実施する。

2 要求水準

(1) 事業実施計画の作成

- ・国と本事業の目的・理念を共有した上で、民間事業者としての運営理念、経営方針等を策定し、民間事業者及び従事職員と共有する。
- ・時代の変化に応じた良質な業務水準を確保し、かつ、改善・向上を継続的に図るための手段として、P D C Aの考え方に基づき、業務改善プロセスの仕組みである「マネジメントシステム（マネジメント体制及び業務遂行システム）」を構築し、運用する。

(2) 事業内容の見直し

- ・技術の進展や社会情勢の変化、刑事政策の動向、運営業務の実施状況など、運営開始後の諸条件の変化に応じて、事業期間中、少なくとも1回、国との協議の上、各業務の事業内容の見直しを行う。
- ・特に、再犯防止や地方創生等の社会課題解決に資する新たな取組においては、社会情勢の変化に応じたものとするため、要求水準書「第3編業務別要求水準」を踏まえ、再犯防止に関心を持つ企業・団体等との連携により試行期間を設けて、事業期間中、少なくとも1回実施する。試行結果の効果検証を踏まえ、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等ができる。

(3) 運営体制の構築等

- ・運営開始日の30日前までに適切な運営体制を構築し、必要資料を作成・提出する。初回の提出以降は変更の都度、提出する。
- ・毎年の業務報告書に対する国からのフィードバックの結果を業務年間計画書に反映させるとともに、対応策を検討する。
- ・災害時等の緊急時においても、業務を適切に統括し、必要な対応を行うとともに、

そのために必要な緊急時マニュアルを整備する。

(4) 運営開始準備業務

- ・運営開始日当日から円滑なセンター運営が開始でき、混乱することなく業務が提供できるよう、運営開始準備業務の総括管理を行う。特に、令和7年1月から3月にかけて、各業務に必要な設備・機器の搬入・設置手続に関する業務の総括管理を行う。ただし、位置情報把握システムなどの警備システム及び郵便物管理システムなどの情報システムについては、運営開始から1年以内で国との間で合意した日までに、民間事業者の負担において、既存の設備・機器を撤去し、新たに必要な設備・機器の搬入・設置を行うものとする。なお、新たな警備システム及び情報システムの搬入・設置までの間については、既存の警備システム及び情報システムを用いるものとする。
- ・運営開始前から地域社会と積極的に交流等し、「地域との共生」に資する取組の企画・検討を推進することができる。
- ・各業務が要求水準等に基づき適切に実施されるよう、業務全体の総括業務を行う。
- ・各業務の一元管理を行うとともに、情報の共有化及び適切な調整を図り、最適化する。
- ・365日24時間いつでも国との連絡調整が行える体制を構築する。
- ・本事業の実施に関して、民間事業者及びグループ企業等に対し、適切かつ迅速な指導を行うことにより、業務を通じて予見される利益相反、コンプライアンスなどを含む民間事業者内部の監査的役割を果たす。
- ・総括業務責任者は、国との協議に当たり、迅速な意思決定が可能となるために必要な権限を有するとともに、民間事業者内の意思決定プロセスを国に明示する。
- ・国との間で合意した事項については、迅速かつ確実に業務を実施する。
- ・災害や緊急事態等の発生時には、本事業の趣旨にのっとり、国と協力して臨機応変に対応する。

(5) 教育・研修

- ・従事職員が退職又は異動する場合には、後任者に対し円滑かつ十分な引継ぎを行わせ、業務の円滑な遂行に支障を生じさせない。
- ・矯正施設で勤務する者として十分な知識・技能を習得できるような教育・研修を実施し、資質の向上に努める。

- ・センターは被収容者を収容する施設であり、その特殊性及び個人情報保護等についての理解が不可欠であることから、従事職員を新たに採用した場合には上記に係る研修を必ず実施する。なお、研修の内容については国と協議すること。

(6) セルフモニタリング

- ・モニタリングの中立性が担保される仕組みを導入してモニタリング体制を構築の上、計画を策定する。
- ・集約された情報を吸い上げて、業務の円滑さ、コストの削減及びサービスの向上につなげる仕組みを講じる。
- ・モニタリングの結果を報告書として取りまとめ、定められる日までに遅滞なく提出する。
- ・業務上発生した問題については、速やかに国に報告する。また、改善計画を作成し、再発防止に努めるとともに、業務を受託した企業及び従事職員に対して指導を行う。

(7) その他

- ・他事業における経験、実績を踏まえて、必要に応じて他の公サ法事業に係る情報提供を行う。

第2 施設維持管理業務

本業務は、センターの性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持することにより、職員及び利用者の利便性、快適性の維持に努め、施設を適切に管理することを目的とする。

1 基本方針

(1) 執務環境・処遇環境の確保

民間事業者は、職員の執務環境、被収容者の生活及び作業等の良好な環境を確保する。

(2) 執務効率の確保

民間事業者は、維持管理業務の特性に応じた作業時間帯を設定する等により、施設維持管理業務に従事する職員の作業が執務の遂行に支障とならないよう業務を実施する。

(3) 安全性の確保

民間事業者は、維持管理業務を実施するに当たり、適切な危険防止措置等により、職員、被収容者及び来訪者の安全を確保する。

(4) 経済性の確保

民間事業者は、光熱水費の縮減、修繕費の縮減等、経済性に配慮して、業務を実施

する。

(5) 環境負荷の低減

民間事業者は、省エネルギー、省資源を考慮した適切な維持管理を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減を図る。

2 業務内容

民間事業者は、関係法令で定める全ての点検、検査、測定、記録等を含め、以下の業務を行う。また、施設管理者が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成と必要な関係機関への届出を行う。保安区域のうち一般立入りが規制される場所での業務遂行は、業務内容について事前に国の承諾又は指示を受けるものとする。

要求水準書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版」(令和5年国土交通省国営保第27号)又はその改定版の規定に従うものとする。

(1) 建築物保守管理業務

施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部保守管理

(2) 建築設備運転監視業務

建築設備の各機器を効率的に稼動させるため、その状態の監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検保守を行う建築設備運転監視

(3) 修繕業務

刑務所の特性を踏まえ、要求水準を常に満たすよう、建築物及び建築設備の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させる。

3 業務提供時間帯

職員の執務等に支障がないよう、業務ごとに業務提供時間帯を設定する。なお、設定に当たり事前に国と協議する。業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する。

4 業務の進め方

(1) 業務計画

業務計画書の作成・提出

民間事業者は業務実施に当たり、事前に国と協議の上、業務計画書を作成し、国に提出する。なお、次の場合は国に確認の上、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・国より業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

業務計画書の構成、提出時期及び記載項目は以下のとおりとする。

項目	提出時期	記載内容
基本計画	事業開始時	1) 業務実施体制 2) 業務管理体制 3) 環境負荷減への取組み 4) 非常時・災害時の対応及び体制 5) 想定外の事態が発生した場合の対応 6) その他業務計画上必要な事項
実施計画	業務開始時	1) 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴・資格等 2) 業務提供内容及び実施方法等 3) 業務報告の内容及び時期 4) 苦情等への対応 5) その他業務計画上必要な事項
年度実施計画	各年度当初	1) 業務日程及び業務提供時間帯 2) 業務提供内容及び実施方法の詳細等 3) その他年度ごとの業務実施計画上必要な事項

(2) 業務の実施

民間事業者は、業務計画書に基づき業務を実施する。なお、業務実施に当たり、次のことにに対応する。

ア 苦情等への対応

民間事業者は、職員、来訪者等から寄せられた維持管理に関する苦情等に対し、再発の防止処置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

イ 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、又は発生が予測された場合には、国と協議の上対応する。

なお、緊急を要する場合は、迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

ウ 光熱水費

民間事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水の使用を無償とするが、省エネルギー化及びライフサイクルコスト縮減の観点から、光熱水費の縮減に対応する。

国と協議の上で、給食業務及び衣類・寝具の提供業務に係る電気、熱量等及び水の使用量に係るエネルギーのベンチマークを決定し、モニタリングにおいて、その達成状況を評価する。なお、ベンチマークについては、事業期間中1年ごとに、合理的な理由があった場合は、それまでの各エネルギー使用量の実績等を踏まえた上で、国と事業者が協議の上、変更することができるものとする。

エ 職員宿舎の維持管理

民間事業者は常に職員宿舎の状況を把握し、国及び居住者との連絡を密にしてそ

の維持及び管理の適正化を図るものとする。

なお、職員宿舎の管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとするが、民間事業者・被貸与者間の原状回復等の費用負担については、原則として「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」(平成28年財務省財理第3928号)の例によるものとする。

オ 防災管理及び防火管理上必要な業務

民間事業者は、国と協力して、以下の防災及び防火上必要な業務を行うものとする。

- ① 防災管理者及び防火管理者の選任
- ② 当該防火対象物についての消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく防災、消火、通報及び被収容者も含めた避難の訓練の実施
- ④ 消防の用に供する設備、消防用水又は、消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ その他防災及び防火上必要な業務

(3) 業務報告

ア 業務報告書の作成・提出

民間事業者は、月ごとに業務報告書を作成し、国に提出する。

業務報告書には以下の資料を添付する。

- ① 業務日誌
- ② 各種保守・点検記録
- ③ 打合せ議事録
- ④ 苦情等及びその対応結果
- ⑤ その他業績監視上必要な資料

イ 省エネルギーに関わる業務報告

民間事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号、以下「省エネルギー法」という。）に基づくエネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーに関わる業務報告として、年度ごとに次の資料を作成し、国に提出する。

- ① 省エネルギー法第16条に規定されたエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況
- ② 年間の光熱水費及びその使用エネルギー等の分析・評価資料
- ③ 維持管理運営における省エネルギー手法の提案（電力などのエネルギー調達方法についての提案を含む。）

ウ その他の業務報告

業務の遂行に支障を来すような重大な事態が発生した場合は、直ちに国に報告す

る。また、業務遂行上必要なものとして国から要請があった場合は、速やかに報告を行う。

(4) 事業終了時における維持管理に関する説明

民間事業者は事業終了時に、国に対し、上記（1）から（3）までに掲げる資料を基に、維持管理に関する説明を行う。

5 業務詳細

(1) 建築物保守管理業務

ア 業務概要

建築物保守管理業務は、関係法令に基づく点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築物の性能を維持し、耐久性を確保することを目的に、定期にその機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検するとともに、必要な保守を行う。

イ 要求水準

民間事業者は、定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守を施す。

なお、修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。

各部位の維持すべき性能は次のとおり。

（ア）建物の点検保守

部位	性能
1 構造体	定期的に行われる外装、内装、外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い、その結果を踏まえ修繕を行い、耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。
2 屋根及びとい	建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のさび、侵食等の劣化には保守・修繕を行う。 屋根に付帯する手すり・タラップ、安全又は点検等のために設置された部材は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない状態を維持する。
3 外装：天井	水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守、修繕を行う。 点検口は、落下のおそれがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
4 外装：壁	（エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。）建築物内部に雨水が侵入しない状態及び外装材が破損、落下しない状態を維持する。また、仕上げ材の変形、変色及び金属類のさび、

	腐食等には保守、修繕を行う。 手すり・タラップ等安全又は点検等のために設置された部材は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない状態を維持する。
5 外装：床	平坦な状態、建築内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等には保守・修繕を行う。
6 内装：天井	水平かつ平坦な状態及び所要の対候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損・隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・修繕を行う。 点検口は、落下のおそれがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
7 内装：壁	垂直かつ平坦な状態、ぐらつき等のない安全に使用できる状態及び所要の耐水性、耐薬品性、吸音性を維持する。また、床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・修繕を行う。
8 内装：床	水平かつ平坦な状態、きしみのない状態及び所要の耐電性、耐薬品性、防滑性、防塵性を維持する。仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等の点検を行う。
9 外部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風性、水密性、気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。 防火戸、排煙窓等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
10 内部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。 内部仕上げとの取り合い部分は、隙間のない状態を維持する。 防火戸、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
11 外部階段、内部階段	手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷等がない状態を維持する。 その他、外装（天井・壁・床）による。
12 付帯工作物	手すり・タラップ等の安全又は点検等のために設置された部分は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守、修繕を行う。
13 付帯造作	ぐらつき等のない状態及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等の点検を行う。 取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。

(イ) 外構の点検保守

a 舗装（マンホール・グレーチング、駐車場ライン等を含む。）

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、修繕を行い、歩行の支障となる不陸、段差が生じない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、修繕を行う。

b 外構付帯工作物

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、修繕を行い、所要の性能及び転倒のおそれのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、修繕を行う。

(ウ) 建築設備の点検保守

センターの運営に必要な全ての設備について定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況・表示状況を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施す。定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認する。保守業務には、フィルター清掃等システムが機能するために必要な清掃を含む。

建築設備の維持すべき性能は次のとおり。

a 電気設備

日常的に異常及び破損等の有無の点検及び必要な保守を行う。

設備	性能
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認し、維持する。
2 動力設備	動力設備が正常に機能している状態を確認・維持し、電動機器へ安定して電力を供給できる状態を維持する。
3 発電設備	非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
4 受変電設備	電力を安定して供給できる状態を維持する。
5 自動火災報知機設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持する。
6 端末情報通信網設備	常に良好な通信状態を維持する。
7 構内交換設備	常に通話可能な状態を維持する。

8 表示設備	伝達事項を正常に表示できる状態を維持する。
9 電気時計設備	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
10 拡声放送設備	音響等の所要の性能を維持する。
11 非常電鈴設備	音響等の所要の性能を維持する。
12 テレビ共同受信設備	良好な画像受信状態を維持する。
13 監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できる状態を維持する。
14 入退室管理設備	正常に作動できる状態を維持する。
15 中央監視設備	正常に作動できる状態を維持する。
16 映像・音響設備	音響等の所要の性能を維持する。

b 機械設備

定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び運転状況を把握し、正常な運転が維持できるよう保守・修繕を施す。

なお、厨房設備・機器及び洗濯設備・機器の保守管理、運転監視、更新については「第4 収容関連サービス業務」において定めたとおり実施する。

設備	性能
1 空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるように維持する。また、冷房・暖房機能の切り替えに伴う必要な整備・調整及びフィルター・ストレーナー等の定期的な清掃・交換を行う。
2 換気設備	フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能が発揮できるように維持する。
3 排煙設備	火災時に確実に排煙できる状態を維持する。
4 自動制御設備	正確に制御、情報伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。

	持する。
5 衛生器具設備	正常な機能ができる状態を維持する。
6 給水設備	貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質、水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
7 排水設備	排水槽・排水管は定期的に清掃し、常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
8 汚水処理設備	正常に放流し、環境衛生上支障がない状態を維持する。
9 消火設備	火災時に万全な状態で作動できる状態を維持する。
10 ガス設備	安全にガス器具等への供給できる状態を維持する。
11 ごみ集積設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
12 昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。

c その他の設備

定期的に点検・試験等を行い、機械又は設備の劣化及び作動状況を把握し、保守・修繕を施し、正常に運転等ができる状態を維持する。

ウ 特記事項

(ア) 保守点検の周期

民間事業者は、要求水準を満たせるように、国と協議の上、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

民間事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最少となるよう事前に予防措置を施す。

災害が発生した場合、民間事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、被害の拡大防止及びその復旧に努める。

(2) 建築設備運転監視業務

ア 業務概要

建築設備運転監視業務は、建築設備の性能を継続的に發揮させることを目的に、

設備の運転及びその稼動状態等の監視及び記録等を行い、省エネルギーと効率的な運転に配慮し、日常的な保守を行う。

イ 要求水準

(ア) 運転監視

日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行う。各設備の確認する機能状態は次のとおり。

a 電気設備

1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認する。 球切れによる不点灯の際は、管球交換を遅滞なく行う。また、執務室等内の管球交換は、管球の色・明るさのむらに配慮して行う。
2 動力設備	各種電動機が正常に作動できる状態を確認する。
3 発電設備	常に供給状態を監視するとともに、商用電源停止等による非常用発電設備の起動時には、負荷の優先順位設定に基づく供給が適正に行われるよう監視し、制御する。
4 受変電設備	常に供給状態を監視する。
5 自動火災報知機設備	作動状態等を監視する。
6 端末情報通信網設備	正常な通信状態を確認する。
7 構内交換設備	正常な通話状態を確認する。
8 表示設備	正常に表示できる状態を確認する。
9 電気時計設備	正常に表示できる状態を確認する。
10 拡声放送設備	正常に使用できる状態を確認する。
11 非常電鈴設備	操作・受信等の状態を確認する。
12 テレビ共同受信設備	受信・出力状態を確認する。

13 監視カメラ設備	監視画像状態等を確認する。
14 入退室管理設備	作動状態等を確認する。
15 中央監視設備	必要な機器の運転及び作動状態等を監視するとともに、監視対象機器や計測機器等の異常が認められた場合には、機能の回復・設定の調整等必要な対応を迅速に行う。
16 映像・音響設備	正常に使用できる状態を確認する。

b 機械設備

設備	機能の確認等
1 空気調和設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
2 換気設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
3 排煙設備	作動状態を確認する。
4 自動制御設備	制御機能が適切に保たれていることを確認する。
5 衛生器具設備	衛生環境を確認する。
6 給水設備	給水供給状態を確認する。
7 排水設備	排水排除状態を確認する。
8 汚水処理設備	汚水処理状態を確認する。
9 消火設備	待機及び作動状態を確認する。
10 ガス設備	ガス供給状態を確認する。
11 ごみ集積設備	コンテナの作動状態及び集積場の整頓状況を確認する。
12 昇降機設備	運転状態を確認する。

c その他の設備

日常的に運転状態、異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、運転状態を確認する。

(イ) 記録の作成及び保管

民間事業者は、建築設備運転監視業務の記録として、業務日誌、点検記録、整備記録を次のとおり作成し、保管する。様式は別途協議の上定める。

a 業務日誌

- ① 電力供給記録
- ② 热源機器運転記録
- ③ 空調設備運転記録
- ④ 温湿度記録

b 点検記録

- ① 電気設備点検表
- ② 空調設備点検表
- ③ 給排水・衛生設備点検表
- ④ 残留塩素測定記録
- ⑤ 飲料水水質検査記録
- ⑥ 净化槽点検記録
- ⑦ 空調環境測定記録
- ⑧ 各種水槽清掃記録
- ⑨ その他法令で定められた点検にかかる記録

c 整備記録

- ① 定期点検整備記録
- ② 修繕記録
- ③ 事故・故障記録

d 光熱水使用量の記録

供給事業者の検針日に合わせ、計量区分ごとの使用量を記録する。

ウ 特記事項

(ア) 点検及び確認の周期

民間事業者は、要求水準を満たせるように、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

民間事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最小となるよう事前に予防措置を行う。災害が発生した場合、民間事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、状況の把握、被害の拡大防止及びその復旧を行う。

(ウ) 建築設備の運転

職員の執務、被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の運転を行う。

6 修繕

(1) 業務概要

修繕業務は、要求水準を常に満たすよう、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装その他これらに類する作業等（建築設備は更新を含む。）を行う。

なお、内装、内部建具及び設備・備品について、国が通常とは異なる使用をしたことにより損壊した場合は、国が修繕を行う。

(2) 要求水準

民間事業者は、「第2 施設維持管理業務」に示した要求水準を常に満たすように、建築物及び建築設備の劣化した部分や、低下した性能・機能を実用上支障のない状態まで計画的に回復させる。

なお、点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には、その回復のために必要な修繕を実施する。ただし、要求性能の回復に大規模修繕が必要となる場合は、国の職員にその状況を連絡し、国による大規模修繕の実施に必要な協力を行うものとする。

(3) 特記事項

民間事業者は、事業終了に先立ち、施設の性能・機能の状態を調査し、必要ならば修繕を施し、施設の状態を国に報告するものとする。

なお、事業期間中における大規模修繕は、国において実施する。また、施設整備時の不適合に起因する不具合は、国の職員にその状況を連絡する。

第3 総務業務

1 庶務事務支援業務

本業務は、センターにおける職員管理、経理等組織全体の運営に関する事務を処理することを目的とする。

(1) 文書の発受・管理

ア 業務内容

公文書類の発受、発送、編集及び保存に関する業務を行う。

イ 要求水準

・受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

・「法務省行政文書管理規則」（平成23年法務省秘文訓第308号大臣訓令）、「矯正施設等行政文書取扱規則」（令和5年法務省矯総訓第1号大臣訓令）等に基づき、適正に文書管理を行う。

- ・毎年度、全ての行政文書ファイルにつき所定の情報をシステムに入力する。
- ・被収容者の郵便物等については、必要な管理システムを運用し、所定の情報をシステムに入力する。
- ・訴訟関係書類など被収容者の権利利益に密接に関わる文書については、本人に不利益が生じないよう迅速かつ適切に処理する。
- ・不審な郵便物については、国の職員に直ちに連絡する。
- ・個人情報が漏えいしないよう、十分な対策を講じる。

(2) 参観・広報支援

ア 業務内容

- ・センター参観申込みの受付並びに概要説明及び案内業務を行う。
- ・センターの概要を分かりやすく説明したパンフレット等の作成及びホームページの開設を行う。
- ・近隣住民等に対して、広報を目的とした施設見学会を行う。
- ・時代の変化や広報ターゲットに応じた多種・多様な媒体を活用し、国民の理解を深める魅力的な広報を提案・支援する。

イ 要求水準

(参観)

- ・「刑事施設の参観に関する訓令」(平成18年法務省矯総訓第3256号大臣訓令)等に基づき、参観の受付を行い、センター長に許否の判断を求める。
- ・あらかじめ参観コース及び説明事項を策定し、センター長の承認を受ける。
- ・参観中の質疑については、センター長の承認を受けた説明事項の範囲で回答する。

(広報支援)

- ・センターの概況、処遇の内容、行事予定などの情報を提供する。
- ・矯正行政の基礎知識などを一般の人にも分かりやすく紹介し、矯正行政に対する興味を引き出す工夫をする。
- ・新たな情報を適切に反映し、正確な内容となるよう努める。なお、あらかじめ内容についてセンター長の承認を受ける。
- ・ホームページには、面会者など来訪者の利便を考慮した情報を掲載するとともに、

矯正行政に関する情報をリンクさせる。

- ・ホームページは原則として毎月、その他必要に応じて適宜更新する。
- ・被収容者との面会を希望する親族等が、ホームページ又は電話を利用して面会予約ができるよう、「面会室予約システム」を運用する。
- ・「刑事施設の参観に関する訓令」等に基づき適正に実施する。
- ・ホームページ及びパンフレットは、外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する。

(3) 電話交換

ア 業務内容

外部からの電話を受け付け、対応部署・職員に転送する。

イ 要求水準

- ・受付時間は平日午前8時30分から午後5時とする。
- ・在所の有無等の個人情報や、施設の保安に係る情報に関わる事項等について問合せがあった場合には、安易に回答することなく、個別に国の職員に連絡する。
- ・相手方に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に対応する。
- ・対処が困難と判断される場合には、直ちに国の職員に連絡する。

(4) 宿日直

ア 業務内容

夜間及び休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）における宿日直業務を行う。

イ 要求水準

- ・午後5時から翌朝午前8時30分まで宿直業務を行う。
- ・平日の午後5時から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、休日の午前8時30分から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、郵便物受付、電話交換及び職員・来訪者の入退出管理等を行う。
- ・上記(1)「文書の発受・管理」及び(3)「電話交換」を参照のこと。
- ・第5 警備業務1 (1) 庁舎警備を参照のこと。

(5) その他事務支援（窓口対応、接遇）

ア 業務内容

窓口対応、来訪者の接遇その他の庶務業務の支援を行う。

イ 要求水準

相手方に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に対応する。

2 名籍事務支援

写真撮影

ア 業務内容

新たに入所した被収容者について、顔写真の撮影を行う。

イ 要求水準

- ・写真撮影は、「被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿の取扱いについて」(平成18年法務省矯成第3281号矯正局長通達)等に基づき、適正に実施する。
- ・被収容者が顔写真撮影に応じない場合には、直ちに国の職員に連絡する。

3 経理事務支援

(1) 会計事務支援

ア 業務内容

- ・支出・支払事務、債権管理・歳入徴収事務、計算証明・決算事務について、国が指定する「官庁会計システム（ADAMS II）」に必要な情報を入力し、所定の事務手続を適正に処理する。
- ・会計事務に関する定期、臨時の報告、調書を作成する。
- ・法定の帳簿等を作成し、管理する。

イ 要求水準

- ・システムへの入力は、国が提示する操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

(2) 共済事務支援

ア 業務内容

刑務共済組合の各種事業に係る書類の受付・作成・配布等を行う。

イ 要求水準

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）等に基づき、適正に実施する。

(3) 国有財産・物品管理事務支援

ア 業務内容

- ・センター敷地及び立木竹等の国有財産、国の用途に供するため国が保有している。

る物品（本事務支援業務について、以下「物品」という。）について、国の職員が行う管理事務の支援業務を行う。

- ・物品の管理事務については、国が指定するシステムに必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・国有財産法（昭和23年法律第73号）及び物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づき、所定の文書の作成等を行う。
- ・事業期間終了後の国への引継ぎに支障がないよう、適正に処理する。
- ・物品の管理の状況及び帳簿について、国による検査がなされる際に、物品と帳簿の合否確認など、その補助を行う。
- ・システムへの入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・作成した文書等は、全て検算を励行し、過誤を防止する。

（4）作業報奨金管理支援

ア 業務内容

国が指定するシステムに必要な情報を入力し、適正な支払手続を行う。

イ 要求水準

- ・システムへの入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

4 領置事務支援

（1）領置物保管

ア 業務内容

（入所時の保管）

- ・入所した被収容者が所持する物品の確認を行い、国が指定する管理システム（矯正処遇・再犯防止業務支援システム）に必要な情報を入力する。
- ・領置物品の保管を行う。

（出所時の交付）

- ・出所する被収容者に領置物品を交付する際に、内容を確認の上、管理システムに必要な情報を入力する。

（倉庫の出納管理）

- ・被収容者から居室への持ち込み、親族等への引渡しの申請があった物品について、倉庫からの出し入れを行い、管理システムに必要な情報を入力する。

(差入れ)

- ・親族等から差入れがあった場合には、差入人の住所、氏名、続柄、差入物品・数を確認して受領する。なお、差入人に対しては、国が領収書を交付する。
- ・物品の差入れについては、管理システムに必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・トラブル発生を防止する観点から、必ず被収容者本人の確認を取り、品名、個数等の入力を確実に行う。
- ・管理システムへの入力は、国が提示する操作マニュアルに基づき、適正に実施する。
- ・洗濯、消毒その他適切な処置を施して保管する。
- ・貴金属や有価証券、印鑑等の貴重品は、他の物品とは別に、金庫その他堅ろうな容器に納めて厳重に保管する。
- ・領置物品は、被収容者ごとに分類し、汚損、破損等のないよう適切に保管する。
- ・領置物品の出し入れが、迅速かつ確実に行えるようにする。
- ・領置物品の中に危険物、持込制限物品等がないか、X線透視装置などで検査を確実に実施する。
- ・トラブルが発生した場合には、国の職員に直ちに連絡する。
- ・領置物品の中に危険物がある場合は、一般の領置物品とは別に保管する。

(2) 領置金管理支援

ア 業務内容

国が指定する管理システム（矯正処遇・再犯防止業務支援システム）に必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・領置金（入所時に所持する現金、差入れ、宅下げ、釈放時交付、物品の購入、電話の使用に係る料金の引去り等）については、管理システムに必要な情報を入力し、管理を行う（現金の出納は国の職員が行う。）。
- ・管理システムへの入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

(3) 購入物品管理支援

ア 業務内容

被収容者が物品を購入した場合に、国が指定する管理システムに必要な情報を入力する。

購入した物品について、被収容者ごとに仕分けを行い、国へ引き継ぐこと。

イ 要求水準

- ・管理システムへの入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。

- ・必ず検算を励行し、過誤を防止する。

- ・トラブルが発生した場合には国の職員に直ちに連絡する。

5 情報システム管理業務

下記（1）から（3）までの情報システムを整備し、保守管理する。また、事業期間中に必要に応じて、システムを更新するとともに、国が整備するシステムとデータ連携しているシステムについては、国が整備するシステムが改修された場合に、新たなデータ連携先の設定等を含めた改修作業を行う。

なお、法務省の情報及び情報システムをあらゆる脅威から守り、もって必要な情報セキュリティを確保するため、別紙1「情報セキュリティの基準について」を順守すること。

(1) 郵便物管理システム

ア 業務内容

被収容者宛て郵便物について、必要な管理システムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・入力された情報はデータベース管理し、3年以上保存する。

- ・個人情報が漏えいしないよう、十分な対策を講じる。

- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

(2) 面会室予約システム

ア 業務内容

被収容者との面会を希望する親族等が、ホームページ又は電話を利用して面会予約ができるよう「面会室予約システム」を構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・入力された情報はデータベース管理し、1か月間以上保存する。

- ・個人情報が漏えいしないよう、十分な対策を講じる。

- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置

を講じる。

(3) 図書管理システム

ア 業務内容

図書の検索、貸出し・返却の管理が行えるシステムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

・入力された情報はデータベース管理し、1か月間以上保存する。

・個人情報が漏えいしないよう、十分な対策を講じる。

・無線による機器（無線 LAN 等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

6 運転業務

ア 業務内容

・公用車や護送用車両の維持管理を行う。

・公用車や護送用車両を運転する。

イ 要求水準

・前日までに運行計画を国の職員に提出する。

・長距離護送や宿泊を伴う出張業務にも対応する。

・車両に異常が認められた場合又は事故等が発生した場合は、直ちに施設の各種機器を集中管理している、中央監視室に連絡する。

・事故が発生した場合は、救護措置を講じ、警察に通報し、その後の事故対応を行う。

・車両の清掃を適切に行う。

・毎日運行日誌を作成し、国の職員に提出する。

第4 収容関連サービス業務

1 給食

(1) 献立の作成・確認

ア 業務内容

・管理栄養士により、被収容者に給与する食事の献立を作成する。

- ・年間行事計画に従い、必要に応じて特別な食事の献立を作成する。
- ・国の規定に基づいて、必要書類の作成を行う。
- ・保健所等の関係機関への報告・連絡調整等を行う。

イ 要求水準

- ・被収容者に満足される食事を提供する。
- ・「矯正施設被収容者食料給与規程」（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）等に従い、給与熱量、栄養量、季節感などを考慮して献立案を作成し、センター長の承認を受ける。
- ・日常的な給食や特別菜等について、被収容者に対するし好調査を企画・実施し、センター長にその結果及び結果に基づく改善策を提示する。
- ・食物アレルギーや特別な配慮を要する被収容者に対して、柔軟に食事（消化器系疾患を抱える者のための形態の異なる食事、宗教に配慮した食事、治療食等）を提供する。
- ・治療食は、医師が作成した食事箋に基づき提供する。なお、常時、個々の被収容者に応じた食事（減塩食等、医師の食事箋に基づく食事）を提供する。
- ・熱中症対策を始めとして、矯正処遇上又は医療上の必要が生じた場合は適切に対応する。
- ・毎食時、検食2人分を国に提供する。
- ・国の規定に基づき、必要な事項を報告する。

(2) 食事・飲料の給与

ア 業務内容

- ・献立に基づき、被収容者への食事の提供（検収・保管・調理・盛り付け・洗浄・調理施設等の清掃・配膳・下膳作業等）を行う。なお、炊場において、作業又は職業訓練として、受刑者を調理に従事させることは、認めない。その他の調理を伴う、作業又は職業訓練については、国と協議の上実施することができる。

イ 要求水準

(調理)

- ・被収容者に対し、毎日3食の食事を提供する。
- ・新鮮な食材、質の良い調味料などを使用し、衛生的に調理を行う。

- ・外部機関による衛生管理体制を構築する。
- ・新調理システムの活用など、労働集約などの効率化を図り、高い衛生基準の下で調理を実施する。

(盛付・配膳)

- ・被収容者が使用する食器の材質、デザイン、形状などを考慮し、被収容者が快適に食事できるようにする。
- ・食事は被収容者ごと個別に盛り付け、温冷配膳車に収納し適温で配膳する（厨房施設から職業訓練棟又は収容棟内への配膳は、受刑者が実施する。ただし、朝食の配膳に関しては民間事業者が行うこととし、配膳時に被収容者と接触することがないようにする。）。なお、朝食及び女子第二区への盛付・配膳については、温冷配膳車以外の方法を提案可能とする。
- ・毎食時及び休息時（午前、午後各1回）に職業訓練棟又は収容棟内へ適温でお茶（夏季は冷たいお茶）を提供する（運搬は受刑者が行うこととしもよい）。
- ・業務の実施方法については、必要に応じてセンターと協議して改善し、業務の効率化を図る。
- ・男女の被収容者がそれぞれ同時に食事できるよう配膳を行う。ただし、男女の食事開始時間の差異は30分以内とする。
- ・季節に応じて、生命の維持に必要な栄養、水分補給等を計画し、給与する。

(下膳)

- ・残食、残菜などの処理を適正に行う（食器等については、温冷配膳車を用いて受刑者が職業訓練棟又は収容棟内から厨房施設まで搬送する。）。
- ・下膳後、食器、調理器具類、配下膳車などを速やかに洗浄消毒し、整理整頓の上、適切な場所に保管する。

(3) 材料の提供・管理

ア 業務内容

良質な食材を購入し、適切に管理する。

イ 要求水準

- ・新鮮でかつ良質なものを購入することとし、あらかじめ購入ルートが確実で衛生的な納入業者の選定に努める。
- ・購入した食材をセンター内で保管する場合には、適切な場所に保管する。

- ・冷凍庫、冷蔵庫の温度管理及び生鮮品の鮮度劣化並びに調味料類の品質低下防止など、在庫管理に十分な注意を払う。

(4) 廉房設備・機器の保守管理・更新

ア 業務内容

- ・給食業務の実施に必要な設備・機器の保守管理、運転監視、更新整備を行う。

イ 要求水準

- ・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し、事業期間内に1回以上厨房設備・機器類の更新を行う（更新時期については、国と協議する。）。

- ・厨房設備・機器等について、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。

- ・その他「第2 施設維持管理業務 5 業務詳細」に準じた項目を行う。

(5) 衛生管理

ア 業務内容

確実な衛生管理を行い、食中毒の発生を防止する。

イ 要求水準

- ・国と協議の上、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行う。

- ・衛生管理者は、H A C C Pに基づく衛生管理簿を作成し、定期的に衛生管理の状況を自主点検し、その結果を記載する。センター長が必要と認めた場合には、速やかに提出とする。

- ・調理に従事する職員に対し、衛生管理に係る教育を行う。

- ・食中毒検査用に毎食、料理・素材ごとに約50グラム程度を所定の容器に盛り付け、冷凍庫に清潔状態のまま定められた期間保存し、保存期間が満了したものは廃棄する。

(6) 非常時対応

ア 業務内容

非常時についての万全な対応を行う。

イ 要求水準

- ・食中毒が発生したときは、センター長に速やかに報告するとともに、保健所の指示に従い適切に対応する。

- ・食中毒が発生した場合であっても、被収容者への給食を毎日時間どおりに提供する。

- ・災害の発生に備え、7日分以上の非常食及び非常飲料をセンター内に備蓄保存する。
- ・備蓄保存する非常食及び非常飲料の賞味期限について適切に管理する。
- ・センター生がセンター外において喫食する際（病院移送、護送、外部通勤作業等）の食事及び飲料（支給に必要な物品を含む。）についても支給すること。

2 衣類・寝具の提供業務

(1) 衣類・寝具の提供・管理

ア 業務内容

被収容者に清潔な衣類・寝具を提供する。

イ 要求水準

- ・提供する衣類・寝具の種類は、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）等に従う。
- ・提供する衣類・寝具類は、ユニバーサルデザインを採用し、被収容者が快適に生活できるほか、施設の管理運営に支障を生じないよう機能面に配慮する。
- ・提供する衣類・寝具は、清潔で、破れにくく、かつ、汚れにくいものとする。
- ・下着類については、毎日着替えができる枚数を提供する。
- ・衣類、寝具類の縫製管理を確実に行う。
- ・衣類・寝具の補てつ等の縫製を実施する。
- ・突発的な需要に備え、一定数の衣類及び寝具を常に提供できる体制を整える。
- ・衣類・寝具の数量管理を徹底し、調達する必要が生じた場合は、あらかじめセンター長の承認を受ける。

(2) 洗濯

ア 業務内容

- ・次の物品の清潔管理を行う。
 - ① 被収容者の衣類、下着類
 - ② 被収容者が使用する寝具類
 - ③ 当直室、職員仮眠室で使用する寝具類
- ・被収容者の衣類及び寝具類の洗濯業務（使用済み衣類等の回収、仕分け、洗濯、消毒、乾燥、折畳み、機器の清掃等）については、受刑者が刑務作業又は職業訓練として実施し、民間事業者においては洗濯業務に係る技術指導を行う。

イ 要求水準

・衛生面での管理を実施する。

・下着類は、週3回以上、シーツ・枕カバーは週1回以上洗濯を実施する。

・提供する衣類と自弁の衣類の混在を想定し、被収容者の衣類の適切な管理を行う。特に女子被収容者の下着類の洗濯については、洗濯ネットを使用して実施すること。

・寝具類は、衛生を保持するため、適切に乾燥を行う。

(3) 洗濯設備・機器の保守管理及び更新

ア 業務内容

・洗濯業務の実施に必要な設備・機器の保守管理、運転監視、更新整備を行う。

イ 要求水準

・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し、事業期間内に1回以上洗濯設備・機器類の更新を行う（更新時期については、国と協議する。）。

・洗濯設備・機器等について、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。

・その他「第2 施設維持管理業務 5 業務詳細」に準じた項目を行う。

3 清掃・環境整備

(1) 定期清掃、日常清掃、植栽管理、環境整備、廃棄物処理等

ア 業務内容

・収容棟及び職業訓練棟以外の全ての敷地内の日常清掃を行う。

・全ての敷地内の定期清掃を行う。

・センター敷地内の植栽管理及び環境整備を行う。

・法令に従い、センターから発生する廃棄物の処理を行う。

イ 要求水準

・庁舎及び管理棟内の清掃は、良好な環境衛生、美観の維持はもとより、建築仕上材や機材の健全なる保全を図る。

・年度計画及び月ごとの清掃計画を作成し、センター長の承認を受ける。

・植栽管理、環境整備は、季節にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう、適宜整備に努める。

- ・施設の運営に支障のないよう円滑に実施する。
- ・人体に有害な薬品等は厳重に管理するとともに、保安区域には保管しない。

(日常清掃)

- ・表面のほこり、ごみ、汚れ、シミ等を落とし、床、壁、天井、階段、窓ガラス、付帯施設等を常に清潔な状態に保つ。
- ・運動場、廊下などの屋外空間においては、ごみを適切に処理するなどし、清潔かつ景観上良好な状態を維持する。
- ・トイレの衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つ。
- ・トイレットペーパー、消毒用品等衛生消耗品は常に補充されている状態にする。
- ・洗面台、間仕切り等付帯設備の汚れ、破損等のない状態に保つ。

(定期清掃)

- ・仕上げに応じた適切な方法により、床、壁、天井、階段、窓ガラス及び付帯施設等を清潔な状態に保つ。
- ・雨水枠、汚水枠、防水ドレン等は、破損、破片がない状態とし、適正な方法で清掃を行う。

(植栽管理、環境整備)

- ・周辺環境に配慮し、樹種に応じた病害虫の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行う。
- ・除草の際は、環境に配慮し、除草剤等の薬品は使用しない。
- ・景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。

(害虫等駆除)

- ・鼠、ゴキブリ等の駆除を行う。
- ・殺鼠剤の使用に当たっては、あらかじめ国の職員と協議する。

(廃棄物処理)

- ・法令に従い、適正に実施する。
- ・廃棄物の収集、運搬を行い、原則として1日1回はゴミの無い状態にする。

- ・指定の方法により分別し、定められた収集場所に運ぶ。
- ・保管した廃棄物からの悪臭、腐乱等汚損を防ぐ。
- ・環境負荷の軽減に配慮し、廃棄物の縮減に努める。

4 その他収容関連サービス

(1) 理容・美容

ア 業務内容

被収容者の調髪を行う。

イ 要求水準

- ・クリッパーやトリマーなど安全な理美容器具を使うこととし、危険な理美容器具は使用しない。
- ・理美容器具などは、常に衛生的なものとする。
- ・男子被収容者に対しては最低月1回以上、女子被収容者に対しては国と協議の上、調髪を行う。

(2) 職員食堂運営（独立採算）

ア 業務内容

職員用の食堂を運営する。

イ 要求水準

- ・営業時間は、毎日午前6時30分から午後8時までとする。ただし、営業時間内であっても準備・清掃・休憩等のため、営業業務に支障のない範囲で一時停止することができるものとし、また、稼働状況に応じて朝・夕食は予約制、セルフサービス等縮小した運用とすることができるものとする。
- ・職員に満足される食事を提供する。
- ・栄養量、季節感などを考慮したメニューを作成する。
- ・食中毒などが発生しないよう衛生管理を徹底する。
- ・利用者の喜好などアンケート調査し、その結果をメニューーサービスに反映させ、メニューに飽きのこないよう工夫する。
- ・利用しやすい料金とする。
- ・料金を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。
- ・利用者に不快感を与えないよう懇切丁寧な接客サービスを心掛ける。

- ・被収容者への給食業務と連携するなど、効率性を高める。

(3) 自動販売機の設置・管理業務（独立採算）

ア 業務内容

- ・職員、来訪者用の自動販売機の運営を行う。

イ 要求水準

- ・自動販売機は国が指定する場所に設置する。また、設置の際には転倒防止等の安全対策を講じる。

- ・職員、来訪者が満足する清涼飲料水及び軽食・菓子等を提供する。

- ・利用者のし好などアンケート調査し、その結果を踏まえ、ニーズに合った販売品目を揃える。

- ・販売価格を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。

- ・商品補充、金銭管理などの維持管理を適切に実施する。

- ・故障、問合せ並びに苦情については適切に対応する。また、自動販売機に故障時などの連絡先を明記する。

- ・商品の賞味期限に注意するとともに、衛生管理を徹底する。

- ・センター業務の用に供するため必要とするとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、国と協議の上、自動販売機の設置場所の変更又は撤去の求めに応じる。

(4) 食器・雑具・日常必需品の給貸与

ア 業務内容

「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」等に従い、被収容者に収容生活に必要な食器・雑具・日常必需品（消耗品を含む。）を提供する。

イ 要求水準

「2（1）衣類、寝具の提供・管理」に準じる。

第5 警備業務

本業務は、センターの規律・秩序を維持し、被収容者の拘禁を確保するとともに、被収容者の改善更生と社会復帰に向けた良好な処遇環境を維持することを目的とする。

1 施設警備

(1) 庁舎警備

ア 業務内容

- ・庁舎入口に3名程度の職員を適宜配置し、来訪者（面会人を含む。）の受付、入退出管理及び全ての職員の入退出管理を行う。
- ・来訪者の所持品等を検査する。
- ・車両が大門を入出する際に、運転者及び積載物の検査、確認を行う。
- ・持込制限物品を一時保管する。

イ 要求水準

(一般受付)

- ・受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- ・来訪者には、身分証等の身分を確認できるものの提出を求めた上で、用件、用務先を確認し、担当部署に連絡する。
- ・来訪者の氏名、人数など必要事項を適宜記録し、保管する。
- ・来訪者には、懇切丁寧な対応を心掛ける。
- ・不審者等の確認を確実に行い、必要に応じて、立入りの制限を行う。
- ・不当な要求には、毅然とした態度で臨み、対応が困難な場合には、直ちに国の職員に連絡する。
- ・来訪者が危険物、持込制限物品等を所持していないか、薬物検知機、X線透視装置、金属探知機などで検査を確実に実施する。
- ・在所の有無など個人のプライバシーに関わる事項について問合せがあった場合には、安易に回答することなく、国の職員に連絡する。

(面会受付)

- ・面会受付時間は、面会実施日の午前8時30分から午後4時までとする。
- ・面会者には、身分証等の身分を確認できるものの提出を求めた上で、氏名、被収容者との続柄等を確認し、面会者待合室に案内する。
- ・面会者の手荷物、コート類は、全て専用ロッカーに一時保管する。
- ・面会者が危険物、持込制限物品、薬物等を所持していないか、金属探知器、薬物探知機などで検査を確実に実施する。

(所持品検査)

- ・手荷物の中に危険物、持込制限物品等がないか、薬物検知機、X線透視装置、金属探知機などで検査を確実に実施する。
- ・持込制限物品は、専用ロッカーに一時保管する。
- ・検査の結果、薬物反応があった場合は、直ちに国の職員に連絡する。
- ・検査や保管依頼に応じない場合は、直ちに国の職員に連絡する。

(入退出管理)

- ・来訪者には、通行証等（位置情報の管理ができるものとする。以下同じ。）を交付する。
- ・来訪者が退出するときは、本人であることを確認した上で、通行証等を受領する。
- ・通行証等を所持していない者が退出しようとするときは、制止の上、直ちに国の職員に連絡する。

(職員の入退室管理)

- ・身分証明書等により、本人であることを確認の上、持込制限品等を所持していないか、必要に応じて金属探知機などで検査を実施する。
- ・職員が退出するときは、身分証明書等により本人であることを確認する。

(車両検査)

- ・入出門車両については車両及び積載物を検査し、不審者が乗車し、又は不審物が積載されていないか確認し、必要に応じて立入り等の制限を行う。
- ・対応が困難な場合には、直ちに国の職員に連絡する。
- ・運転手には、身分証の提示を求めた上で、用件、用務先を確認し、担当部署に連絡する。
- ・運転者には通行証等を交付する。
- ・入出門車両、運転者の氏名など必要事項を適宜記録し、保管する。

2 警備システム管理

(1) 総合警備システム

ア 業務内容

外埠・工場・居室棟廊下・居室内等に設置された監視カメラ、フェンスセンサー、巡警巡回システム等により、被収容者による逃走、自殺等の不審な行動を監視・記録することで施設の保安警備力を強化するためのシステムを構築し、維持管理する。

イ 要求水準

- ・別紙2「総合警備システム整備方針」において示された各基準を満たし、必要な機能を全て備えたシステムとする。
- ・保安区域内の監視カメラは死角のないように設置する。
- ・フェンスセンサーや赤外線センサーなどの各種センサーや監視カメラ等を設置する。
- ・被収容者の逃走や外部からの侵入があった場合には、監視カメラによりリアルタイムで追跡できるようにする。
- ・事故発生時の映像を録画できるようにする。
- ・全ての被収容者及び保安区域内への入場者の位置情報を管理できるようにする。
- ・収容棟、職業訓練棟など被収容者が単独歩行する区域の鍵は電気鍵とし、中央監視室及び各収容棟監視室から遠隔で施開錠できるようにし、その他の区域についても、可能な限り電気錠とする。
- ・その他非常ベル警報装置、特殊自動警報装置及び火災報知器等を一か所に集中して配置し、総合的かつ効率的に警備上必要な情報を収集できるようにする。

(2) 位置情報把握システム

ア 業務内容

- ・全ての被収容者及び保安区域内への入場者の位置情報を把握できるシステムを構築し、保守管理する。
- ・護送中の被収容者の位置情報を把握できるシステムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・常時運用ができるようにする。
- ・個人情報が漏えいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。
- ・定期的にデータのバックアップを行い、1か月間以上保存する。
- ・本人確認のために生体認証の方式は、顔認証、手の静脈認証及び指紋認証に限るものとし、生体情報の採取は民間事業者が行う。

(保安区域内)

- ・国の職員が必要に応じ、閲覧できること。
- ・保安区域入口、庁舎管理棟、処遇管理棟（医務含む。）、収容棟、職業訓練棟、面会棟、教室及び体育館（以下、「保安区域入口等」という。）の入退出情報を一覧表形式で参照が可能なこと。なお、収容棟、職業訓練棟など、保安警備上、その内部で被収容者ごとの入退出制限が必要な場所では、部屋ごとに入退出情報を把握できるようすること。
- ・被収容者等が、現在保安区域内のどの区域にいるか、一覧表形式で参照が可能なこと。
- ・特定の被収容者又は入場者の一定区域の入退出制限が直ちにかつ確実にできること。
- ・被収容者が許可なく通路から離脱する等の異常な行動をとった場合、その把握及び警告が可能なこと。
- ・過去1か月間以上の入退出情報を保安区域入口等ごとに一覧表で参照が可能なこと。
- ・職員、被収容者、面会人、来訪者の通行証等において、各区域への入退出制限をセンター長又はセンター長から指示を受けた国の職員（以下（2）中において「特定ユーザ」という。）により設定できること。また、非常時の入退出制限設定も可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等の属性情報の設定が可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等を利用可／不可の設定が可能なこと。
- ・他のユニットの被収容者との成りすましが生じないよう、職業訓練棟の出入口においては、生体認証等を活用した本人確認を行うこと。

<通行証等>

- ・耐水性に優れていること。
- ・小型軽量であること。
- ・器具等を使用する場合には、被収容者に過度の拘束感を与えないようにすること。

なお、要求水準等において示される機能を満たすことができる場合、通行証等

を用いないシステムを提案することができる。通行証等を用いないシステムを導入する際には、国と協議の上、必要に応じて要求水準等の内容を見直し、修正内容について国の承諾を得るものとする。

(護送中)

- ・中央監視室において閲覧できること。
- ・中央監視室において、職員及び被収容者の位置情報を地図形式で常時把握が可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等の属性情報の設定が可能なこと。

<通行証等>

- ・小型軽量であること。
- ・器具等を使用する場合には、被収容者に過度の拘束感を与えないようすること。

(その他)

- ・操作が容易であること。

第6 作業業務

本業務は、受刑者に社会復帰に資する有用な作業を実施させることを通じて、受刑者に正しい勤労の習慣や、就労に必要な技能を身に付けさせるとともに、受刑者を円滑に社会復帰させることを目的とする。

1 作業企画支援業務

(1) 作業企画支援

ア 業務内容

- ・国に対し、社会貢献作業なども含め、幅広く作業を実施するために必要な企画支援を行う。
- ・国が実施する作業の企画支援として、国に対し、作業を提供する企業等（以下「作業提供企業」という。）を確保する。
- ・なお、提供作業の実施に際して、作業提供企業は、毎年度、センター長と「作業契約」を締結し、地域の最低賃金を参考とし、就業受刑者の技能の程度、作業内容、刑務作業の特殊性などをしんしゃくして契約で定めた労賃を国に支払う。

イ 要求水準

- ・各受刑者が職業訓練と併せて矯正処遇として義務付けられた時間の作業を実施

できるよう必要な作業を確保し、提供する。ただし、作業を提供する者は複数となっても構わない。

- ・作業提供企業により提供される作業内容は、社会における労働需要を踏まえた生産的であって、かつ達成感を感じさせるもの、又は場合によっては受刑者の能力・資質に合ったものとする。
- ・一定の製品を作る作業だけでなく、ITを活用した作業や、商品デザインや広告・販売の企画、接客への参画など、受刑者の適性を踏まえつつ、社会における様々な職種に関わる多様な作業を提供する。
- ・職業訓練で習得した技能をいかした作業を実施するなど、職業訓練と有機的に連携させることができる作業を多く提供する。
- ・作業提供企業により提供される作業内容は、過度に危険又は不衛生なものであってはならない。
- ・アメリカ合衆国、英国など刑務作業製品の輸入が禁止されている国に輸出するための作業は提供しない。
- ・必要な作業用機器を提供し、作業提供企業自らの責任で維持管理を行う。
- ・必要な原材料等を提供し、作業提供企業自らの責任で出納・保管を行う。
- ・作業製品は作業提供企業自らの責任で検査し、搬送する。
- ・作業提供企業は、製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者として同法第3条に規定する製造物責任を負う。
- ・毎年度、就業人員、作業量等を定めた計画を作成し、センター長の承認を受ける。

2 技術指導業務

(1) 作業技術指導

ア 業務内容

製品の品質管理・工程管理等の観点から技術指導者を派遣し、受刑者に対して技術指導を行う。

イ 要求水準

- ・直接受刑者に接する場合は、作業の技術指導のみを行い、作業上必要のない会話を行わない。

- ・指導に当たっては、懇切丁寧な態度で接する。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、職業訓練棟担当の国の職員に連絡する。
- ・故意による不良品の製作等、適切な作業実施がなされていない場合は、速やかに職業訓練棟担当の国の職員に連絡する。
- ・あらかじめ作業実施の手順を策定し、センター長の承認を受ける。
- ・作業実施の手順及び遵守すべき事項等を受刑者に分かりやすく周知する。

(2) 安全衛生管理等指導

ア 業務内容

作業の形態別に、安全衛生の確保及び公害防止に関する指導を行う。

イ 要求水準

- ・あらかじめ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3338号大臣訓令）等を参照し、提供する作業の内容に応じた作業安全衛生指導に関する計画を作成し、センター長の承認を受ける。

- ・作業安全衛生教育を実施した場合は、その記録を作成し、3年以上保存する。
- ・安全衛生教育を行うために免許が必要な場合は、当該免許を有する作業指導員を配置する。

3 職業訓練

ア 業務内容

- ・受刑者に対し、社会復帰に必要な職業的知識や技能を習得させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を修得させる。また、その結果についてセンター長に通知する。

- ・職業訓練の実施に際しては、受刑者の円滑な社会復帰を想定し、より社会に近い処遇実施のための効果的な職業訓練科目を幅広く導入する。

イ 要求水準

- ・全受刑者の年間平均で週5時間以上の職業訓練が実施でき、かつ複数科目の受講が可能となるよう必要な職業訓練科目を確保し、提供する。
- ・職業訓練は営利を主たる目的とするものであってはならない。
- ・導入する訓練科目は、受刑者の適性を踏まえつつ、社会の労働需要に見合った、かつ刑務作業、改善指導及び就労支援との連携を図り、習得した知識、技術、資

格が就労に直結するようなものが多く取り入れる。

- ・通常導入する職業訓練のほか、再犯防止に資するため、出所後の生活を想定した、より社会に近い環境での就労経験を付与するため、カリキュラムに刑事施設外処遇を組み入れた効果的な職業訓練を男女ともに少なくとも2科目行う。また、刑事施設外処遇に適さない受刑者に対しては、センター内において、刑事施設外処遇や実際の労働環境と同等の環境を体験できるVRやメタバースなどを活用したデジタル空間内での職業訓練を男女ともに少なくとも2科目行う。なお、実施に当たっては、あらかじめセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。デジタル空間内でのプログラムについては、試行期間を設けることができるものとし、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。
- ・社会課題解決に資する取組を通じて社会貢献への意識をかん養することを目的とした職業訓練として、おおむね100名程度の受刑者に実施する。
- ・民間事業者以外の企業、団体等及び地方自治体など、地域の社会課題解決に取り組む者と連携しながら、持続可能な社会や豊かな暮らしの実現、技術革新の創出といった社会課題解決に資する取組を職業訓練として運営期間中に複数開始し、継続的に実施する。なお、実施に際しては、受刑者が取組を通して、自己効力感や社会への貢献を実感できるものとする。
- ・導入する職業訓練について、改善指導及び就労支援との連携を図り、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。なお、効果の検証については、改善指導の効果の検証（第7にて記述）を含めても差し支えない。
- ・必要な機器等を提供し、自らの責任で維持管理を行う。
- ・必要な原材料等を提供し、自らの責任で出納・保管を行う。
- ・必要がある場合には、外部の協力者を講師として活用する。
- ・職業訓練により得られた製品は自らの責任で検査し、搬送する。
- ・職業訓練を提供した民間事業者は、製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者として同法第3条に規定する製造物責任を負う。
- ・収容動向の変化、社会の労働需要又は効果の検証等を踏まえて、訓練内容を適時変更するほか、毎年度、訓練種別ごとに、訓練人員、訓練内容等を定めた計画を作成し、センター長の承認を受け、所定の手続を行う。

- ・職業訓練を実施した場合は、「受刑者等の作業に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3327号大臣訓令）等に基づき、所定の帳簿等を作成するほか、職業訓練に関する報告文書等の作成も行う。
- ・指導者の手配に当たっては、あらかじめセンター長の承認を受け、派遣に伴う経費を負担する。

4 その他作業事務支援

ア 業務内容

受刑者の作業等工の審査に関する事務を行うほか、所定の文書等の作成を行う。

イ 要求水準

- ・「作業報奨金に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3343号大臣訓令）等に従い、十等工から一等工まである作業等工の審査に必要な作業成績に関する書類を作成する。
- ・「刑務作業の事務取扱いに関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3332号大臣訓令）等に基づき、各種統計資料を作成する。

第7 教育業務

本業務は、受刑者の改善更生を図り、再犯に陥らないための心構えを身に付けさせるとともに、円滑な社会復帰を促進することを目的とする。

1 教育企画業務

(1) 視聴覚教育

ア 業務内容

主として余暇時間を利用して、映画、テレビ、ラジオ等を通じ、社会生活に必要な教養を身に付けさせるとともに、円滑な社会復帰のために社会の情報を適切に受刑者に伝える。

イ 要求水準

- ・各受刑者が余暇時間及び各種指導等に参加することを義務付けられた時間の範囲内で、視聴覚教育を実施する。
- ・テレビ・ラジオについては、必要な場合、事前に録画、録音した上で放送できるようとする。
- ・放送に当たっては、あらかじめセンター長の承認を受ける。

(2) 通信教育

ア 業務内容

被収容者の希望する通信教育講座を提供する（必要な費用は被収容者が負担する。）。

イ 要求水準

- ・通信教育講座は、被収容者の知的教養の向上を図り、また、社会復帰に必要な知識、技能を修得するために有益な科目とする。
- ・科目については、被収容者の希望を考慮した上で、毎年度、通信教育計画を策定し、センター長の承認を受ける。なお、国が指定した場合（この場合の経費は民間事業者が負担する。）を除き、必要な費用は被収容者が負担する。

(3) 改善指導

ア 業務内容

- ・受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を企画・立案し、これを実施するための専門スタッフの手配・連絡調整等を行う。
- ・受刑者の改善更生及び社会復帰に有効な一般改善指導を企画・立案し、実施する。
- ・個々の受刑者の問題性に着目した特別改善指導を企画・立案し、実施する。例えば、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導などを、受刑者の円滑な社会復帰に資する効果的な手法を導入し、実施する。

イ 要求水準

- ・全受刑者の平均で週 5 時間以上（一般改善指導及び特別改善指導の合計時間数とする。）の改善指導が実施でき、かつ、少なくとも 1 年に 1 人 1 回以上の改善指導の受講が可能となるよう必要な改善指導を策定し、実施する。なお、実施に当たっては、あらかじめセンター長の承認を受ける。
- ・改善指導として合計 10 プログラム以上（一般改善指導は 7 プログラム以上、特別改善指導は 1 プログラム以上）実施する。
- ・受刑者の改善更生及び社会復帰に資する改善指導を実施するほか、導入する改善指導について、職業訓練、就労支援及び福祉的支援との連携を図り、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。
- ・通常実施する改善指導のほか、再犯防止に資するよう、出所後の生活を想定した、より社会に近い環境を体験させるため、対象となる受刑者全員に対して、

カリキュラムに刑事施設外処遇や実際の社会環境と同等の環境を体験できるVRやメタバースなどを活用したデジタル空間内の指導等を組み入れるなどの効果的な改善指導を行う。なお、実施に当たっては、あらかじめセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。デジタル空間内のプログラムについては、試行期間を設けることができるものとし、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。

- ・専門スタッフの手配に当たっては、実施する指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3348号）等に基づき、全受刑者に対し、一般改善指導を実施し、タブレット端末の活用やグループワークやワークブック形式等により、効果的な指導等を行う。
- ・一般改善指導として、生活技能訓練（SST）や就職面接の練習など、出所後の就労に資する知識・技能を付与するための指導を個々の就労ニーズに合わせて実施する。
- ・収容動向の変化、効果の検証等を踏まえ、毎年度、指導内容等の計画を作成し、センター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・改善指導を実施するごとに報告書を作成し、センター長に報告する。オリエンテーション及びフォローアップの状況についても同様とする。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、国の職員に連絡する。

（4）教科指導

ア 業務内容

国が指定した受刑者に対し、補習教科指導及び特別教科指導を実施する。

イ 要求水準

- ・受刑者の出所後の円滑な社会復帰に資する教科指導を実施する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」等に基づき、補習教科指導及び特別教科指導を実施する。
- ・専門スタッフや指導者を手配する場合は、実施する指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・タブレット端末等のICTを活用し、幅広い知識を効果的に習得できるように

する。

- ・収容情勢の変化等を踏まえ、毎年度、指導内容等の計画を作成し、センター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、国の職員に連絡する。

(5) 刑執行開始時及び釈放前の指導

ア 業務内容

国が実施する、刑執行開始時及び釈放前の指導の際に、民間事業者において実施する職業訓練、改善指導等の内容について説明し、参加への意欲を高めるとともに、その意義を理解させ、各種処遇の効果が表れやすくなるようにする。

イ 要求水準

- ・国と調整の上、刑執行開始時の指導の際に、民間事業者において実施する職業訓練や改善指導等に関する講義を行う。講義は、受刑者がその意義を理解し、参加への意欲を高めることができるよう、双方向のやり取りを組み込むなど、工夫した内容とする。また、作業、職業訓練、改善指導が相互に関連していることを理解させ、受刑生活全般において、改善更生の意欲を喚起する内容とする。
- ・「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3312号大臣訓令）等に基づき、国が実施する釈放前の指導以外の時間に、国と調整の上、出所後の社会復帰に資するプログラムを3時間以上提案する。プログラムは、受刑者が出所後の生活をより具体的に想定できるよう、仮想空間上で社会生活を体験させるなど、工夫した内容とする。

(6) その他教育企画

ア 業務内容

上記（5）以外の刑執行開始時及び釈放前の指導を実施する上で必要な外部講師の手配・連絡調整を行う。

イ 要求水準

- ・外部講師の手配に当たっては、指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめセンター長の承認を受ける。
- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。

2 図書管理業務

ア 業務内容

被収容者の勉学、教養、娯楽に必要な図書を収容棟内に計画的に整備し、図書の管理を行う。

イ 要求水準

- ・被収容者の希望を考慮し、毎年度、図書の入れ替えを行うこととし、あらかじめ整備計画を策定し、センター長の承認を受ける。
- ・図書の検索、貸出し・返却の管理が行えるシステムを運営する。
- ・図書は、被収容者一人当たり 10 冊以上確保することとする。なお、民間事業者は、あらかじめ国の承諾を得た場合、電子書籍にて図書を整備することができるものとする。
- ・被収容者の希望を考慮し、各職業訓練棟及び収容棟に日刊紙 2 紙を備え付ける。

第8 医療業務

本業務は、被収容者が健康に収容生活を送り、社会復帰することできるよう、健康の保持、疾病の治療をすることを目的とする。

1 健康診断業務

ア 業務内容

被収容者の入所時、定期及び刑事施設における保健衛生上必要があるときに健診を行なう。

イ 要求水準

- ・被収容者の入所後速やかに、次の診断項目について健康診断を行う。
(診断項目)
 - ① 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査
 - ② 自覚症状及び他覚症状の検査
 - ③ 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査
 - ④ 血圧の測定
 - ⑤ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
 - ⑥ 胸部エックス線検査
 - ⑦ 血色素量及び赤血球数の検査
 - ⑧ 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP) の検査
 - ⑨ 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査
 - ⑩ 血糖検査
 - ⑪ 心電図検査
- ・前回受診から 1 年以内に全ての被収容者に対して健康診断（定期健康診断）を

行う。

- ・40歳以上の被収容者について、以下の項目の特定健康診査を行う。なお、定期健康診断で特定健康診査項目を含めて差し支えない。
 - ① 肝機能検査 (GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP)
 - ② 血中脂質検査 (中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
 - ③ 血糖検査 (空腹時血糖又は HbA1c)
 - ④ 腹囲の検査等
- ・40歳以上の被収容者のうち検査を希望する者に対して、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施する。
- ・厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診を実施する。
- ・刑務作業に従事する受刑者に対して、安全衛生上の健康診断として厚生労働省令に定める項目の健康診断を実施する。
- ・国の指定した被収容者に対して感染症等の検査を実施する。
- ・特に結核、感染症の確実な把握に努める。
- ・診断結果を被収容者の健康管理や診療に活用することができるよう、医師等との緊密な連携を図ることのできる体制とする。
- ・診断結果は速やかに運営施設のセンター長に通知する。

2 外部医療機関との連絡調整、レセプト審査

ア 業務内容

- ・外部の医療機関が診療所の運営を行うための連絡調整業務を行う。
- ・外部医療機関から送付されたレセプトの審査、集計を行う。

イ 要求水準

- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。
- ・レセプト審査を正確に行う。
- ・審査により問題があると判断したレセプトは、外部医療機関に連絡して調整を依頼する。

3 医療設備の維持管理・更新

ア 業務内容

- ・内科、外科、婦人科、精神科、歯科の診療設備として別添「医療機器一覧」に掲げる機器の適正な保守・点検を行うとともに、必要に応じ所要の滅菌や清掃等を行うことにより正常に使用できる状態を維持する。
- ・医療機器の使用効率の把握・記録、劣化・破損等のデータ記録を行い、蓄積されたデータに基づき機器の更新を行う。

イ 要求水準

- ・医療機器は、正常に使用できる状態を維持するため、フルメンテナンスを行い、ソフトウェアは定期的に最新版に更新する。
- ・医療機器の管理台帳の作成、記入、管理を行う。
- ・蓄積されたデータに基づき、医療機器の更新計画案を作成し、国に対して提案する。
- ・提案された案を参考に国が決定した更新計画に基づき、医療機器の更新・保守管理を行う。なお、各機器の更新は、別添「医療機器一覧」に示された回数行うものとする。

4 医療関係事務

ア 業務内容

- ・歯科治療の自己負担による診療代について領置金から引き落としを行う。
- ・医療に関する各種の報告文書等を作成する。

イ 要求水準

- ・診療録の保存期間について、医師法による保存期間とは別に、行政文書として、5年以上保存する。
- ・法令等に従い、適切かつ確実に実施する。

第9 分類事務支援業務

1 処遇調査事務支援

ア 業務内容

国の職員が行う処遇調査の事務支援（システムへの情報入力を含む。）を行う。

イ 要求水準

- ・専門的な知識・技能を有した職員により、カウンセリング、心理検査等の実施、

処理及び当該データの管理を行う。初回及び定期再調査等の面接業務は含まれない。

- ・定期再調査及び臨時再調査の対象者の繰り出し、一覧表の作成等当該データの管理を行う。
- ・その他「受刑者の処遇調査に関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令)、「受刑者の処遇要領に関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令)等に従い所定の文書案作成等を行う。
- ・処遇審査会の運営に関する事務を行う。
- ・収容生活の進度に応じた被収容者の心情変化を把握し、被収容者の円滑な社会復帰に向けて関係部門と少なくとも週1回ミーティング等を行う。
- ・国の管理するシステム（支援システム）への入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。

2 審査関係事務支援

ア 業務内容

国の職員が行う制限区分の指定・変更及び仮釈放申請に係る審査に関する事務支援を行う。

イ 要求水準

- ・審査対象者の一覧表作成及び当該データの管理を行う。
- ・その他「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3321号大臣訓令)等及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」(平成20年法務省令第28号)等に従い所定の文書作成等を行う。

3 保護関係事務支援

ア 業務内容

保護関係機関等との連絡調整及びそれに伴う事務を行う。

イ 要求水準

- ・国の職員の指示に従い、連絡調整に係る事務処理を迅速かつ確実に実施する。
- ・連絡調整は、専門的な知識・技能を有したソーシャルワーカー(社会福祉士有資格者)が中心となって行う。
- ・「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則

(平成20年法務省令第28号)」等に従い、所定の文書作成等を行う。

- ・釈放時保護に係る業務を支援する。
- ・被収容者の円滑な社会復帰に向けて、関係部門と少なくとも週1回ミーティング等を行う。なお、ミーティングの実施回数は、処遇調査事務におけるスタッフミーティングの実施回数を含めても差し支えない。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に従い、所定の文書作成等を行う。

4 社会復帰支援

ア 業務内容

円滑な社会復帰を実現するために、就労支援及び福祉的支援等の社会復帰支援を実施する。

イ 要求水準

- ・被収容者の円滑な社会復帰に資するため、保護及び就労関係機関（ハローワーク、保護観察所、更生支援施設、自治体福祉関係団体等）との関係性の構築、連絡調整及び必要な文書の作成等を行う。
- ・就労支援に関する専門的な知識・技能を有した職員により、面接等を行い、被収容者の出所後の生活に向けた就労先とのマッチング支援を実施する。
- ・出所後の生活を想定した、より社会に近い環境での就労支援を実施するため、対象となる被収容者全員に対して、カリキュラムに刑事施設外処遇や実際の社会環境と同等の環境を体験できるVRやメタバースなどを活用したデジタル空間内でのプログラムを組み入れることにより、効果的な社会復帰支援を行う。デジタル空間内でのプログラムについては、試行期間を設けることができるものとし、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。
- ・作業、職業訓練、改善指導を効果的に組み合せ、受刑期間の早い段階から、出所後の就労等の生活プランを考えさせ、そのために必要な知識・技能を計画的に習得できるようにする。
- ・福祉的支援に必要な受刑者のリストを作成するなどしてその掘り起こしを行うとともに、福祉的支援の必要な受刑者に対しては、支援ニーズの把握、支援を受けることへの動機付け、福祉制度に関する知識付与を行うほか、出所後の福祉サービスの受給に向けた連絡調整や各種支援を行う。

別添 医療機器一覧

購入年月	設置場所	物品名称	規格(メーカー、型番)	数量	耐用年数	更新回数	備考
2007.04	管理棟(医療)	エアーアブレーションシステム	エアーフローSI	1	6	1	
2021.04	管理棟(医療)	エアーコンプレッサー	海南 スクロールコンプレッサー SLP-07EEM6	1	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	エアースケーラー	モリタ エーソルフィーP AS-2-OV ライト付	1	6	1	
2014.09	管理棟(医療)	オートクレーブデンタル	エルクレーブ フルオート MAC-580	1	4	1	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	ガストロファイバー(胃カメラ)	オリンパスClonus	1	6	1	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	コルポスコープ	OCS-500	1	8	1	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	シャウカステン	WH-0405-17	3	6	0	更新予定(2023年度)、デジタル化により将来的に不用見込み
2021.03	管理棟(医療)	スペア ツインパワータービン	モリタ ツインパワータービンP	4	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	スペア モーター	モリタ トルックス TR-SSモーター	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	スペアMTM-13モーターN	マイクロモーターMTM-13	1	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	スペアツインタワータービンP	モリタ ツインパワータービンP(トルクタイプ)(STDタイプ)	4	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	デンタルX線装置	マックスFI-R 100-0013	1	6	1	更新予定(2022年度)
2007.04	管理棟(医療)	パノラマX線装置	ベラビューエポックス AE+AF付	1	6	1	更新予定(2022年度)
2007.04	管理棟(医療)	パルプテスター	メディナル デントテスター	1	6	1	更新予定(2024年度)
2021.03	管理棟(医療)	ハンドピース洗浄給油機	モリタ ルブリナ2	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	眼底鏡	WI-0434	1	8	1	更新予定(2023年度中)
2007.04	管理棟(医療)	吸引器一式	TAF DREAM I型	1	6	1	更新予定(2022年度中)
2007.04	管理棟(医療)	顕微鏡	オリンパスCX-31N-10	1	8	1	更新予定(2023年度)
2021.03	管理棟(医療)	減速コントラ	モリタ トルクテック プロフィーコントラCA-4R-PP	1	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	光重合レジン照射器	ジーシー G-ライト プリマ II Plus	1	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	口腔外サクション	東京技研 フリーーム・アルテオS A333	1	6	1	
2014.09	管理棟(医療)	高圧蒸気滅菌器	エルクレーブフルオート MAC-580	1	6	1	更新予定(2023年度)シーラーを含む。
2021.03	管理棟(医療)	高周波電気メス	モリタ プログF 20103-0250	1	5	1	
2021.03	管理棟(医療)	根幹長測定器(拡大装置)	モリタ テンタポート 根幹長測定 モジュール	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	殺菌保管庫	キヤビオ デラックスタイプ OW103-014	1	4	1	更新予定(2024年度)
2007.04	管理棟(医療)	酸素補給装置一式	FLWB15DXB 加湿瓶付	4	6	1	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	視力検査器	アズワン WI0480-03	2	5	1	更新予定(2023年度)
2021.04	管理棟(医療)	歯科診察台ユニット	モリタ シグノG20	1	8	1	
2021.03	管理棟(医療)	治療用拡大鏡	ラクトナ ルーペ 2.5	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	耳鏡	WI-0435-09	1	8	1	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	自動蘇生器	ポータブル自動蘇生器 セーフティQQ	2	10	1	更新予定(2023年度)
2019.07	管理棟(医療)	自動分包器	タカゾノ クレステージライト(自動錠剤供給装置付)	1	6	1	
2014.12	管理棟(医療)	心電計	日本光電 ECG-1450	1	6	1	
2021.04	管理棟(医療)	診察用サクション	東京技研 バキュームモーター TCS-TS2	1	6	1	
2021.03	管理棟(医療)	增速コントラ	カボデンタルシステムズ エキスパート マイティック 5倍速ライ特付	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	聴力計	AM-1	1	6	1	更新予定(2023年度)
2021.04	管理棟(医療)	超音波洗浄器	アズワン AS482(1-3216-02)	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	直接X線撮影装置	DHF-155H II	1	6	1	更新予定(2022年度)
2021.02	管理棟(医療)	電子天秤	タカゾノ リバランスLB-600S2	1	5	1	
2007.04	管理棟(医療)	動力噴霧器	ジェットフォグ	1	10	0	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	内視鏡消毒装置	OER-2	1	4	1	更新予定(2024年度)
2007.04	管理棟(医療)	婦人科診察ユニット一式	アトム EU-20 EライトUT	1	10	0	更新予定(2023年度)
2007.04	管理棟(医療)	婦人科診察台	アトム ET-8500	1	6	1	
2007.04	管理棟(医療)	婦人科保温イルリガートル	片桐医科工業 KM-4800	1	6	1	更新予定(2023年度)
2018.09	管理棟(医療)	無影灯	ウェルチ・アレンGS600 LED	1	5	1	
2007.04	管理棟(医療)	医療用保冷庫	サンヨーMPR-161D	7	6	1	一部更新予定(2023年度)
2019.12	管理棟(医療)	小型高周波電気手術器(バイポーラ凝固止血器)	日本メディカルネクスト ハイフリケーター2000	1	5	1	
2017.03	管理棟(医療)	超音波診断装置	HITACHI F37 HITACHI UST-9118	1	8	1	

情報セキュリティの基準について

1 総則

- (1) 民間事業者は、法務省における情報セキュリティ対策の基本方針（平成30年3月29日法務省大臣官房長決定。令和4年3月24日最終改定。）及び情報セキュリティ関係規程（以下「法務省における情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において業務を実施すること。
- (2) 本事業の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国が情報セキュリティ監査の実施を必要とした場合は、その受入れ及び対応を行うこと。
- (3) 法務省における情報セキュリティポリシーは、入札参加資格を確認できた者に対し、開示する。
- (4) 法務省における情報セキュリティポリシーが改定された際は、改定後の規程等に基づき本事業を実施すること。

2 報告及び対応

- (1) 民間事業者は、本事業における情報セキュリティ対策の履行状況について、国から確認を求められた場合には、これを報告すること。
- (2) 民間事業者は、本事業における情報セキュリティ対策の履行状況について、国が改善を求めた場合は、国と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。
- (3) 民間事業者は、契約期間中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに国に報告の上、民間事業者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施すること。
 - ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、国の承認を得た上で実施すること。
 - イ 発生した事態の具体的な内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、国に提出して承認を得ること。
 - ウ 再発防止策を立案し、国の承認を得た上で実施すること。
 - エ アないしウのほか、発生した情報セキュリティ侵害について、国の指示に基づく措置を実施すること。
- (4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認
民間事業者は、情報セキュリティ対策の履行状況について、国に確認を求められた場合には、次のとおり対応すること。
 - ア 本書において求める情報セキュリティ対策全般の実績に係る報告
 - イ 機密保持に係る措置の履行状況の報告
 - ウ 民間事業者における情報処理（情報システム管理業務及びその他の業務で構築・

使用する一切の情報システムに関する情報処理を指す。) の実施場所及び実施状況の視察の受入れ

(5) 民間事業者は、本事業において独自の情報システムを整備する場合は、当該システムに使用している機器・ソフトウェアについて公表されているぜい弱性情報を漏れなく把握し、国に報告すること。

また、報告されたぜい弱性について、その対応の要否・影響等を当局と協議し、ぜい弱性への対応策を実施し、その結果について報告すること。

なお、ぜい弱性への対応を行わない場合については、その理由、代替措置及び影響について報告し、承認を得ること。

3 その他

(1) 電子メールで情報のやり取りを行う場合は、国が指定するポリシーに従いパスワード等で保護して送信すること。

(2) 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）。令和4年4月20日デジタル社会推進会議幹事会決定（最終改定）」、「同解説書（令和4年4月20日デジタル庁）」、「同実践ガイドブック（令和4年4月20日デジタル庁）」を遵守すること。

なお、標準ガイドライン及び解説書が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

総合警備システム整備方針

1 全体概要

(1) 目的

美祢社会復帰促進センターにおける総合警備システムについて、適切に更新し、施設の保安警備力を強化するためのシステムを構築する。

(2) 更新基準

法定耐用年数を経過しており、かつ経年劣化している機器を更新の対象とする。

(3) 内容

総合警備システムは、外埠・工場・居室棟廊下・居室内等に設置された監視用カメラ、フェンスセンサー、巡警巡回システムにより、被収容者による逃走、自殺等の不審な行動を監視・記録することで施設の保安警備力を強化するためのシステムである。

また、必要に応じてバイタル生体情報装置（以下「バイタルセンサー」という。）を設置し、映像、音声、バイタル情報等を監視卓で集中管理した上で停電などの一般的な給電が断たれた場合でも、全て又は一部のカメラやストレージが途切れることなく稼働するシステムとする。

(4) 機能

ア 原則として、ネットワーク幹線は光ケーブルとし、機器の接続はLANケーブルによるPoE給電を用いるなどしてシステムのデジタル化と省線化の構築すること。

なお、必要に応じて、無線LAN環境を構築することは差し支えない。

イ すべての映像については、14日（男子職員が女子被収容者の処遇を行う刑事施設の女子収容棟廊下監視用テレビカメラは60日）間以上保存可能なストレージを備えること。

ウ 映像については、高速検索、他の記録媒体等に保存できるシステムとし、必要に応じて、マスキング機能を有するシステムとすること。

エ 各種監視用カメラは、ネットワークカメラ（以下「IPカメラ」という。）とする。

なお、リアルタイム映像を伝送することとし、マルチストリーミング等により、複数の端末で再生可能なシステムを構築すること。

オ 保護室、静穏室等及び前述の女子収容棟廊下は、監視卓において常時検聴できるシステムとする。

カ マルチベンダ対応のシステムを構築し、将来の高速通信に対応可能な設計とすること。

キ 必要に応じて、各種機器操作や文字起こし等に音声認識ソフトを導入することは差し支えない。

ク A I カメラ、A I ソフトウェアを利用した画像解析システムを活用することは差し支えない。

ケ P H S 等の職員が携帯可能な内線通信システムによる総合監視卓への非常通報を可能とする。

2 各種システム概要

(1) 外埠（屋外）監視用カメラ

ア 目的

外埠内外の監視、釈放者等の出迎え、デモ警備等施設内外の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) インテリジェント機能等の付加価値を有する I P カメラとする。

(イ) インテリジェント機能は、動体検知、侵入検知、通過検知、行動予測機能、自動追尾機能、ゆ越検知機能、カメラ映像内に仮想のエリア・ラインを設定することで対象物を検知する機能等のあらかじめ異常として設定した状況が発生した場合や指定された場面でカメラ等が自動的に検知する機能とする。

(ウ) インテリジェント機能が異常を検知した場合は、一次警報としてモニタ上にポップアップ表示等のアラートを行い、二段階検知を構築する場合は、二次警報を非常発報とすること（ただし、一次警報と二次警報を同時に検知した場合は、非常発報とする。）。

(エ) 死角が発生しないように設置又は死角を発生させない広角カメラ等を導入すること。

(オ) 必要に応じて、高感度カメラを導入すること。

(カ) 落雷による対策を施すこと。

(キ) P T Z （パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(ク) フェンスセンサーが発報した場合は、連動して発報箇所を撮影することとするとが、インテリジェント機能が発報原因を特定した場合は、追跡機能を優先する仕様にすること。

(ケ) フェンスセンサーが発報した場合に、原因の特定及び追跡等のため、I P カメラが他の I P カメラと自動で連動する仕様にすることは差し支えない。

(2) 職業訓練棟監視用カメラ

ア 目的

訓練室の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) I P カメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 設置場所及び員数は、全訓練室各 1 台以上とし、全体が広く監視できる箇所設置すること。

(ウ) P T Z （パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(エ) インテリジェント機能が異常検知した場合は、一次警報としてモニタ上にポッ

プアップ表示等のアラートを行うこと。

(オ) 必要に応じて、担当職員にウェアラブル端末を携行させることは差し支えない。

(3) 収容棟廊下監視用カメラ

ア 目的

被収容者の行動の監視体制を強化するとともに、職員の適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

ただし、巡警巡回システムと統合する場合は、インテリジェント機能は必須とし、職員を認識することで巡回時間及び経路等を記録し、出力するシステムを構築すること。

(イ) 設置場所及び員数は、各ユニットの廊下に2台以上整備すること。

(ウ) 使用している収容棟廊下全てに整備すること。

(エ) 新たなICT機器を容易に導入することが可能なデジタルインフラを構築すること。

(4) 女子収容棟廊下監視カメラ等

ア 目的

女子被収容者との無用のトラブルを防止することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 死角が発生しないよう必要な箇所に設置又は死角を発生させない広角カメラ等を導入すること。

(ウ) 入退室履歴を作成すること。

(エ) 常時検聴可能なシステムを構築すること。

(5) 居室（保護室・静穏室・カメラ付き居室）監視用カメラ等

ア 目的

各居室内の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 保護室・静穏室・カメラ付き居室全てに設置すること。

なお、任意に選択した居室に指示放送を行えるようにすること。

ウ バイタルセンサーの設置

(ア) 保護室・静穏室、その他居室における被収容者の体調管理を強化するため、必要に応じて、バイタルセンサーを設置することは差し支えない。

(イ) 保護室又は静穏室に設置する場合は、非接触型のバイタル生体情報装置を設置すること。

(ウ) その他の居室については、接触型のバイタルセンサーを設置しても差し支えな

い。

(エ) バイタルセンサーは、心拍数、呼吸数、体動等をモニタリングすることで、生体情報を検知する装置とすること。

(オ) バイタルセンサーが、特定の数値を下回った情報を検知した場合は、被収容者の居室や番号等をモニタにポップアップ表示等しアラートするシステムを構築すること。

なお、居室監視用カメラが設置されている場合は、映像が監視卓モニタや担当台に備え付けているモニタ等にポップアップ表示等しアラートするシステムとすること。

(6) 新入調室・処遇部門調室監視用カメラ

ア 目的

新入調室及び処遇部門調室の監視体制を強化し、職員の適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

(ア) 必要に応じて、IPカメラを設置すること。インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 可搬式のIPカメラを設置し、有線・無線LANでリアルタイム監視を行うことは、差し支えない。

(7) 運動場監視用カメラ

ア 目的

戸外・戸内運動場（グラウンド及び体育館等）の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) インテリジェント機能は、外埠（屋外）監視用カメラに準ずる。

(ウ) 設置場所及び員数は、死角が発生しないように設置又は死角を発生させない広角カメラ等を1台以上設置すること。

(エ) 戸外は落雷による対策を施すこと。

(オ) PTZ（パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(8) フェンスセンサー

ア 目的

刑事施設の最終セキュリティラインとして、被収容者のゆ越及び外部侵入者を早期に発見することを目的とする。

イ 基準

(ア) 赤外線や振動センサー等を活用し、異常検知後の復旧作業が容易な構造とすること。

(イ) 複数箇所での異常を同時に又は連続して検知できること。

(ウ) 外埠（屋外）監視用カメラと連動すること。

(9) 巡警巡回システム

ア 目的

職員の巡回時間、巡回経路を疎明し、適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

- (ア) 押しボタン式又はIPカメラ・各種センサーの導入により巡警巡回システムを構築すること。
- (イ) 巡警巡回システムは、規定の時間を超過して巡回した場合には、容易にアウトプットできるシステムを構築すること。
- (ウ) 記録データは30日以上保存できること。

(10) セルコールシステム

ア 目的

被収容者による呼出しを迅速かつ効率的に把握することを目的とする。

イ 基準

- (ア) 被収容者による各居室での呼び出しを収容棟の各階及び総合監視卓において確認できること。
- (イ) 上記に加えて、PHS等の職員が携帯可能な内線通信システムで職員が隨時呼出しを確認できること。

(11) その他

総合警備システムを廃棄する場合は、所定の手続きを執って廃棄し、特に重要物品の廃棄には留意すること。

セルコールシステム及びPHS等の職員が携帯可能な内線通信システムについては、要求水準等で示す性能を満たす限りにおいて、必ずしも更新整備を要しない。

本紙において示す整備方針は最低基準であり、位置情報把握システムなど美祢社会復帰促進センター独自の警備機器と連動させる等し、開放的な処遇と保安警備力の強化を両立したシステムを構築すること。

別添

刑事施設の運営業務 民間競争入札実施要項

従来の実施状況に関する情報の開示

令和6年 月
法務省

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

運営業務

実施年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
美祢社会復帰促進センター				
	人件費	常勤職員	0	0
		非常勤職員	0	0
	物件費		0	0
		定額部分	2,929,668	3,050,752
	委託費等	成果部分	-	-
		旅費その他	0	0
計(a)		2,929,668	3,050,752	3,050,337
参考値 (b)	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		2,929,668	3,050,752	3,050,337
運営業務総額		2,929,668	3,050,752	3,050,337

(注記事項)

委託費定額部分において、実際の収容人員が、予定収容人員の8割を下回ることとなった場合には、その分の合理的な範囲で減少した費用として、その8割を下回った人員分の食材費に相当する額を委託費等から減額している。

次期事業においては、一部現行事業と委託範囲が異なる業務があることから、従前と一概には比較できない（詳細については、「業務分担表」に記載）。

2 業務の実施に要した人員

(単位：人)

実施年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営業務			
美祢社会復帰促進センター			
維持管理業務	10.0	10.0	10.0
総務業務	20.6	21.4	20.6
収容関連サービス業務	51.0	51.0	47.0
警備業務	93.8	92.2	95.0
作業業務	24.7	23.4	24.4
教育業務	5.5	5.5	5.5
医療業務	6.0	6.0	6.0
分類事務支援業務	3.5	3.5	3.5
(業務従事者に求められる知識・経験等) 業務従事者は、本事業の実施に当たり、刑事収容施設法その他の関係法令等を遵守し、本事業の基本的理念を十分に理解し、各業務に必要な知識・技能（法令上必要な資格がある場合は、当該資格（例えば栄養管理士））を保有する者でなければならない。			
(業務の繁閑の状況とその対応) 刑事施設における業務の繁閑の状況については、「別紙（2）業務等の参考数値」を参照			
1 委託の対象となる業務に年度を通じて直接従事する人員を記載している。 2 複数の事務に従事する職員については、委託対象となる業務に従事する割合を勘案し、人員（例えば、1週19時間の勤務時間の場合0.5人）としている。 3 各業務の人数は、従事者全体の年間総労働時間（残業時間を含む）をフルタイム職員の年間勤務時間（1日当たり7時間45分、残業時間を含まない。）で除して算出した値である。 4 職業訓練及び改善指導は、本表に記載した人員以外の外部講師も指導に従事している。 5 次期事業においては、一部現行事業と委託範囲が異なる業務があることから、従前と一概には比較できない（詳細については、「業務分担表」に記載）。			

3 従来の実施に要した施設及び設備

令和4年10月現在

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2007.04	管理棟	FMシステム端末	1 施設維持管理	1	民間事業者	ファシリティマネジメント管理システム
2011.10	管理棟分室	アネモマスター	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2011.10	西エリア 維持管理倉庫	インパクトドライバー	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2020.04	西エリア 維持管理倉庫	チェーンブロック	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2007.04	倉庫棟 維持管理倉庫	アルミ合金製油圧電動リフト	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2009.04	庁舎棟	アネモマスター	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2021.05	庁舎棟	デジタル照度計	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2016.05	庁舎棟	ヒーティングガン	1 施設維持管理	1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	温湿度記録計	1 施設維持管理	2	民間事業者	
2020.12	庁舎棟	气体採取器セット	1 施設維持管理	1	民間事業者	
		400V機器の外箱等(アースターミナル、EC)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		インターホン	1 施設維持管理	5	民間事業者	一部更新予定(2023年10月頃)、5セットとして計上
		ウォシュレット	1 施設維持管理	33	民間事業者	
		衛生器具(トイレ、洗面台等一式)	1 施設維持管理	1,528	民間事業者	1,528室として計上
		エレベーター	1 施設維持管理	13	民間事業者	
		屋内受電室+屋外キュービクル	1 施設維持管理	4	民間事業者	
		屋内消火栓	1 施設維持管理	118	民間事業者	
		汚水処理設備(宿舎浄化槽)	1 施設維持管理	1	民間事業者	1式として計上
		汚水処理設備(センター、西エリア)	1 施設維持管理	2	民間事業者	2式として計上
		親時計	1 施設維持管理	3	民間事業者	
		加圧給水ポンプ(センター、宿舎、宿舎E棟、西エリア)	1 施設維持管理	4	民間事業者	一部更新予定(2023年10月頃)
		ガス給湯器	1 施設維持管理	92	民間事業者	一部更新済み(2022年12月)
		還水槽	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		危険物施設(サービスタンク)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		危険物施設(地下タンク)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		吸収式冷温水発生器	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		給湯ポンプ	1 施設維持管理	28	民間事業者	一部更新予定(2023年9月頃)
		空冷チラー	1 施設維持管理	1	民間事業者	1セットとして計上
		小型貫流ボイラー	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		子時計	1 施設維持管理	205	民間事業者	一部更新予定(2023年10月頃)
		コンパクト型空気調和器	1 施設維持管理	78	民間事業者	
		自家用発電機(非常)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		自動火災報知設備	1 施設維持管理	2	民間事業者	2式として計上
		自動制御装置	1 施設維持管理	1	民間事業者	部分更新予定(2024年4月頃)、1式として計上
		自動ドア	1 施設維持管理	3	民間事業者	
		受水槽(センター、宿舎、西エリア)	1 施設維持管理	3	民間事業者	
		消火器	1 施設維持管理	451	民間事業者	
		照明器具	1 施設維持管理	7,855	民間事業者	一部更新予定(2023年7月頃)
		真空式温水発生器	1 施設維持管理	4	民間事業者	
		真空遮断器(VCB)	1 施設維持管理	16	民間事業者	
		スピーカー	1 施設維持管理	1,992	民間事業者	
		全熱交換機	1 施設維持管理	97	民間事業者	一部更新予定(2023年10月頃)
		送排風機(ベルト駆動)	1 施設維持管理	21	民間事業者	
		蓄電池設備(直流電源装置)	1 施設維持管理	2	民間事業者	一部更新予定(2023年9月頃)
		中央監視装置	1 施設維持管理	1	民間事業者	1式として計上
		貯湯式電気温水器	1 施設維持管理	14	民間事業者	一部更新予定(2023年5月頃)
		貯湯槽	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		つり下げはしご(宿舎のみに設置)	1 施設維持管理	28	民間事業者	
		電路	1 施設維持管理	1	民間事業者	1式として計上
		パッケージ型空気調和器(ルームエアコン、ツイン、トリブル、マルチ、ビルマル)	1 施設維持管理	110	民間事業者	一部更新予定(2023年12月頃)、110セットとして計上
		バルク特定供給設備(1t以上)	1 施設維持管理	2	民間事業者	サービス機設置分を修繕予定(2023年9月頃)、2式として計上
		非常灯	1 施設維持管理	498	民間事業者	
		ファンコイル	1 施設維持管理	287	民間事業者	
		分電盤	1 施設維持管理	209	民間事業者	
		ペレットボイラー	1 施設維持管理	1	民間事業者	
		防火ダンパ	1 施設維持管理	89	民間事業者	
		放送設備	1 施設維持管理	2	民間事業者	2式として計上
		ポータブル発電機	1 施設維持管理	4	民間事業者	
		ポンプ	1 施設維持管理	32	民間事業者	
		有圧扇	1 施設維持管理	86	民間事業者	一部更新予定(2023年10月頃)
		誘導灯	1 施設維持管理	420	民間事業者	一部更新予定(2023年6月頃)
		浴槽ろ過ユニット	1 施設維持管理	24	民間事業者	
		ルーフファン	1 施設維持管理	3	民間事業者	更新予定(2023年6月頃)
		冷却塔	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		漏電警報器(EL)	1 施設維持管理	20	民間事業者	
		温水コイルユニット	1 施設維持管理	24	民間事業者	
		過電流継電器(OCR)	1 施設維持管理	17	民間事業者	
		換気扇	1 施設維持管理	252	民間事業者	一部更新予定(2023年9月頃)
		給気ファン	1 施設維持管理	89	民間事業者	
		高圧機器の外箱(アースターミナル、EA)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		高圧区分開閉器(PAS)の外箱(EA)	1 施設維持管理	1	民間事業者	更新予定(2023年10月頃)
		地絡過電圧継電器(DGR)	1 施設維持管理	7	民間事業者	
		地絡方向継電器(SOG)	1 施設維持管理	1	民間事業者	
		低圧機器の外箱等(アースターミナル、ED(ELB))	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		低圧機器の外箱等(アースターミナル、ED)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		排気ファン	1 施設維持管理	176	民間事業者	
		変圧器の2次側電路(アースターミナル、EB)	1 施設維持管理	2	民間事業者	
		防火区画	1 施設維持管理	1	民間事業者	1式として計上
		防火戸	1 施設維持管理	71	民間事業者	

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2007.03	庁舎棟(売店)	アイス冷凍庫	4 収容関連	1	民間事業者	
2019.11	庁舎棟(売店)	コーヒーマシン	4 収容関連	1	民間事業者	
2014	庁舎棟(売店)	スープブレンダー	4 収容関連	1	民間事業者	
2014.03	庁舎棟(売店)	スマージーブレンダー	4 収容関連	1	民間事業者	
2015.10	庁舎棟(売店)	スマージーブレンダー	4 収容関連	1	民間事業者	
2011.09	庁舎棟(外来食堂)	ティーディスペンサー PTE-F250HWA-C-BK	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(外来食堂)	移動台	4 収容関連	1	民間事業者	
2011.09	庁舎棟(職員食堂)	ティーディスペンサー PTE-F250HWA-C-BK	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.11	庁舎棟(職員食堂)	ホット＆コールドショーケース	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	IHコンロ	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	IHジャー炊飯器	4 収容関連	1	民間事業者	
2010.12	庁舎棟(厨房)	IHジャー炊飯器	4 収容関連	1	民間事業者	
2020.02	庁舎棟(厨房)	IHジャー炊飯器	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	ガスレンジ R0921	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟(厨房)	ガス自動フライヤーB-TGFL-45	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	クリーンテーブル	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	シャワーシンク	4 収容関連	1	民間事業者	
2021.06	庁舎棟(厨房)	スチームコンベクションオーブン	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	ソイルドテーブル	4 収容関連	1	民間事業者	
2015.02	庁舎棟(厨房)	テーブル形冷蔵庫	4 収容関連	1	民間事業者	
2015.04	庁舎棟(厨房)	ニーダー	4 収容関連	1	民間事業者	
2016.08	庁舎棟(厨房)	ニーダー	4 収容関連	1	民間事業者	
	庁舎棟(厨房)	マイコンスープジャー	4 収容関連	1	民間事業者	
2019.11	庁舎棟(厨房)	マルチサンドメーカー	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	移動台	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	一槽シンク	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	角型ゆで麺器 TU-50N	4 収容関連	1	民間事業者	
	庁舎棟(厨房)	活水器	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	食器消毒保管庫	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.05	庁舎棟(厨房)	食器洗浄機	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	水切移動台	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	水切付一槽シンク	4 収容関連	1	民間事業者	
2010.12	庁舎棟(厨房)	卓上電気ウォーマー	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	電気ウォーマーテーブル	4 収容関連	1	民間事業者	
2019.02	庁舎棟(厨房)	電気温蔵庫	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	電子ジャー	4 収容関連	1	民間事業者	
	庁舎棟(厨房)	電子レンジ	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(厨房)	二槽シンク	4 収容関連	1	民間事業者	
2013.04	庁舎棟(厨房)	冷蔵コールドテーブル	4 収容関連	1	民間事業者	
2019.04	庁舎棟(厨房)	冷凍冷蔵庫	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.03	庁舎棟(売店)	L型カウンター 販売什器	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.11	庁舎棟(売店)	オープン型温冷蔵ショーケース	4 収容関連	1	民間事業者	
2010.12	庁舎棟(売店)	コーヒーマシン	4 収容関連	1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟(売店)	製氷機	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.12	庁舎棟(売店)	釣銭機	4 収容関連	1	民間事業者	
2016.03	庁舎棟(売店)	冷凍ショーケース	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.12	庁舎棟(売店)	ネットワークカメラ	4 収容関連	2	民間事業者	
2017.12	庁舎棟(売店)	ネットワークレコーダー	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.03	庁舎棟(売店)	レジスター	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.12	庁舎棟(売店)	レジスター	4 収容関連	1	民間事業者	
2017.06	管理棟	PHS	5 警備	133	民間事業者	
2015.11	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2015.10	管理棟	PHS	5 警備	3	民間事業者	
2013.04	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2016.04	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2015.04	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2007.03	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2013.10	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2017.01	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2013.05	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2015.01	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2016.09	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2013.03	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2015.07	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2017.09	管理棟	PHS	5 警備	4	民間事業者	
2017.03	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2015.06	管理棟	PHS	5 警備	3	民間事業者	
2013.11	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2016.12	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2015.03	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2015.12	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2015.05	管理棟	PHS	5 警備	2	民間事業者	
2016.08	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2016.10	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2020.05	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2012.10	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2016.01	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2021.07	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2016.05	管理棟	PHS	5 警備	1	民間事業者	
2021.03	管理棟	PHS	5 譲備	1	民間事業者	
2014.04	管理棟	PHS	5 譲備	1	民間事業者	
2013.09	管理棟	PHS	5 譲備	1	民間事業者	
2015.08	管理棟	PHS	5 譲備	1	民間事業者	
2019.01	管理棟	PHS	5 譲備	1	民間事業者	

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2022.02	管理棟	携帯電話		4	国	
2020.11	管理棟	多元放映システム		1	国	
2007.04	庁舎棟	映像システム		1	国	
2022.02	庁舎棟	携帯電話		8	国	
2007.12	車庫棟(倉庫)	スコップ		5	民間事業者	
2011.12	車庫棟(倉庫)	ワイドスコップ		4	民間事業者	
2012.01	車庫棟(倉庫)	ワイドスコップ		1	民間事業者	
2007.12	車庫棟(倉庫)	ママサンダンプ(ピンク)		1	民間事業者	
2011.12	車庫棟(倉庫)	ママサンダンプ(大)		6	民間事業者	
2007.12	車庫棟(倉庫)	水切りプレッシャー		5	民間事業者	
2011.12	車庫棟(倉庫)	アルミショベル		6	民間事業者	
2012.01	車庫棟(倉庫)	PPブッシャー深型		6	民間事業者	
2007.04	車庫棟(倉庫)	カラーコーン		7	民間事業者	
2007.04	車庫棟(倉庫)	コーンウェイト(黒)		10	民間事業者	
2012.12	駐車場(車庫棟前)	ヨド物置エルモ		1	国	設置場所の車庫棟(倉庫)のこと
2007.04	管理棟分室	カラーコーン		5	民間事業者	
2007.04	管理棟分室	カラーコーンバー		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	コーンウェイト(黒)		4	民間事業者	
2007.04	管理棟分室	コーンウェイト(黒)		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	手押車		14	民間事業者	
2007.04	管理棟分室	手押車		1	民間事業者	
2021.04	管理棟分室	手押車		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	台車		1	民間事業者	
2011.10	管理棟	2段式台車		1	民間事業者	
2008.10	管理棟	2段式台車		1	民間事業者	
2012.01	管理棟	灯油運搬用台車		2	民間事業者	
2007.04	車庫棟	清掃用具ケース(小)		1	民間事業者	
2019.01	車庫棟	ステック掃除機		1	民間事業者	
2008.08	車庫棟	コートリール		1	民間事業者	
2016.08	車庫棟	ホースリール(20m)		1	民間事業者	
	車庫棟	洗濯機		1	民間事業者	
2007.04	車庫棟	モップ絞り器		1	民間事業者	
2013.04	車庫棟	アルミ兼用脚立		2	民間事業者	
2019.12	車庫棟	脚立(足場台)		1	民間事業者	
2007.04	車庫棟	脚立 兼用脚立		1	民間事業者	
2007.04	車庫棟	扇風機		1	民間事業者	
2012.03	車庫棟	扇風機脚		2	民間事業者	
2007.07	車庫棟	ハラソルものほし		1	民間事業者	
2007.04	車庫棟	2ドア冷蔵庫		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	掃除機		1	民間事業者	
2016.01	庁舎棟	脚立		1	民間事業者	
2019.02	庁舎棟	はしご兼用脚立(120cm)		1	民間事業者	
2008.09	庁舎棟	脚立		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	脚立 兼用脚立		1	民間事業者	
2020.04	庁舎棟	圧着工具		1	民間事業者	
2014.12	庁舎棟	アルミ踏台 2段 RN		2	民間事業者	
2020.04	庁舎棟	インパクトドライバ 18V		1	民間事業者	
2008.06	庁舎棟	ドライバー(+ 25センチ)		1	民間事業者	
2011.10	庁舎棟(一般食堂)	32型液晶TV		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟(一般食堂)	TV台		1	民間事業者	
2007.04	面会棟(待合室)	23型液晶TV		2	民間事業者	
2007.04	面会棟(待合室)	TV台		2	民間事業者	
2007.04	面会棟(待合室)	広報用パネル		4	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	車椅子(自走用)紺		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	人工植物 ベンジャミンチヤ		4	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	ガラスショーケース		2	民間事業者	
2007.04	庁舎棟	広報用パネル		10	民間事業者	
2012.06	庁舎棟	広報用パネル		1	民間事業者	
2013.08	庁舎棟	広報用パネル		1	民間事業者	
2012.02	庁舎棟(一般食堂)	アクリル液晶テレビ保護カバー		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟(広報展示ロビー)	37型プラスマTV		1	民間事業者	
2007.04	庁舎棟(広報展示ロビー)	TV台		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	清掃用具ケース(小)		6	民間事業者	
2011.10	管理棟分室	清掃用具W608		1	民間事業者	
2019.07	管理棟	ハンディ型掃除機		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	掃除機		4	民間事業者	
2007.04	管理棟分室	掃除機		1	民間事業者	
2015.01	管理棟	害獣キャッチャー		1	民間事業者	
2015.01	管理棟分室	害獣キャッチャー		1	民間事業者	
2007.04	管理棟	布団乾燥機		1	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	清掃用具ケース		24	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	清掃用具ケース		25	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	清掃用具ケース		9	民間事業者	
2011.10	農業倉庫棟	清掃用具ケース 両開き		2	民間事業者	
2007.04	倉庫棟 維持管理倉庫	清掃用具ケース(小)		1	民間事業者	
2007.04	管理棟倉庫(教育)	DVD/ビデオレコーダー		2	民間事業者	
2007.05	管理棟	すのこ		2	民間事業者	
2011.11	女子教育・職業訓練棟	フルカバー ホースリール		1	民間事業者	
2011.11	農業倉庫棟	モップ絞り器C型		1	民間事業者	
2018.10	男子体育館	モップ絞り器		1	民間事業者	
2007.07	女子教育・職業訓練棟	ハラソルものほし		16	民間事業者	
2007.07	女子教育・職業訓練棟(増設)	ハラソルものほし		12	民間事業者	
2007.07	農業倉庫棟	ハラソルものほし		4	民間事業者	
2012.01	サービス棟	ワイドスコップ		36	民間事業者	

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2012.01	物置	スコップ [°]		10	民間事業者	
2011.10	物置	プラスチックスコップ [°]		4	民間事業者	
2011.12	サービス棟	ママサンダング [°] (大)		3	民間事業者	
2011.12	男子教育・職業訓練棟	ママサンダング [°] (大)		3	民間事業者	
2011.12	女子教育・職業訓練棟	ママサンダング [°] (大)		3	民間事業者	
2011.12	物置	ママサンダング [°] (大)		4	民間事業者	
2011.12	サービス棟	水切りドライヤー		4	民間事業者	
2011.11	女子教育・職業訓練棟	水切りドライヤー		7	民間事業者	
2011.12	物置	水切りドライヤー		2	民間事業者	
2007.12	サービス棟	ショベル(丸型)		3	民間事業者	
2012.01	サービス棟	アルミショベル		8	民間事業者	
2012.01	サービス棟	PPブッシャー深型		9	民間事業者	
2012.01	物置	PPブッシャー深型		5	民間事業者	
2011.10	サービス棟	鉛筆削り器ハイストロング [°]		2	民間事業者	
2019.12	女子教育・職業訓練棟	ステンレス物干しスタンド [°]		4	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R600(小)		3	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R600(小)		1	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R600		14	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R600		12	民間事業者	
2007.04	男子体育館	回転黒板 BB-R600		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	回転黒板 BB-R600		1	民間事業者	
2011.10	女子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R900		1	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	回転黒板 BB-R900		10	民間事業者	
2011.10	保護室棟	マットレス		1	民間事業者	
2019.05	保護室棟	マットレス(抗菌防臭防ダニ)		1	民間事業者	
2019.10	男子体育館	BDプレーヤー		1	民間事業者	
2019.10	女子体育館	BDプレーヤー		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	司会者用舞台		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	舞台		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	司会者用舞台		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	舞台		1	民間事業者	
2007.06	男子体育館	バレーボール支柱台車		1	民間事業者	
2007.06	女子体育館	バレーボール支柱台車		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	6人制バレーネット		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	6人制バレーネット		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	バー支柱(2本一組)		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	バー支柱(2本一組)		1	民間事業者	
2011.07	女子教育・職業訓練棟	CDラジカセ		3	民間事業者	
2011.07	男子体育館	CDラジカセ		1	民間事業者	
2011.11	第2女子教育・職業訓練棟	CDラジカセ		1	民間事業者	
2013.06	男子体育館	トエイライト審判台		1	民間事業者	
2013.06	女子体育館	トエイライト審判台		1	民間事業者	
2020.03	サービス棟	エンジンカッター(やまびこ)(非常時用)		2	民間事業者	
2007.06	男子教育・職業訓練棟	大型ケトル(10ℓ)		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	サッカーゴールセット収納袋		2	民間事業者	
2007.04	女子体育館	サッカーゴールセット収納袋		2	民間事業者	
2007.04	男子体育館	サッカー用スクリーン(BS-1型)		1	民間事業者	
2007.04	女子体育館	サッカー用スクリーン(BS-1型)		1	民間事業者	
2007.04	男子体育館	少年用サッカーゴールセット(携帯用)		2	民間事業者	
2007.04	女子体育館	少年用サッカーゴールセット(携帯用)		2	民間事業者	
2011.10	サービス棟	シューズ3×8窓無・錠無		3	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	シューズ3×8窓無・錠無		12	民間事業者	
2011.10	農業倉庫棟	シューズ3×8窓無・錠無		2	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	シューズ3×8窓無・錠無		24	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	シューズ3×8窓無・錠無		24	民間事業者	
2011.10	サービス棟	シューズボックス		3	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	シューズボックス		24	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	シューズボックス		24	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	シューズボックス		12	民間事業者	
2011.10	農業倉庫棟	シューズボックス		2	民間事業者	
2011.10	保護室棟 リネン室	すのこ		2	民間事業者	
2020.11	女子教育・職業訓練棟	踏み台		8	民間事業者	
2022.07	第2女子教育・職業訓練棟	防雨ハンドメガホン		2	民間事業者	
2022.01	サービス棟	一輪車		1	民間事業者	
2007.04	サービス棟	屋外型ハロゲン投光器		2	民間事業者	
2007.04	男子体育館	花台		2	民間事業者	
2007.04	女子体育館	花台		2	民間事業者	
2007.04	サービス棟	教卓		2	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	教卓		16	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	教卓		16	民間事業者	
2007.04	男子体育館	教卓		1	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	教卓		5	民間事業者	
2008.06	男子体育館	卓球台		1	民間事業者	
2008.06	女子体育館	卓球台		1	民間事業者	
2008.06	男子体育館	卓球用ネット		1	民間事業者	
2008.06	女子体育館	卓球用ネット		1	民間事業者	
2011.10	サービス棟	担当台		2	民間事業者	
2007.04	男子教育・職業訓練棟	担当台		8	民間事業者	
2007.04	女子教育・職業訓練棟	担当台		8	民間事業者	
2011.10	第2女子教育・職業訓練棟	担当台		5	民間事業者	
2011.10	農業倉庫棟	担当台		1	民間事業者	
2007.04	男子収容棟(倉庫)	マットレス		7	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(倉庫)	マットレス		5	民間事業者	
2019.05	女子収容棟(倉庫)	マットレス(抗菌防臭防ダニ)		2	民間事業者	

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2010.09	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2010.12	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2012.02	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2007.11	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		3	民間事業者	
2007.11	男子収容棟(多目的ホール)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2008.02	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		4	民間事業者	
2008.02	女子収容棟(多目的ホール)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		6	民間事業者	
2016.04	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2016.05	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2017.08	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2019.02	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2019.02	女子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター		1	民間事業者	
2019.09	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター(デジタル)		2	民間事業者	
2019.11	男子収容棟(脱衣室)	ヘルスメーター(デジタル)		1	民間事業者	
2011.06	女子収容棟(多目的ホール)	25型用TV台		1	民間事業者	
2011.06	男子収容棟(多目的ホール)	32V型液晶TV		9	民間事業者	
2011.06	女子収容棟(多目的ホール)	32V型液晶TV		9	民間事業者	
2007.04	男子収容棟(多目的ホール)	25型用TV台		9	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(多目的ホール)	25型用TV台		9	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(多目的ホール)	32型用TV台		6	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(多目的ホール)	32V型液晶TV		6	民間事業者	
2007.04	男子収容棟(多目的ホール)	回転黒板 BB-R600		10	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(多目的ホール)	回転黒板 BB-R600		9	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(多目的ホール)	回転黒板 BB-R600		6	民間事業者	
2007.05	男子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		4	民間事業者	
2007.05	女子収容棟(共同トイレ)	モップ絞り機		1	民間事業者	
2007.05	女子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		8	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(洗濯室)	モップ絞り機		1	民間事業者	
2011.11	男子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機C型		1	民間事業者	
2011.11	女子収容棟(倉庫)	モップ絞り機C型		1	民間事業者	
2011.11	女子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機C型		4	民間事業者	
2017.08	男子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		1	民間事業者	
2017.09	男子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		2	民間事業者	
2017.09	女子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		1	民間事業者	
2020.02	男子収容棟(多目的ホール)	モップ絞り機		1	民間事業者	
2007.05	男子収容棟(図書コーナー)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2011.08	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2013.03	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2013.11	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		5	民間事業者	
2015.11	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2016.03	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2016.09	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2017.01	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2017.07	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2017.11	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2018.02	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2018.05	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		2	民間事業者	
2019.03	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		2	民間事業者	
2019.08	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2019.10	男子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		1	民間事業者	
2020.09	女子収容棟(多目的ホール)	鉛筆削り器ハイストロング		2	民間事業者	
2007.04	男子収容棟(多目的ホール)	フリー ポックス		9	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(多目的ホール)	フリー ポックス		15	民間事業者	
	男子収容棟(監視室)	電子体温計		3	民間事業者	
	女子収容棟(監視室)	電子体温計		3	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(監視室)	デジタル体温計		2	民間事業者	
2007.07	男子収容棟(倉庫)	ハラソルものほし		1	民間事業者	
2007.07	女子収容棟(倉庫)	ハラソルものほし		7	民間事業者	
2007.07	女子収容棟(多目的ホール)	ハラソルものほし		15	民間事業者	
2007.07	女子収容棟(脱衣室)	ハラソルものほし		2	民間事業者	
2007.05	男子収容棟(倉庫)	折畳みコンテナ		8	民間事業者	
2007.05	女子収容棟(倉庫)	折畳みコンテナ		9	民間事業者	
2007.05	男子収容棟(倉庫)	コロ付き収納BOX		2	民間事業者	
2007.05	女子収容棟(倉庫)	コロ付き収納BOX		5	民間事業者	
2007.05	女子収容棟(倉庫)	延長コードリール(30m)		1	民間事業者	
2007.04	男子収容棟	台車(大)		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟	台車(大)		1	民間事業者	
2011.10	女子収容棟	2段式台車		1	民間事業者	
2007.05	男子収容棟	すのこ(900×400 青)		1	民間事業者	
2007.04	男子収容棟	すのこ(1800×400 グレー)		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟	すのこ (900×400 青)		1	民間事業者	
2007.05	女子収容棟	すのこ(1800×400 グレー)		1	民間事業者	
2011.11	女子収容棟	すのこ(2150×1500×65 木)		5	民間事業者	
2007.04	男子収容棟	回転黒板 BB-R600		10	民間事業者	
2007.04	女子収容棟	回転黒板 BB-R600		9	民間事業者	
2011.10	女子収容棟	回転黒板 BB-R600		6	民間事業者	
2007.04	男子収容棟	担当台		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟	担当台		1	民間事業者	
2016.01	男子収容棟(多目的ホール)	BDレコーダー		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(多目的ホール)	DVD/ビデオレコーダー		1	民間事業者	
2011.10	女子収容棟	DVD/ビデオレコーダー		1	民間事業者	
2007.04	男子収容棟(多目的ホール)	スタンドミラー		1	民間事業者	

購入年月	設置場所	物品名称	運営業務	数量	整備・更新費用の負担	備考
2007.04	女子収容棟(多目的ホール)	スタンドミラー		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(脱衣室)	ユニット台		1	民間事業者	
2007.04	女子収容棟(洗濯室)	ユニット台		2	民間事業者	
2011.10	女子収容棟	ビジネスキッチン スチール食器収納ユニット		1	民間事業者	
2011.11	女子収容棟	フルカバーホースリール		1	民間事業者	
2011.11	女子収容棟	水切りドライヤー		8	民間事業者	
2011.10	女子収容棟(多目的ホール)	教卓		1	民間事業者	
2007.03	管理棟	掃除機		2	民間事業者	
2011.09	管理棟分室	集塵掃除機CV-96H		1	民間事業者	
2007.03	女子教育・職業訓練棟	掃除機		1	民間事業者	
2016.03	女子教育・職業訓練棟	掃除機		1	民間事業者	
2007.03	男子教育・職業訓練棟	掃除機		1	民間事業者	
2019.03	庁舎棟	掃除機		1	民間事業者	
2007.03	庁舎棟	掃除機		2	民間事業者	
2010.09	武道場	掃除機		1	民間事業者	

(注記事項)

上記の他、各業務共通の設備、備品等として、事務机、椅子、テーブル、パソコン機器、電話、複合機、シュレッダー、ホワイトボード、ロッカー、書棚・キャビネット及びこれらに係る消耗品（専ら被収容者が使用するものを除く。）は国が整備する。

また、上記の他、各収容棟等に設置されているAED及び掛け時計、被収容者の居室内における設備・備品等（扇風機等の季節に応じた備品を含む。）、被収容者に使用させる物品（机・椅子・ロッカー・ホワイトボード・棚・鉛筆削り器・CDデジオ・TV等、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」に掲げる物品及びこれらに係る消耗品）は民間事業者が整備する。

医療機器については、要求水準書別添「医療機器一覧」に記載しています。

4 従来の実施における目的の達成の程度

1. 施設運営上の重大な支障の発生状況

(単位：件)

	逃走	暴動・騒じょう	自殺(既遂)	火災	被収容者個人情報の漏洩
令和元年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0

※民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因するもののみ計上している。

2. 受刑者に対する釈放時アンケート

(1) 趣旨

行刑改革会議の提言を受け、行刑行政の透明化、処遇環境の充実化等を推進するための一方策として、平成17年度から、派出所受刑者を対象として釈放時アンケートを実施している。

受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用することとしている。

(2) 対象者及び有効回答数（回答率）

以下の各年度において、刑事施設を満期釈放又は仮釈放となった受刑者

	対象者数 (人)	有効回答数 (回答率・%)	
平成30年度	20,765	18,940 男子 17,099 (91.2) 女子 1,841	
令和元年度	19,752	18,046 男子 16,283 (94.2) 女子 1,763	
令和2年度	17,937	16,833 男子 15,122 (93.8) 女子 1,711	

(3) アンケート集計結果（単位：%）

① 給食（男子）

食事の量	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	54.8	7.7	37.5
令和元年度	56.8	8.6	34.6
令和2年度	56.3	8.6	35.0

食事の質	良い	悪い	特に何も感じない
平成30年度	32.7	43.0	24.3
令和元年度	34.9	40.7	24.5
令和2年度	36.1	38.8	25.1

主食とおかずのバランス	ちょうど良い	主食を減らし おかずを増や してほしい	おかずを減ら し主食を増や してほしい
平成30年度	57.7	35.2	7.0
令和元年度	57.5	35.9	6.6
令和2年度	58.3	34.8	6.9

献立の種類	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	51.2	3.3	45.5
令和元年度	52.0	3.7	44.3
令和2年度	53.8	3.4	42.8

パン食の回数	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	35.1	4.5	60.4
令和元年度	36.5	4.5	59.0
令和2年度	36.5	4.4	59.1

① 給食（女子）

食事の量	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	51.3	18.0	30.8
令和元年度	54.0	17.4	28.5
令和2年度	55.4	17.1	27.4

食事の質	良い	悪い	特に何も感じない
平成30年度	38.6	36.3	25.2
令和元年度	39.0	36.4	24.6
令和2年度	41.4	35.3	23.3

主食とおかずのバランス	ちょうど良い	主食を減らしおかずを増やしてほしい	おかずを減らし主食を増やしてほしい
平成30年度	43.1	52.7	4.3
令和元年度	42.6	54.4	3.0
令和2年度	43.5	53.0	3.5

献立の種類	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	51.1	3.7	45.2
令和元年度	49.6	4.2	46.2
令和2年度	52.9	3.5	43.5

パン食の回数	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年度	29.4	2.4	68.2
令和元年度	30.4	3.1	66.6
令和2年度	31.8	2.6	65.6

② 職業訓練（男子）

職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思うか

	役立つ	役立たない	どちらともいえない
平成30年度	78.4	4.4	17.2
令和元年度	79.1	3.8	17.1
令和2年度	80.9	4.2	14.9

② 職業訓練（女子）

職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思うか

	役立つ	役立たない	どちらともいえない
平成30年度	86.1	2.9	11.1
令和元年度	86.4	1.9	11.7
令和2年度	84.2	2.2	13.6

③ 教育活動（男子）

教育活動のうち、役に立ったと思う改善指導を全て回答

平成30年度	令和元年度	令和2年度
薬物依存離脱指導 85.6	薬物依存離脱指導 84.5	薬物依存離脱指導 84.8
交通安全指導 79.2	交通安全指導 79.1	交通安全指導 79.8
被害者の視点を取り入れた教育 75.1	被害者の視点を取り入れた教育 74.2	被害者の視点を取り入れた教育 76.0
就労支援指導 73.9	性犯罪再犯防止指導 73.9	性犯罪再犯防止指導 73.7

③ 教育活動（女子）

教育活動のうち、役に立ったと思う改善指導を全て回答

平成30年度	令和元年度	令和2年度
薬物依存離脱指導 88.4	薬物依存離脱指導 89.3	交通安全指導 88.2
交通安全指導 81.9	交通安全指導 81.4	薬物依存離脱指導 87.9
被害者の視点を取り入れた教育 81.2	被害者の視点を取り入れた教育 77.8	被害者の視点を取り入れた教育 78.3
就労支援指導 80.0	就労支援指導 76.6	就労支援指導 77.1

5 従来の実施方法等

(1) 従来の実施方法 別紙(1)～(2)を参照。

(2) 事務・事業の目的を達成する観点から重視している事項

1 実施体制

本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、業務領域が不明確な業務にも迅速に対応するほか、再犯防止に資する矯正処遇は、入所から出所まで隔たりなくシームレスに行う必要があることから、民間事業者の職員で本事業に係る業務に従事する者（以下「従事職員」という。）が各々他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、事業期間にわたり安定的かつ円滑に施設運営ができる体制とする。

2 総括業務責任者及び業務責任者

(1) 民間事業者は、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 本事業の実施に係る管理・統括
- ② 業務遂行に関する民間事業者に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

(2) 民間事業者は、業務の区分ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 各業務区分の実施に係る管理・統括
- ② 民間事業者の職員で各業務区分に係る業務に従事する者に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

3 業務従事者

従事職員は、本事業の基本的理念や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実に行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

4 資格の保有

従事職員は、法令上、本事業の各業務に必要な資格がある場合は、当該資格を保有し、又は有資格者を用意しなければならない。

なお、施設従事職員のうち警備業務に従事する者の4分の3以上は、施設警備（「警備員等の検定等に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第20号）に規定する資格「施設警備業務」をいう。）の実務経験1年以上の者でなければならない。

業務分担表

別紙（1）

1 施設維持管理業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
建築物保守管理	建築物保守管理一般	点検保守の実施等	建物の点検保守		○		○	
			外溝の点検保守		○		○	
			建築設備の点検保守		○		○	
建築設備運転監視	建築設備運転監視一般	運転監視の実施等	建築設備（電気設備・機械設備等）運転監視		○		○	
修繕	修繕一般	修繕の実施等	建築物修繕		○		○	大規模修繕は、国において実施
			建築設備修繕		○		○	

業務分担表

2 総務業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
総務	総務業務一般	庶務事務支援	文書の発受・管理		○		○	
			参観・広報支援		○		○	
			電話交換		○		○	
			宿日直		○		○	
			国有財産物品管理事務支援		○	—	—	経理事務支援に変更
			人事事務支援		○	○		
			その他事務支援（窓口対応、接遇）	○			○	
	名籍事務支援		写真撮影		○		○	
			身分帳簿管理		○	○		
			その他名籍事務支援		○	○		
	各種統計作成支援		各種統計作成支援		○	○		
	経理事務支援業務		会計事務支援		○		○	
			共済事務支援		○		○	
			国有財産物品管理事務支援	—	—		○	
			作業報奨金管理支援		○		○	
	領置事務支援		領置物保管		○		○	
			領置金管理支援		○		○	

	購入物品管理支援		○		○	
情報システム管理	面会予約システム		○		○	
	郵便物管理システム		○		○	
	処遇情報管理システム		○	○		
	位置情報管理システム		○	—	—	警備業務に変更
	図書管理システム		○		○	
	その他情報システム管理		○	○		
運転	公用車や護送車両の整備及び維持管理、運転		○		○	
備品・消耗品管理	什器・備品・消耗品の調達、維持管理		○	○		

業務分担表

3 収容関連サービス業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
収容関連 サービス	給食	献立の作成・確認	献立作成		○		○	
		食事・飲料の給与	調理		○		○	現行事業においては、刑務作業として受刑者も従事。次期事業においては、受刑者の従事は認めない。
			盛付・配膳		○		○	刑務作業として受刑者も従事
		下膳			○		○	刑務作業として受刑者も従事
			食材の購入・管理		○		○	
		衛生管理	衛生管理・食中毒発生の防止		○		○	
		厨房設備・機器・ 備品等の整備及び 保守管理	維持管理等	—			○	現行事業においては、施設維持管理業務の一部として委託。
		非常時の対応等	非常時の対応 非常食及び非常飲料の調達		○		○	
衣類・寝具の提供	衣類・寝具の提供	清潔な衣類・寝具の提供		○		○		
	洗濯	洗濯		○		○		刑務作業として受刑者も従事
清掃	清掃	日常清掃		○		○		
		定期清掃		○		○		
	植栽管理・環境整備	植栽管理・環境整備		○		○		
		害虫駆除		○		○		
	廃棄物処理	廃棄物処理		○		○		

その他収容関連 サービス	購買	購買		○	○		
	理容・美容	被収容者の調髪		○		○	
	職員食堂運営	職員食堂運営		○		○	
	自動販売機の設置・管理	自動販売機の設置・管理		○		○	
	食器・雑具・日常必需品の給貸与	食器・雑具・日常必需品の給貸与		○		○	

業務分担表

4 警備業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
警備	施設警備	庁舎警備	一般受付		○		○	
			面会受付		○		○	
			所持品検査		○		○	
			入退出管理		○		○	
			車両検査		○		○	
		構内外巡回警備	構内外巡回警備		○	○		
	総合監視卓監視	監視カメラ監視、警報対応等			○	○		
収容監視	収容監視	夜間・休日の収容棟内の巡回			○	○		
その他警備支援	保安検査	保安区域内の検査			○	○		
	護送支援	他施設・外部病院への護送支援			○	○		
	運動・入浴監視支援	運動監視支援			○	○		
		入浴監視支援			○	○		
	保安事務支援	報告文書の作成等			○	○		
	各種訓練	護身術訓練等の実施			○	○		
警備システム管理	総合警備システム	総合警備システムの構築・維持管理			○		○	
	位置情報把握システム	位置情報把握システムの構築・保守管理			○		○	

業務分担表

5 作業業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
作業	作業企画支援	作業企画支援	作業提供企業の確保等		○		○	
	技術指導	作業技術指導	技術指導者の派遣、受刑者への技術指導		○		○	
		安全衛生管理等指導	安全衛生の確保・公害防止に関する指導		○		○	
	職業訓練	職業訓練	職業訓練の実施等		○		○	
	その他作業事務支援	その他作業事務支援	作業等級の審査等		○		○	

業務分担表

6 教育業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
教育	教育企画	視聴覚教育	余暇時間等を利用した視聴覚教育の実施		○		○	
		通信教育	通信教育講座の提供		○		○	
		改善指導	一般改善指導		○		○	
			特別改善指導		○		○	
		教科指導	教科指導		○		○	
		刑執行開始時及び釈放前の指導	刑執行開始時及び釈放前の指導	○		○	○	国で実施する指導のほかに施設独自に追加実施。
		その他教育企画	外部講師の手配・連絡調整等		○		○	
	図書管理	図書管理	図書の整備及び管理		○		○	
	その他教育支援	その他教育支援	宗教教誨師・篤志面接委員との連絡調整		○	○		
			各種レクリエーション		○	○		

業務分担表

7 医療業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
医療	入所時健康診断 定期健康診断	健康診断の実施等	入所時健康診断の実施		○		○	
			定期健康診断の実施		○		○	
各種連絡調整 レセプト審査	外部医療機関との連絡調整	診療所運営時の連絡調整		○		○		
		レセプト審査業務	外部医療機関から送付されたレセプト審査・集計		○		○	
医療設備の維持管理	医療設備の保守管理	医療設備の保守管理	医療機器の整備、保守・点検		○		○	
医療関係事務	医療関係事務	自己負担診療の引き落とし手続		○		○		
		報告文書等の作成		○		○		

業務分担表

8 分類事務支援業務

大項目	中項目	小項目	業務細目	現行事業		今回入札後		備考
				国	落札事業者	国	落札事業者	
分類事務支援	考查関係事務支援	分類調査事務支援	カウンセリング、心理検査等の実施・処理、データ管理		○		○	
			定期再調査の対象者の繰り出し、データ管理		○		○	
			その他文書案作成等		○		○	
審査関係事務支援		累進処遇・仮釈放申請に 係る審査事務支援	審査対象者の一覧表作成・データ 管理		○		○	
			その他文書作成等		○		○	
保護関係事務支援	保護関係機関等と の連絡調整・事務 支援		事務支援		○		○	
			連絡調整		○		○	
			文書作成等		○		○	
社会復帰支援	社会復帰支援		就労支援	○			○	
			福祉的支援	○			○	

1. 業務別参考数値（令和3年度）

関連業務	種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
共通	入所（件）	31	9	38	37	12	22	32	36	29	21	18	23	308
	出所（件）	33	21	26	34	24	40	25	28	31	31	28	37	358
分教 類育	一般改善指導の実施（単元） 全体・小集団	17	15	19	11	23	22	19	28	28	20	14	20	236
	面接調査の実施（回）※2	2	1	2	3	4	4	3	2	4	3	3	2	33
	カウンセリングの実施（回）	10	5	10	6	8	6	6	7	7	11	5	6	87

※ 面接調査の数値については、福祉的支援として実施した面接の回数を記載。

2. 被収容者による設備等の損壊件数（平成19年から令和4年10月）※経年劣化を除く。

発生件数	損壊した物品	損壊の程度	概要
5件	温冷配膳車	破損（扉の破損等）	被収容者が温冷配膳車を移動中に接触。
4件	無線タグ	破損	被収容者による乱暴な取扱い等により破損。
3件	テレビ	アンテナ端子の破損、液晶画面の傷	被収容者による乱暴な取扱い等により損壊。
3件	網戸	破損	被収容者による乱暴な取扱い等により破損。
2件	被収容者居室備品等	破損	被収容者による乱暴な取扱い等により破損。
1件	運動場日さしの柱	傷	被収容者による乱暴な取扱い等により傷。
1件	調理室の柱	タイルの破損	被収容者が台車を移動中に接触。
1件	シャワーフック	破損	被収容者による乱暴な取扱い等により破損。
1件	マットレス	傷	被収容者による乱暴な取扱い等により傷。
1件	エレベータのセーフティーシュート	破損	被収容者が温冷配膳車を移動中に接触。
1件	保護室の壁	傷	被収容者による乱暴な取扱い等により傷。
1件	パソコンのタッチパッド	破損	被収容者による乱暴な取扱い等により破損。
1件	被収容者居室内机上の掲示ボード	傷	被収容者による乱暴な取扱い等により傷。

3. 自動車運転業務の実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
運転回数（回）	1,830	1,223	993	
（うち宿泊を伴うもの）	5	3	4	施設までの往復で1回とし、複数の目的地を含む場合や拘束される時間の長短は考慮せず。
総走行距離数（km）	107,967	80,709	66,069	

4. 職業訓練の実施状況（令和3年度）

訓練種目	訓練定員（1回）	訓練期間（1コース）	頻度	実施者
ワーカーイントロダクション科	60	3か月	連続して通年実施	民間事業者
ボランティア啓発科	60	3.5か月	連続して通年実施	民間事業者
ビジネススキル科	60	4か月	連続して通年実施	民間事業者
情報処理技術科（ITスキル養成課程）	60	4か月	連続して通年実施	民間事業者
販売サービス科	30	6か月	2回	民間事業者
医療事務科	20	7か月	1回	民間事業者
介護福祉科	20	11か月	2回	民間事業者
福祉住環境コーディネーター科	40	3か月	1回	民間事業者
ビジネス会計科	40	4か月	1回	民間事業者
CAD技術科	20	6か月	1回	民間事業者
調理科（フードコーディネーター課程）	16	4か月	3回	民間事業者
食の総合知識科	20	2か月	3回	民間事業者
情報処理技術科（エキスパート課程）	20	4か月	6回	民間事業者
Webスキル科	20	6か月	2回	民間事業者
ペット総合科	3	12か月	1回	民間事業者
ネット販売実務科	12	4か月	1回	民間事業者
販売戦略科	8	1.5か月	1回	民間事業者
調理科	20	12か月	1回	民間事業者
クリーニング科	10	12か月	1回	民間事業者
調理科（パン職人）	10	12か月	1回	民間事業者

5. 外部通勤作業等の実施状況

年度	外部通勤作業		職場体験	
	実施延べ日数	(受入事業所数)	実施延べ日数	(受入事業所数)
平成29年度	36人日	(1か所)	0人日	(0か所)
平成30年度	36人日	(1か所)	0人日	(0か所)
令和元年度	55人日	(2か所)	0人日	(0か所)
令和2年度	0人日	(0か所)	0人日	(0か所)
令和3年度	0人日	(0か所)	0人日	(0か所)

※ 実施延べ日数は、全事業所の合計を記載。

※ 自動車の運転業務として、受入事業所までの送迎及び昼食の配達が必要となる。

6. 教育の実施状況（令和3年度）

（1）主な一般改善指導

指導内容	受講人員(1回)	期間(1コース)	頻度	実施者
ACTプログラム（ACT：犯罪性思考）	12	3か月	男女各年1回	民間事業者
こころのトレーニング（ワークブック）	全員	通年	通年	民間事業者
体つくりトレーニング	全員	通年	通年	民間事業者
絆プログラム～絵本の読み合いを通じて～	6	3か月	年1回(女性)	民間事業者
生活向上スキルプログラム	15	4か月	男女各年1回	民間事業者
マインドフルネスを用いたプログラム	10	2か月	年1回(女性)	民間事業者
対人関係サポートプログラム	12	3か月	男女各年1回	民間事業者
就労定着化プログラム	協力雇用主及び職親企業 内定者(4~6)	3.5か月	年1回(男性)	民間事業者
ビューティフルライフ・プラン・プログラム	12	3か月	年1回(男性)	民間事業者
窃盗からの回復	6~8	3か月	年1回(女性)	民間事業者

（2）主な特別改善指導

指導内容	受講人員(1回)	期間(1コース)	頻度	実施者
アディクションコントロール（薬物依存離脱指導）	12	3か月	年8回	民間事業者
ハートプログラム（被害者の視点を取り入れた教育）	10	2か月	年1回(女性) ※男性は個別対応	民間事業者
キープログラム（交通安全指導）	12	2か月	男女各年1回	民間事業者

7. 健康診断の実施状況（令和3年度）

健診内容	受診人員	(女子の内数)
入所時健康診断	284	143
定期健康診断	420	229
肺がん検診（胸部X線）	704	372
肺がん検診（喀痰細胞診）※現行事業では国で実施	3	2
胃がん検診	570	294
大腸がん検診	478	267
子宮がん検診	370	370
乳がん検診	19	19
B型、C型肝炎検診※現行事業では国で実施	19	13
刑務作業安全衛生上の検診（炊事作業等・検便）	760	179

8. 外部病院の受診状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
入院件数	10	5	4	
入院日数	122	94	10	
受診（日帰り）件数	111	63	55	

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る給食業務の対応状況

(1) 調理工場の稼働停止日数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
調理工場の稼働停止日数	0	0	11	令和3年度の稼働停止は全てパン工場

(2) 感染拡大に伴い使い捨て容器を用いて食事を給与した際に使用した、使い捨て容器の数及び費用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
使い捨て容器数	0	0	約5,700枚	
使い捨て容器の費用	0	0	約36,000円	